



最近の中小企業・小規模事業者政策について

平成29年9月

中小企業庁

目次

1. 中小企業・小規模事業者の現状

2. 主な中小企業・小規模事業者政策

1. 中小企業・小規模事業者の現状

(1) 中小企業・小規模事業者の概要

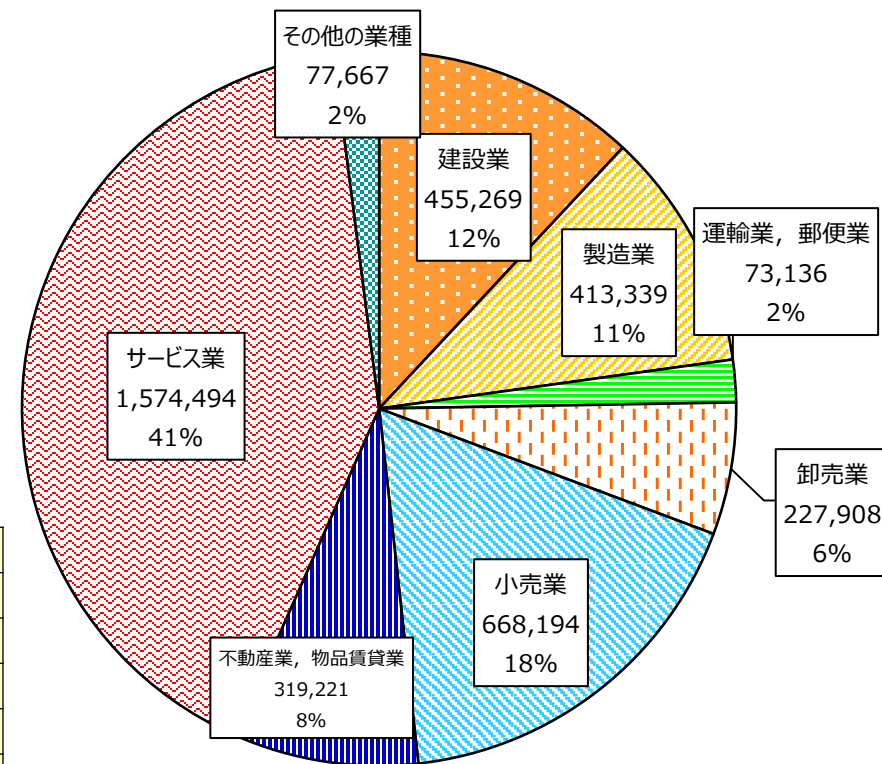
- 全事業者数の99.7%が中小企業、全従業員の約70%が中小企業に就業。
- 事業者数では、製造業が11%にとどまり、卸・小売業やサービス業が約65%。

事業者数・従業者数（2014年）

	事業者数	従業者数
大企業	1.1万者 (0.3%)	1,433万人 (29.9%)
中小企業	380.9万者 (99.7%)	3,361万人 (70.1%)
うち小規模事業者	325.2万者 (85.1%)	1,127万人 (23.5%)

資料：総務省「平成26年経済センサス-基礎調査」再編加工

中小企業の業種別事業者数（2014年）



業種	中小企業基本法の定義		
	中小企業者		うち小規模事業者
	資本金 または	従業員	従業員
製造業その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

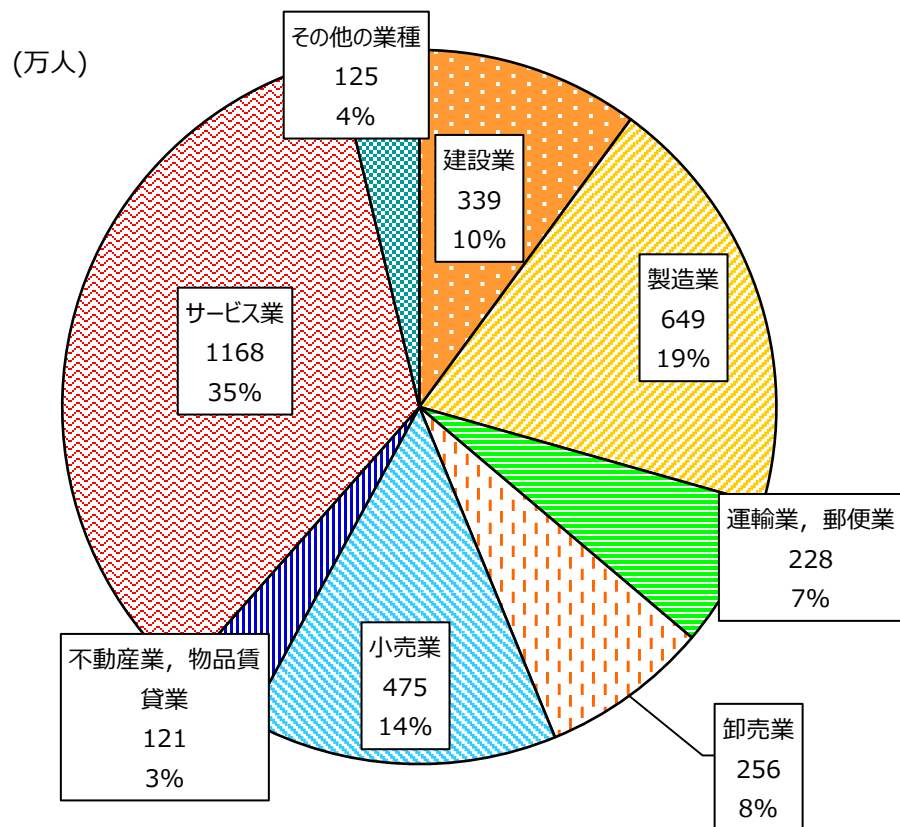
(注) 1. 「サービス業」とは、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の合計。

2. 「その他の業種」とは、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「金融・保険業」、「情報通信業」の合計。

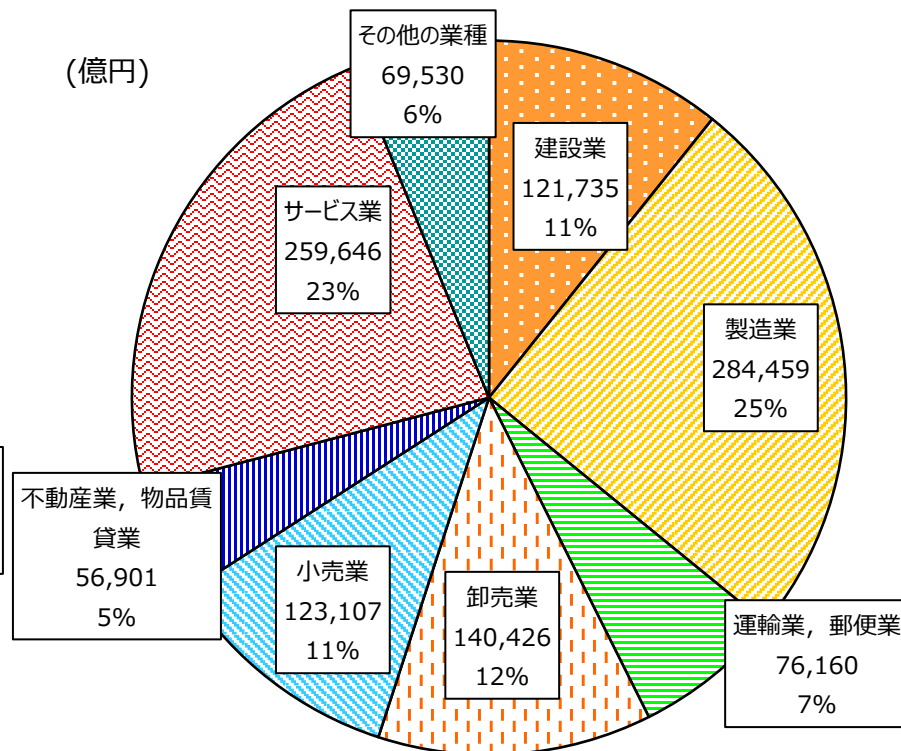
(2) 中小企業・小規模事業者の業種別従業者数、付加価値額

- 従業員数ではサービス業が約35%、製造業が約19%。
- 付加価値額で見ると、製造業が約25%、サービス業が約23%。

中小企業の業種別従業者数（2014年）



中小企業の業種別付加価値額（2011年）



(3) 地域を担う産業の変化

● 地域の雇用を担う産業は製造業からサービス業へ変化。

図1 従業者数で見た地域の産業構造の変化（市町村単位）

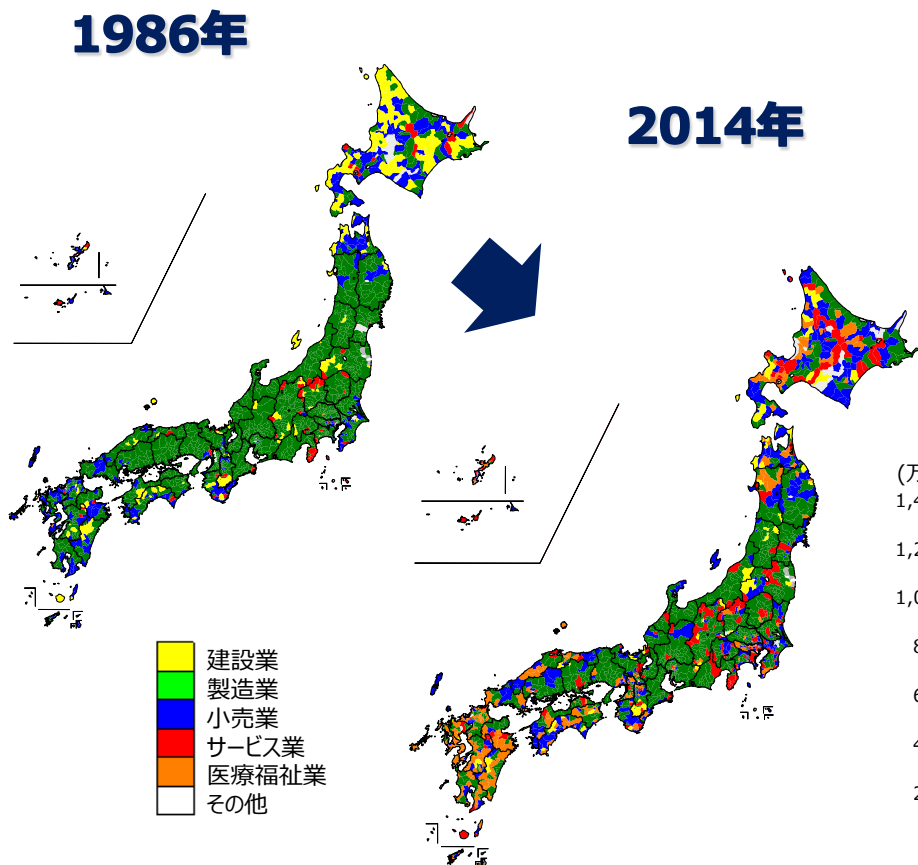


図2 地域別従業者数の増減(1986－2012年)

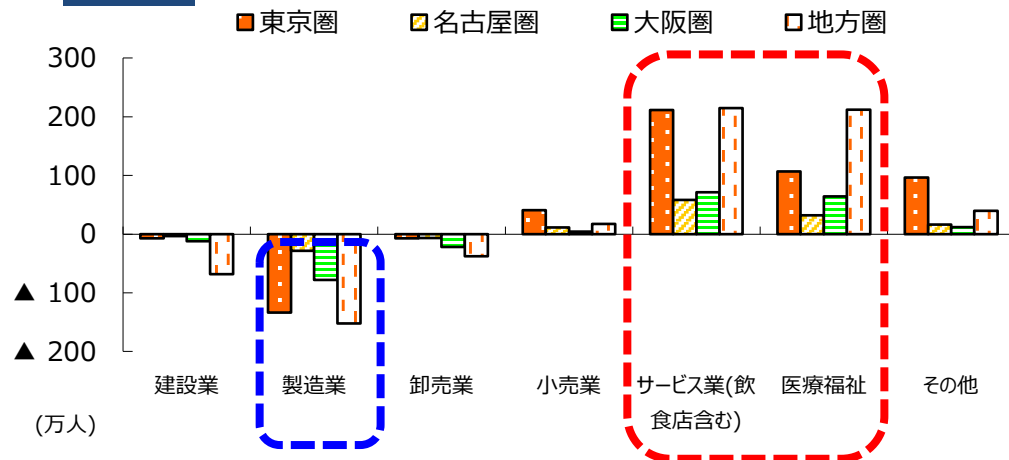
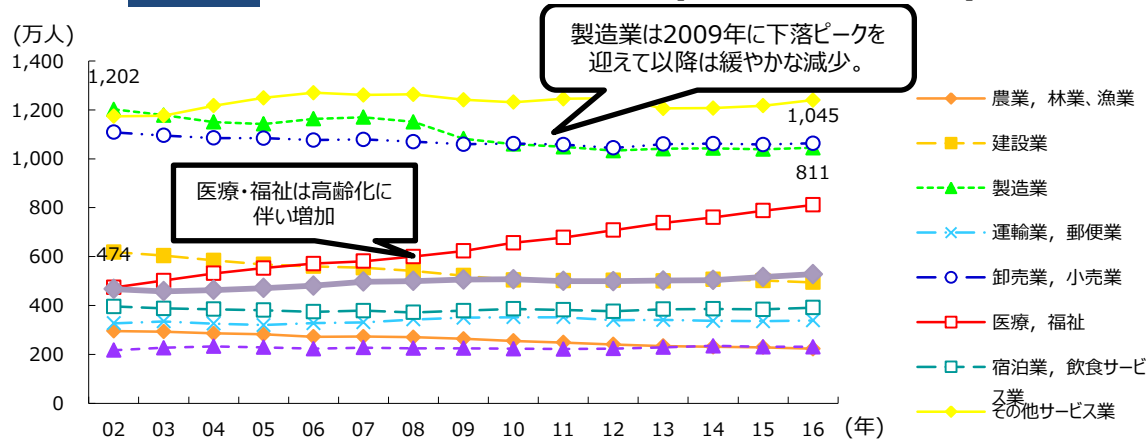


図3 産業別就業者数の推移(2002－2016年)



資料：総務省「事業所統計調査」、総務省・経済産業省「平成24年経済センサス」再編加工
(注)1.業種別(大分類ベース)で従業者数を集計し、最も従業者が多い業種で市町村別に描写。
2.東京都については、23区に分けて集計している。

資料：総務省「労働力調査」
(注)1.2011年は東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となったため、補完推計値を表示している。
2.日本標準産業分類の改定(2007年11月)に伴い、労働力調査においては、2009年1月調査から第12回改定の産業分類により結果を表章し、2007年及び2008年分について適及結果を作成している。
3.ここでいう「その他サービス業」とは、「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を合計したものであり、「その他の業種」とは、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」の合計である。

(4) 中小企業・小規模事業者の業況

- 中小企業の経常利益は過去最高水準にあり、景況感も改善傾向。

図1 経常利益の推移

(兆円・後方4四半期移動平均)

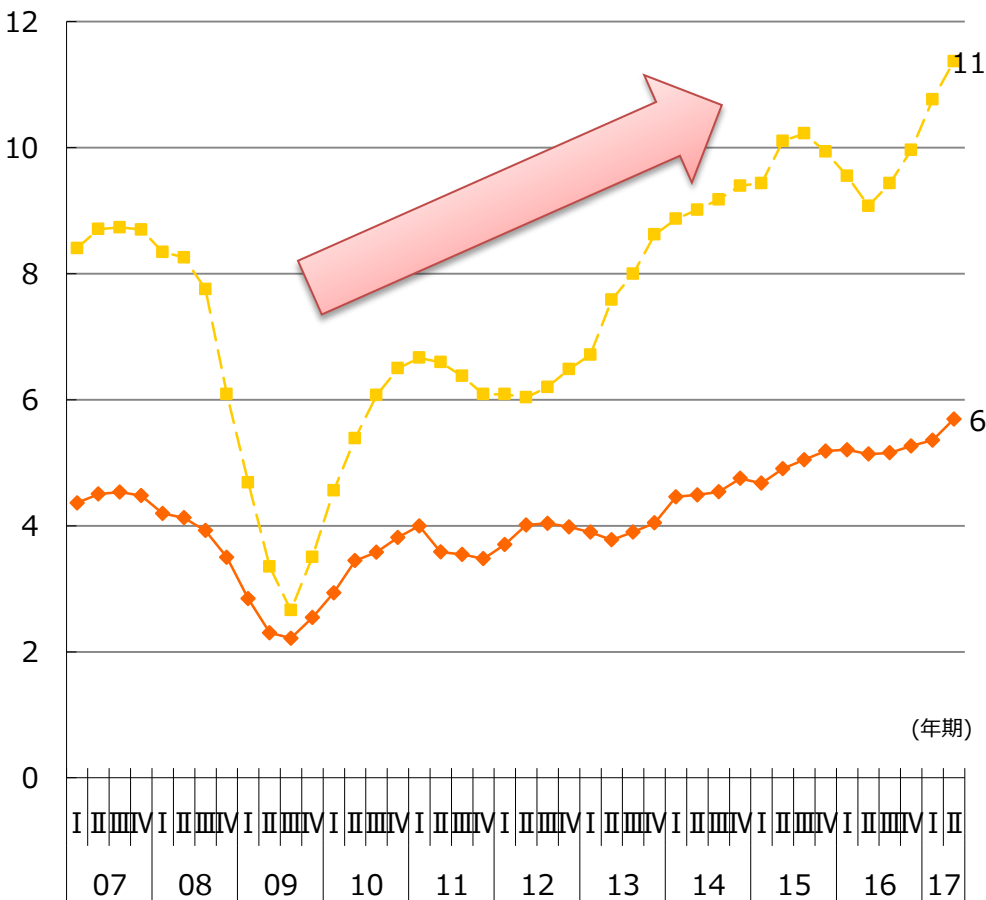


図2 業況判断DIの推移

(DI、%p)

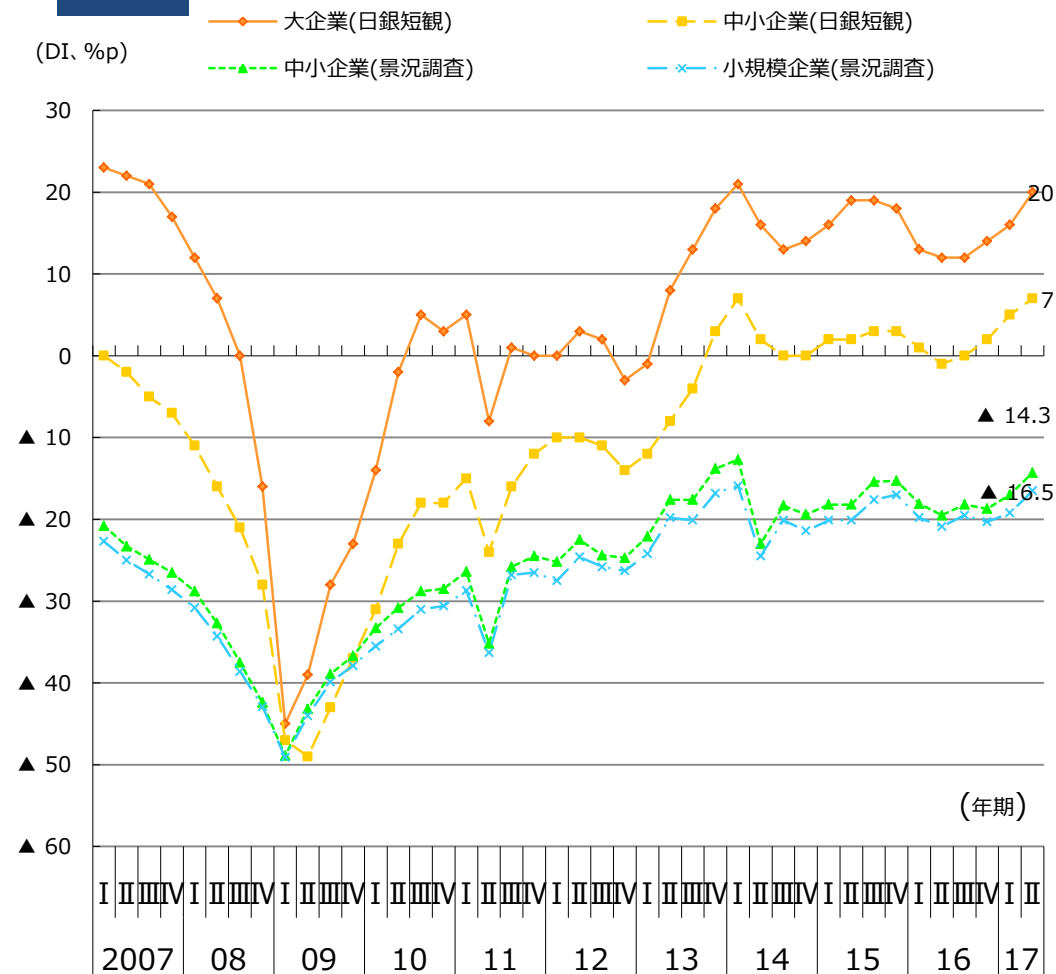


図1:財務省「法人企業統計調査季報」

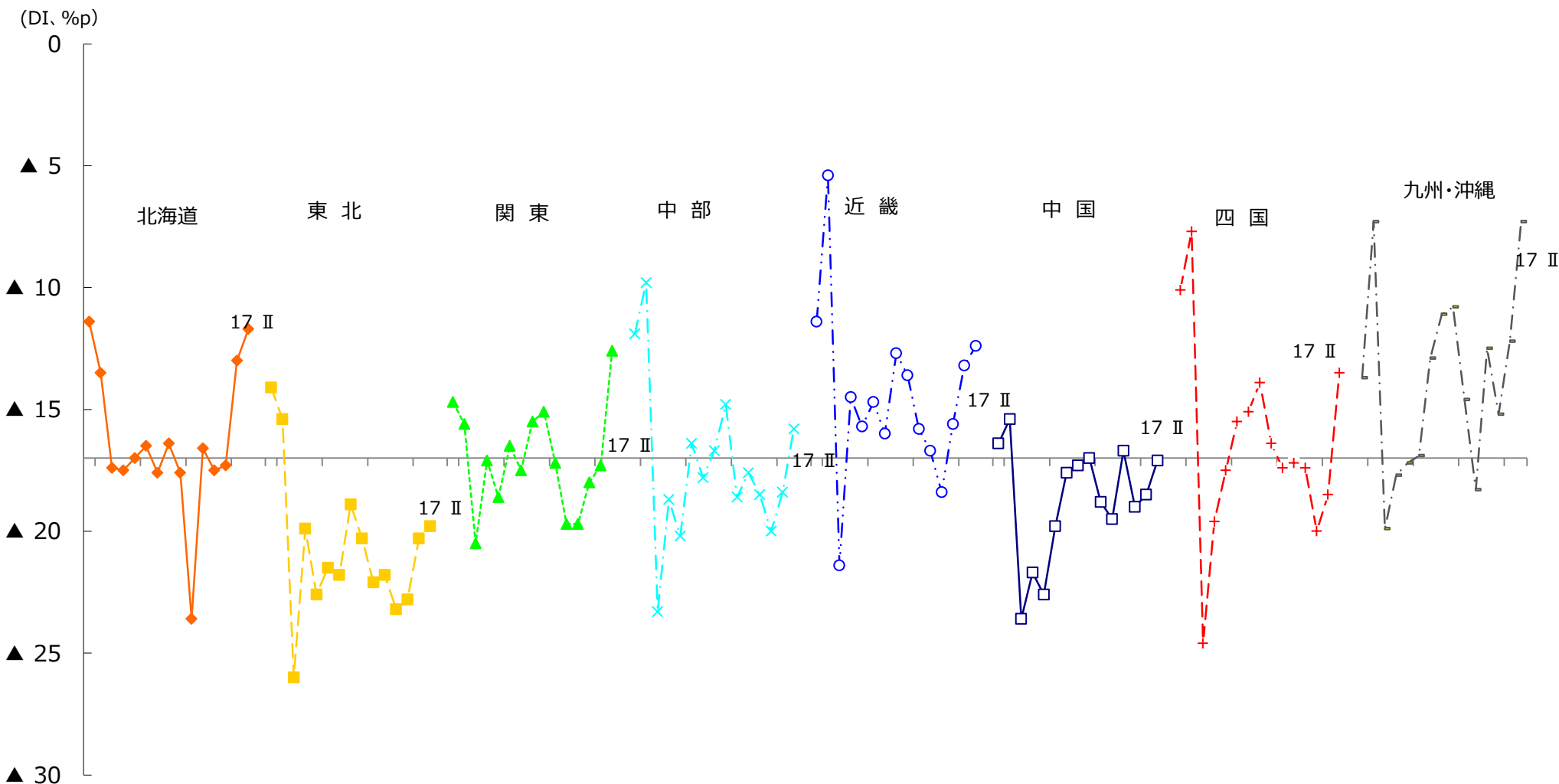
(注) ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

図2:日本銀行「全国企業短期経済観測調査」、中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注) 日銀短観では、大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金2千万円以上1億円未満の企業をいう。

(5) 地域別の中小企業の業況

- 一方で地域において、中小企業の業況感はばらつきは大きい。



資料：中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

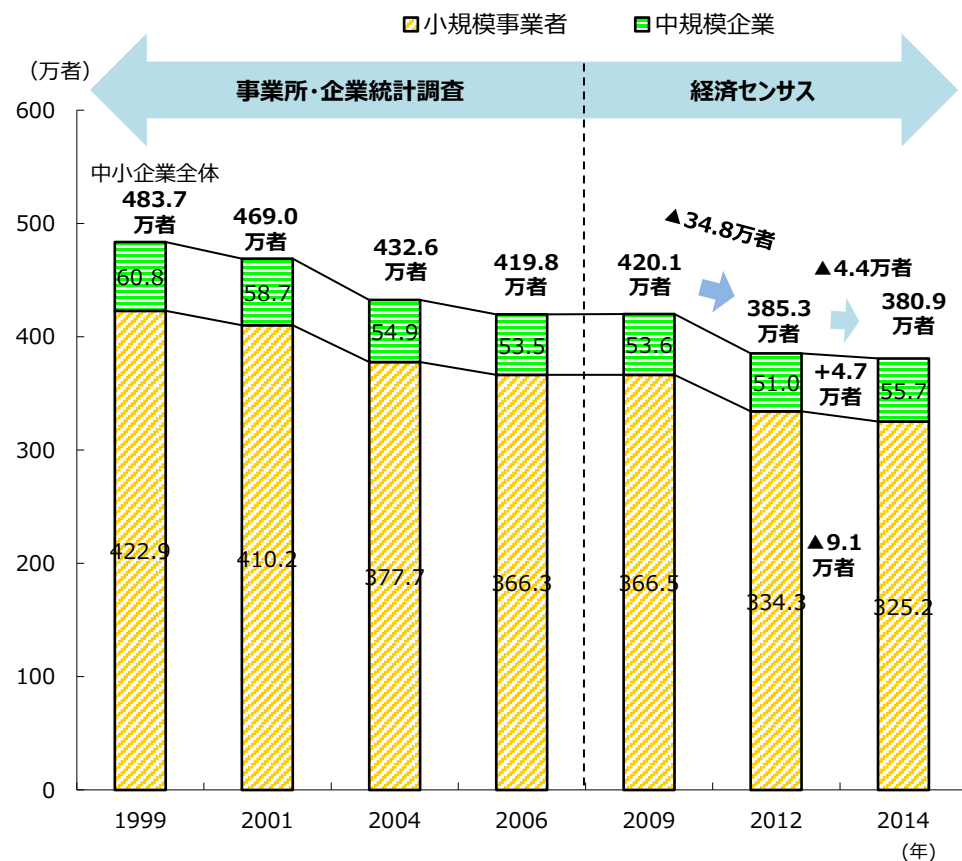
(注) 1. 2013年10-12月期～2017年4-6月期。

2. 地域区分は、各経済産業局管内の都道府県により区分している。関東には、新潟、山梨、長野、静岡の各県、中部には、三重県、近畿には、福井県を含む。九州・沖縄は、九州各県と沖縄県の合計。

(6) 事業者数の推移

- 中小企業・小規模事業者は減少が続き、最近の5年間で約40万者減少。
- 最近、企業の倒産件数は減少しているが、休廃業・解散件数は高水準で推移。特に小規模企業の廃業が多い。

図1 中小企業数の推移



資料：総務省「経済センサス-基礎調査」、「事業所・企業統計調査」、
総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」再編加工

図2

休廃業・解散件数、倒産件数の推移

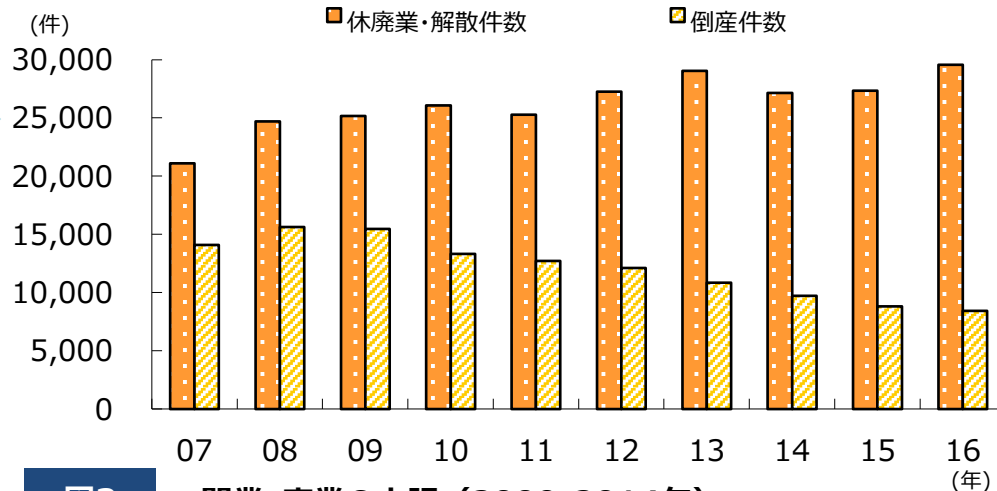
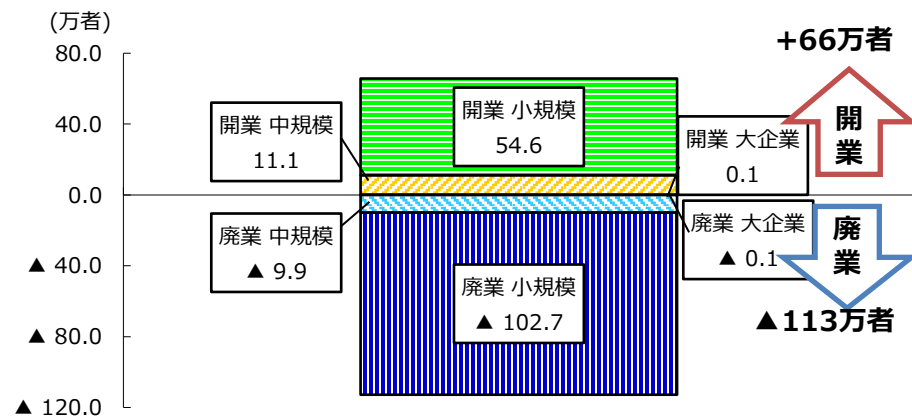


図3

開業・廃業の内訳 (2009-2014年)



(7) 従業者数の推移

- 2009年から2014年にかけて全体の従業者数は横ばいで推移する中で、中小企業で働く人は増加。特に中規模企業の開業による増加の影響が大きい。
- 1者あたり従業者数で見ても、中規模企業で特に増加。

図1 従業者数の推移

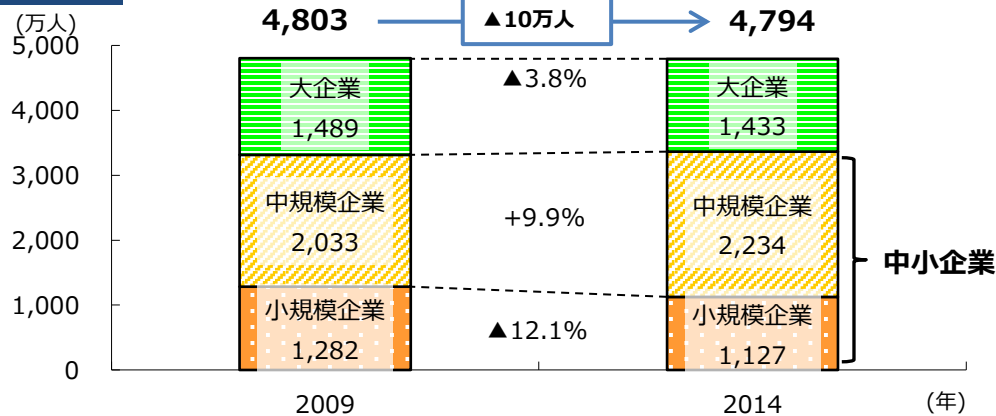


図2 従業者数変化の内訳 (2009年～2014年)

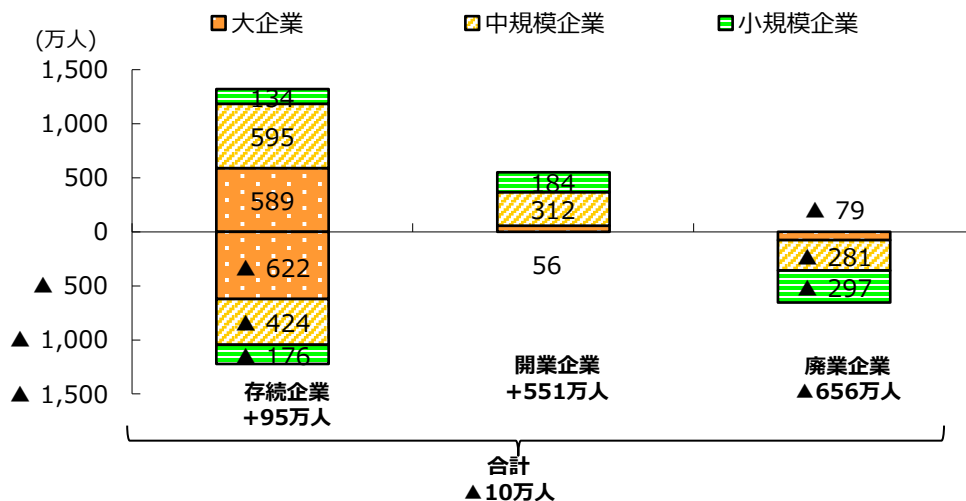
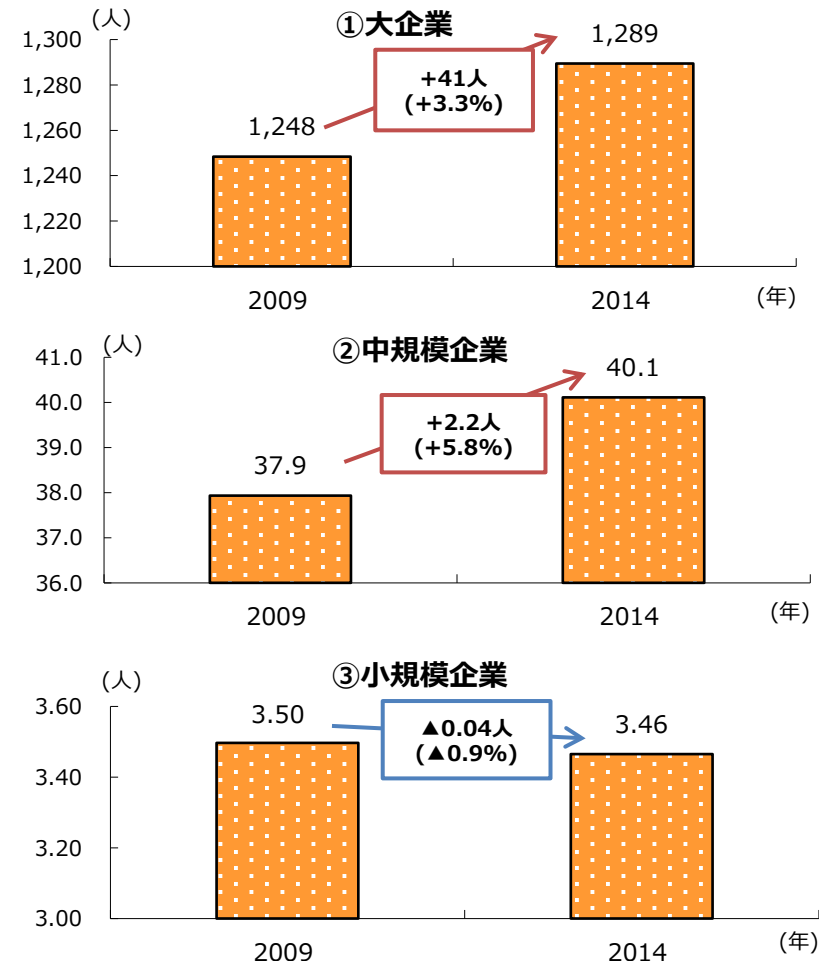
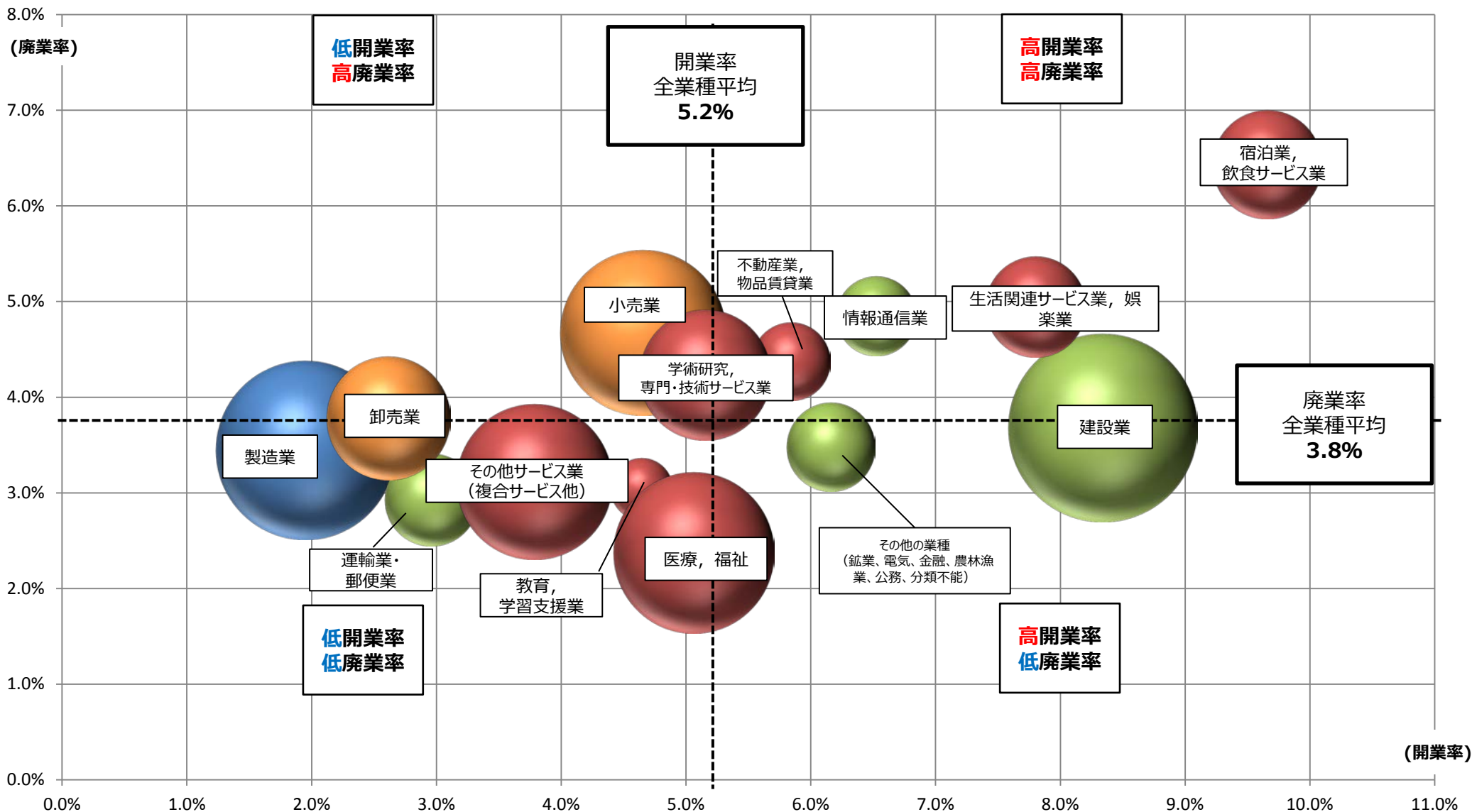


図3 企業規模別1者あたり従業者数の変化



(8) 業種ごとの開廃業率

- 開廃業の現状は、業種によって大きく異なる。



資料：厚生労働省「雇用保険事業年報」

(注) 1. 雇用保険事業年報による開業率は、当該年度に雇用関係が新規に設立した事業所数／前年度末の適用事業所数である。

2. 雇用保険事業年報による廃業率は、当該年度に雇用関係が消滅した事業所数／前年度末の適用事業所数である。

(9) ライフサイクルと生産性の関係①

- 開業、廃業といったライフサイクルの動向が、中小企業全体の生産性に及ぼす影響を分析。
- 開業企業は生産性を押し上げているが、直近の押し上げ効果は縮小。生産性の高い既存企業がシェアを拡大して全体を押し上げている。一方で、既存企業の実産性の低下や、生産性の高い企業の倒産・廃業が全体の生産性を押し下げている。

図1 生産性変化の要因分解

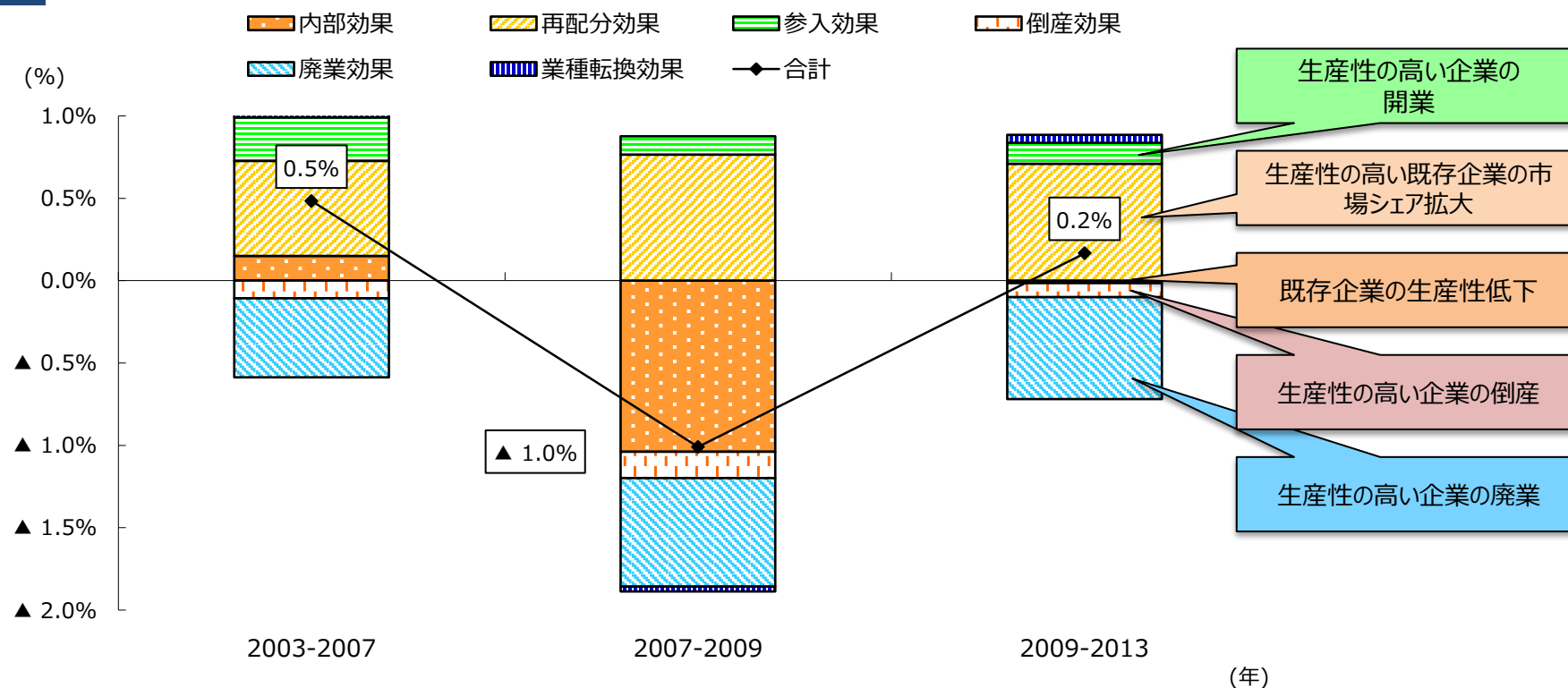


図1：中小企業庁委託「平成28年度中小企業の新陳代謝に関する分析に係る委託事業」（2016年12月、（独）経済産業研究所）

(注)1. ここでいう生産性とは、全要素生産性とする。全要素生産性とは、労働や資本がそれぞれ変化した時に、全体として付加価値がどの程度変化するかを示すもの。

2. 業種転換効果とは、企業が業種転換することで、全体の生産性を押し上げる／押し下げる効果を目指す。

3. 一般社団法人CRD協会が会員（信用保証協会及び金融機関）から提供を受けた取引先中小企業の財務データ等を使用。

(10) ライフサイクルと生産性の関係②

- 全体の廃業企業のうち約5割が生産性を押し下げ。廃業による生産性押し下げのうち、M & Aや海外移転等によると思われるものを除いても、全廃業企業の半分以上が、生産性を大きく押し下げている
- こうした企業は、存続企業と比べて、従業員数及び売上高は小さいが、利益率は高い。他方で後継者決定率が相対的に低く、こうした企業の後継者不足による廃業を減らすことが重要。

図1 廃業効果の内訳

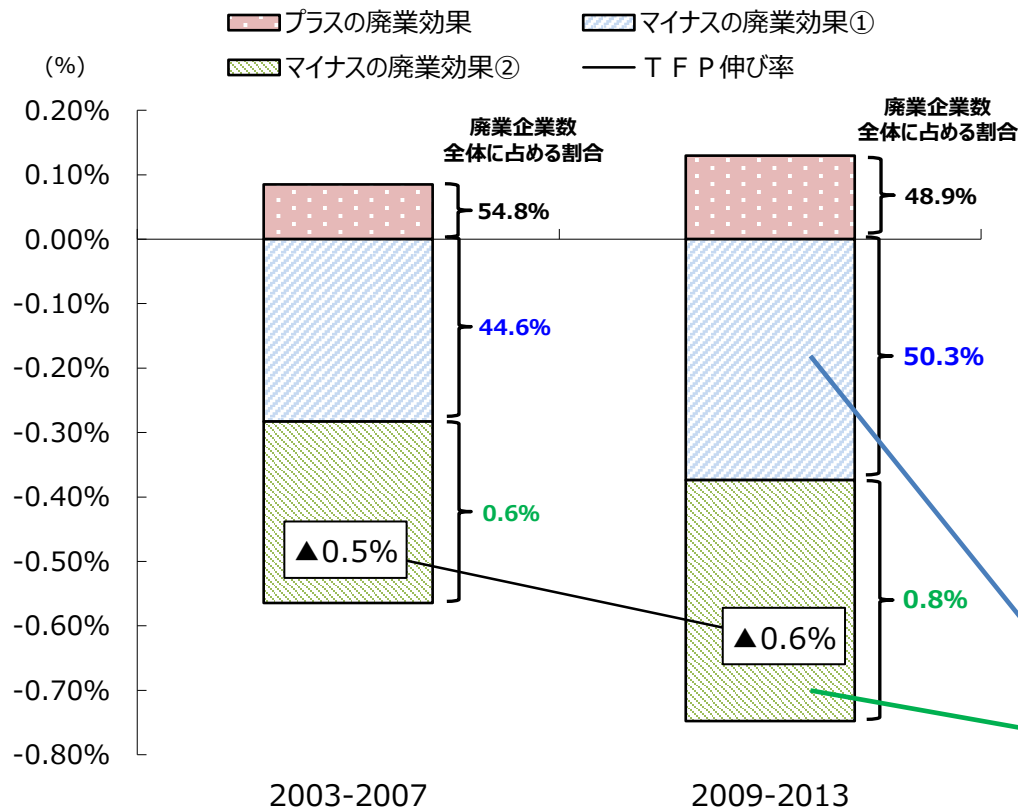


図2 廃業企業の平均の特徴（経営指標）

	廃業企業 (マイナス①) 50.3%	廃業企業 (マイナス②) 0.8%	(参考) 存続企業	廃業企業 (押し上げ) 48.9%
従業員数	6.4人	94.5人	11.2人	8.7人
売上高	1.9億円	65.9億円	3.4億円	0.9億円
売上高伸び率	0.55%	3.54%	1.4%	-3.8%
経常利益率	3.93%	4.95%	1.9%	-1.1%
固定資産伸び率	1.0%	8.0%	3.9%	-0.5%
後継者決定率	42%	41.7%	45%	40.8%

後継者不足による
廃業の可能性

廃業でなく
M & Aや移転の可能性

図1-3：中小企業庁委託「平成28年度中小企業の新陳代謝に関する分析に係る委託事業」
(2016年12月、(独)経済産業研究所)

(注) ここでいう生産性とは、全要素生産性とする。全要素生産性とは、労働や資本がそれぞれ変化した時に、全体として付加価値がどの程度変化するかを示すもの。

(11) 起業・創業に関する課題

- 我が国は国際的に見て開業率が低く、起業に無関心な人の割合が高いが、起業を目指す人が起業に至る確度が高い。
- いかに起業への関心を高めていくかが重要。周囲の勧め等が重要なきっかけとなる。

図1 開業率の国際比較

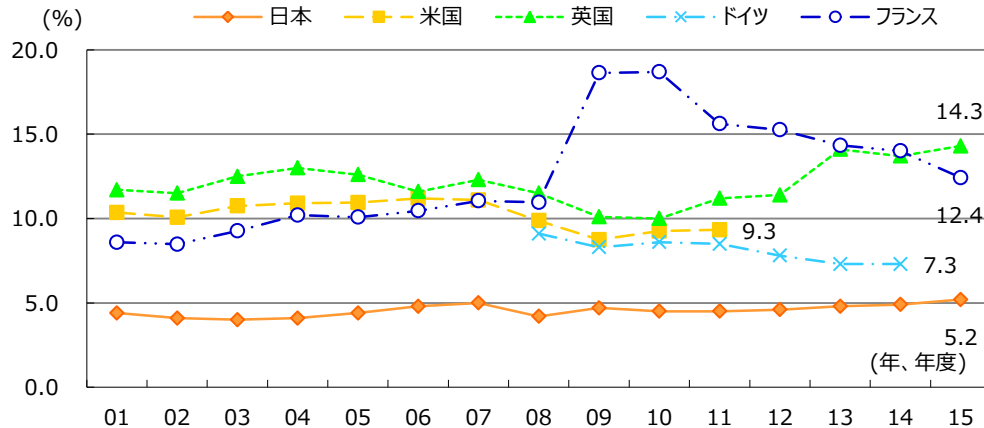


図3 起業に関心を持った人が起業準備、起業に至る割合(国際比較)

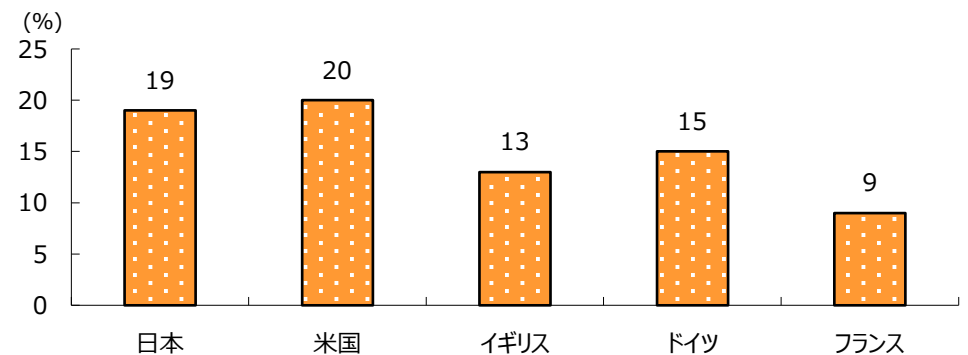


図3: 「起業活動に影響を与える要因の国際比較分析」
(平成24年3月 独立行政法人経済産業研究所)から中小企業庁作成

図2 起業に無関心な人の割合(国際比較)

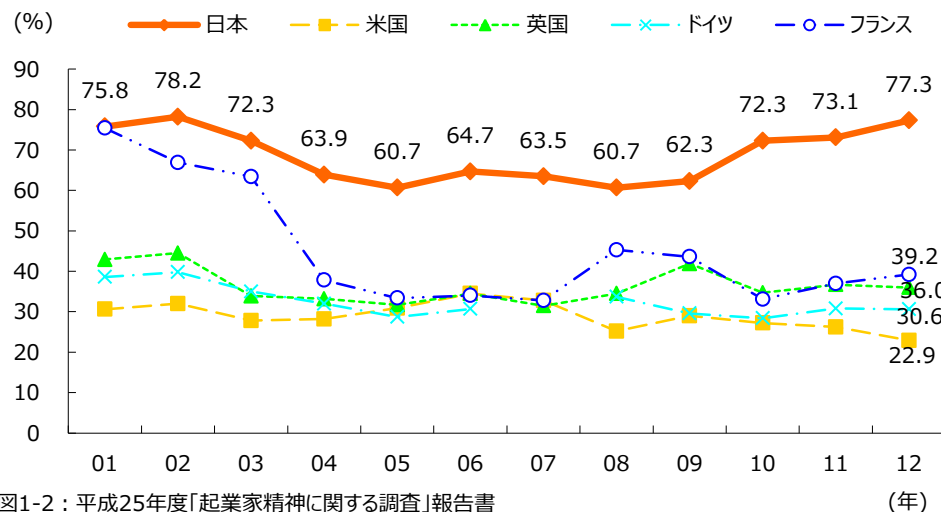


図1-2: 平成25年度「起業家精神に関する調査」報告書
(平成26年3月(財)ベンチャーエンタープライズセンター)から中小企業庁作成

図4 起業家が起業に関心を持ったきっかけ
周囲の勧めや周囲の企業家の存在が重要なきっかけに

		第1位	第2位	第3位
40代以下	男性 (n=961)	周囲の起業家・経営者の影響 (40.7%)	勤務先ではやりたいことができなかった (29.2%)	勤務先の先行き不安・待遇悪化 (27.5%)
	女性 (n=75)	周囲に勧められた (33.3%)	家庭環境の変化 (結婚・出産等) (25.3%)	周囲の起業家・経営者の影響 (22.7%)
50代	男性 (n=809)	勤務先の先行き不安・待遇悪化 (35.7%)	勤務先ではやりたいことができなかった (28.4%)	周囲の起業家・経営者の影響 (27.3%)
	女性 (n=107)	周囲に勧められた (37.4%)	家庭環境の変化 (結婚・出産等) (29.0%)	勤務先ではやりたいことができなかった (23.4%)
60代以上	男性 (n=949)	周囲の起業家・経営者の影響 (25.2%)	周囲に勧められた (21.9%)	勤務先の先行き不安・待遇悪化 (21.7%)
	女性 (n=99)	勤務先ではやりたいことができなかった (30.3%)	周囲に勧められた (26.3%)	事業に活かせる免許・資格の取得 (24.2%)

図4: 中小企業庁委託「起業・創業の実態に関する調査」(2016年11月、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株))
(注)1. 起業を実現した起業家が起業に関心をもったきっかけについて集計している。
2. 複数回答のため、合計は必ずしも100%にはならない。

(12) 経営者の高齢化と廃業

- 中小企業の経営者年齢は高齢化しており、直近の経営者の平均引退年齢は、中規模企業で67.7歳、小規模事業者では70.5歳となっている。
- 休廃業・解散企業のうち、経営者が60歳代以上、80歳代以上の企業の割合は過去最高。

図1 廃業率の国際比較

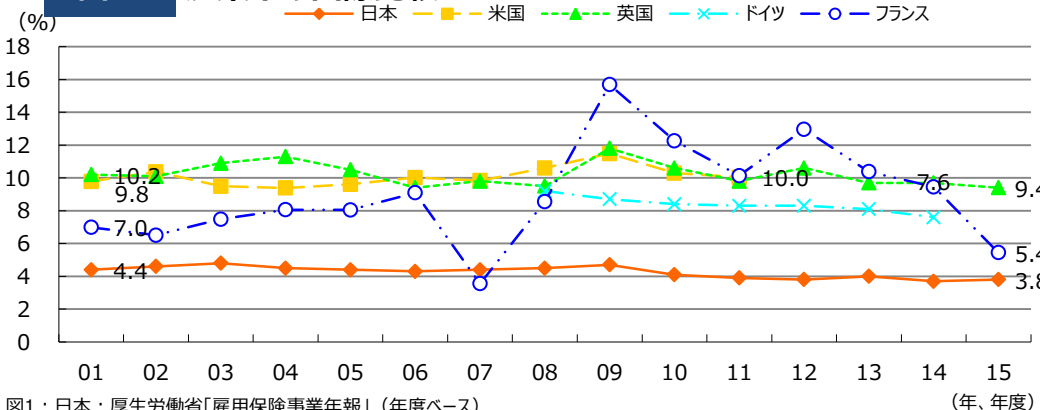


図3 経営者の平均引退年齢の推移

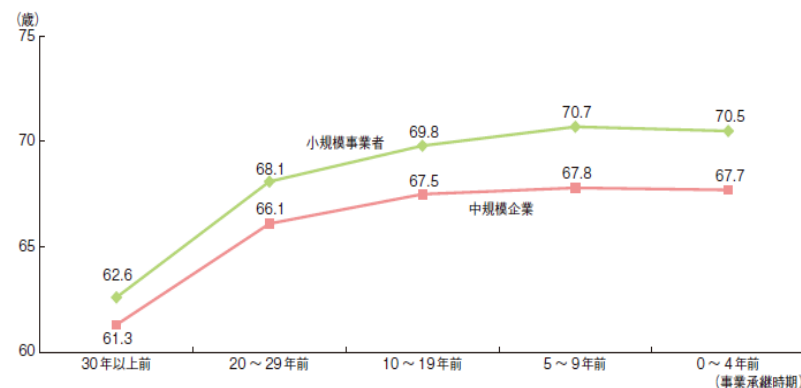


図2 中小企業の経営者年齢の分布（年代別）

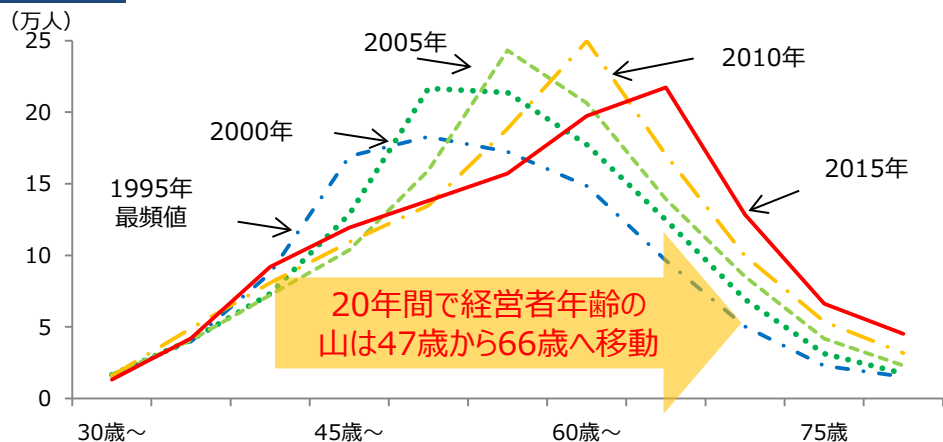


図2: (株)帝国データバンク「COSMOS2企業概要ファイル」再編加工

(注) 最頻値とは、各調査年で最も回答の多かった値を指す。

図4 休廃業・解散企業の経営者年齢

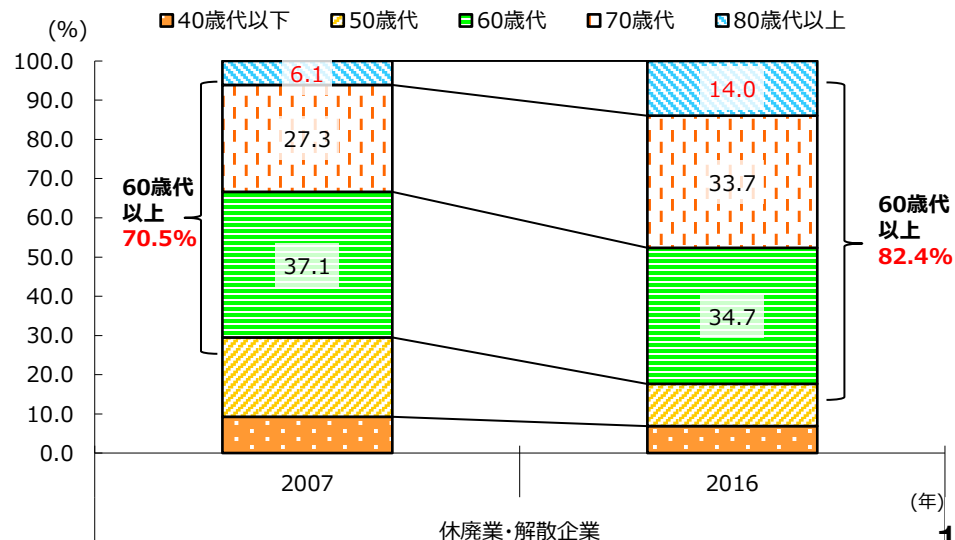
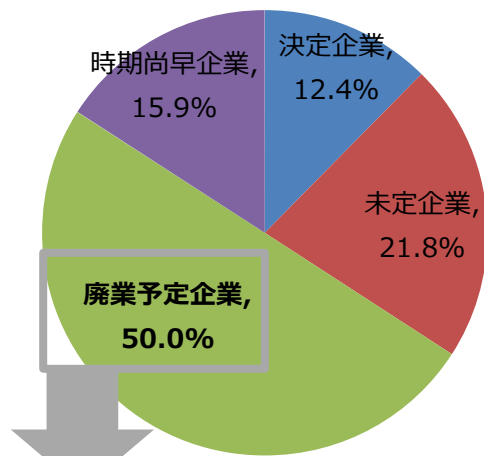


図3-4: 東京商工リサーチ「2016年休廃業・解散企業動向調査」

(13) 後継者難による廃業の可能性

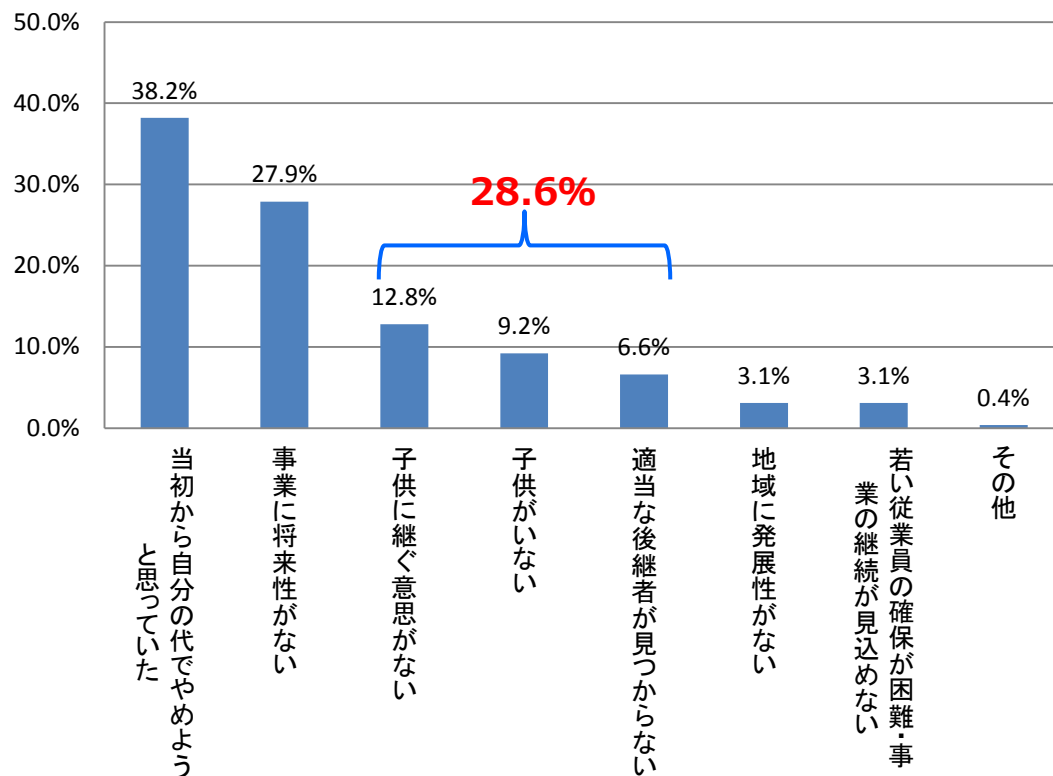
- 60歳以上の経営者のうち、50%超が廃業を予定しており、特に個人事業者においては、約7割が「自分の代で事業をやめるつもりである」と回答している。
- 「子供に継ぐ意思がない」、「子供がいない」、「適当な後継者が見つからない」との後継者難を理由とする廃業が合計で28.6%を占めている。

後継者の決定状況について
(n=4104)



＜事業形態別の廃業予定者割合＞
法人経営者： **3割**が廃業予定
個人事業者： **7割**が廃業予定

廃業予定企業の廃業理由
(n=1929)

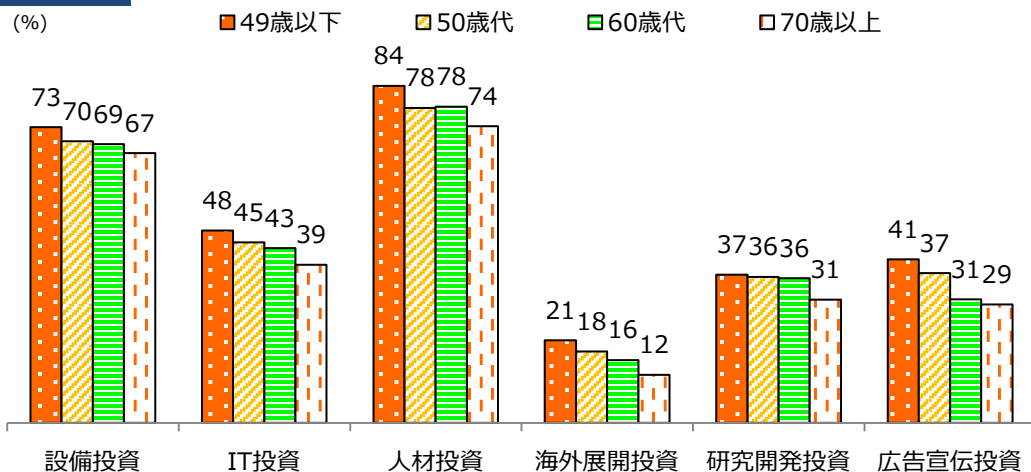


(14) 経営者の年齢と経営の特徴

- 経営者年齢が上がるほど投資意欲の低下やリスク回避性向が強盛る。実際に経営者が交代した企業の方がわずかながら利益率を向上させており、若い経営者の方が売上高を増加させる傾向にある。

図1

今後3年間の投資意欲



【出典】中小企業庁委託「中小企業の成長と投資行動に関するアンケート調査」(2015年12月、(株)帝国データバンク)

図2

経営者交代による経常利益率の違い

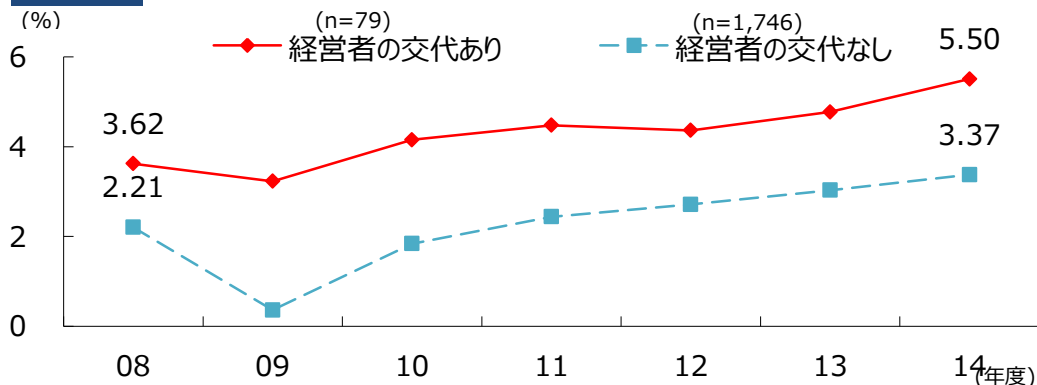
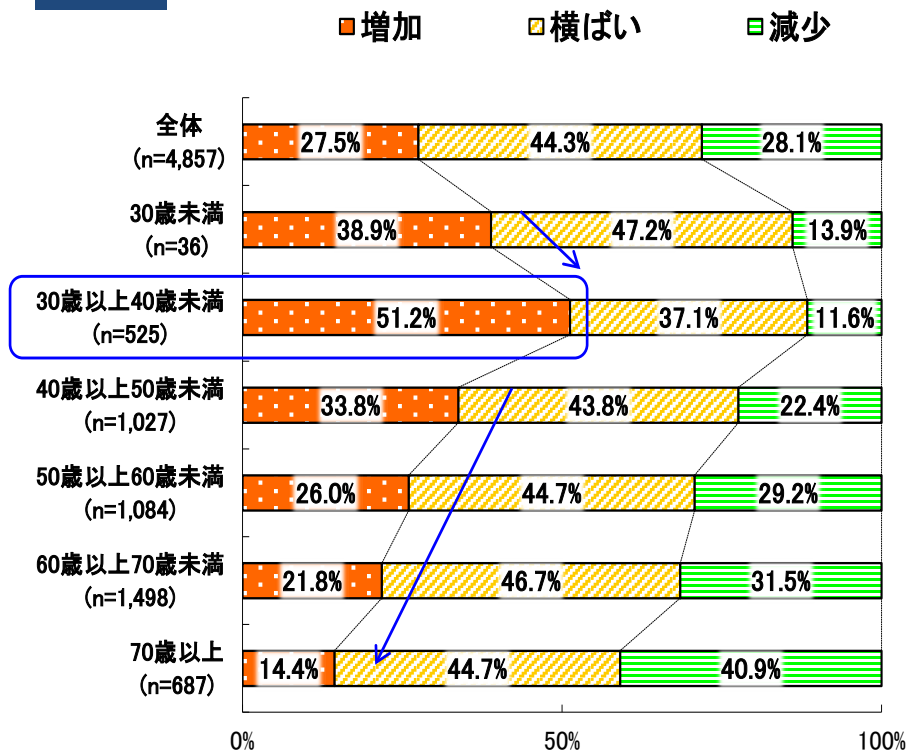


図3

直近3年間の売上高の傾向(年齢世代別)



資料：中小企業庁委託「小規模事業者の事業活動の実態把握調査」(2016年1月、(株)日本アプライドリサーチ研究所)

(15) 事業の承継に関する課題①

- 親族外承継は全体の3分の1を占め、多くの場合社内人材が後継者。
- 親族外承継の場合には資産の引き継ぎに関する課題への対応が遅れており、後継者の選定にも時間を要することから、計画的な準備が必要。

図1 後継者選定状況・親族外承継の現状(中規模法人)

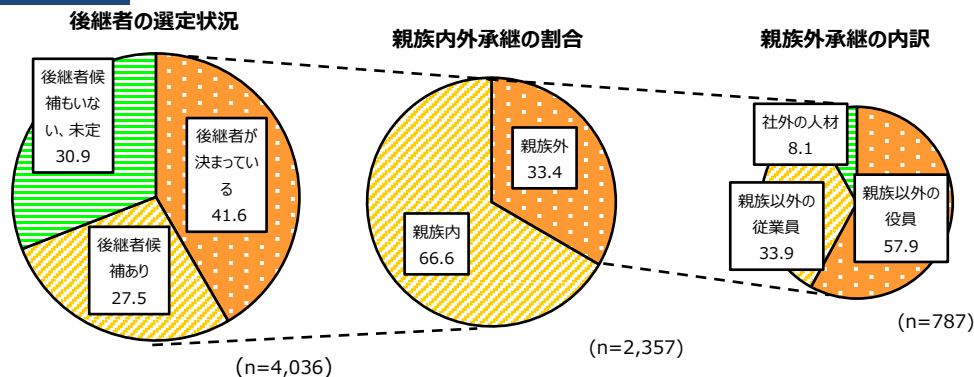


図2 後継者の選定を始めてから了承を得るまでにかかった時間

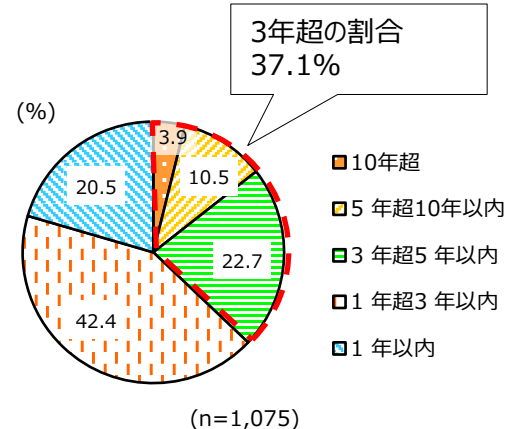
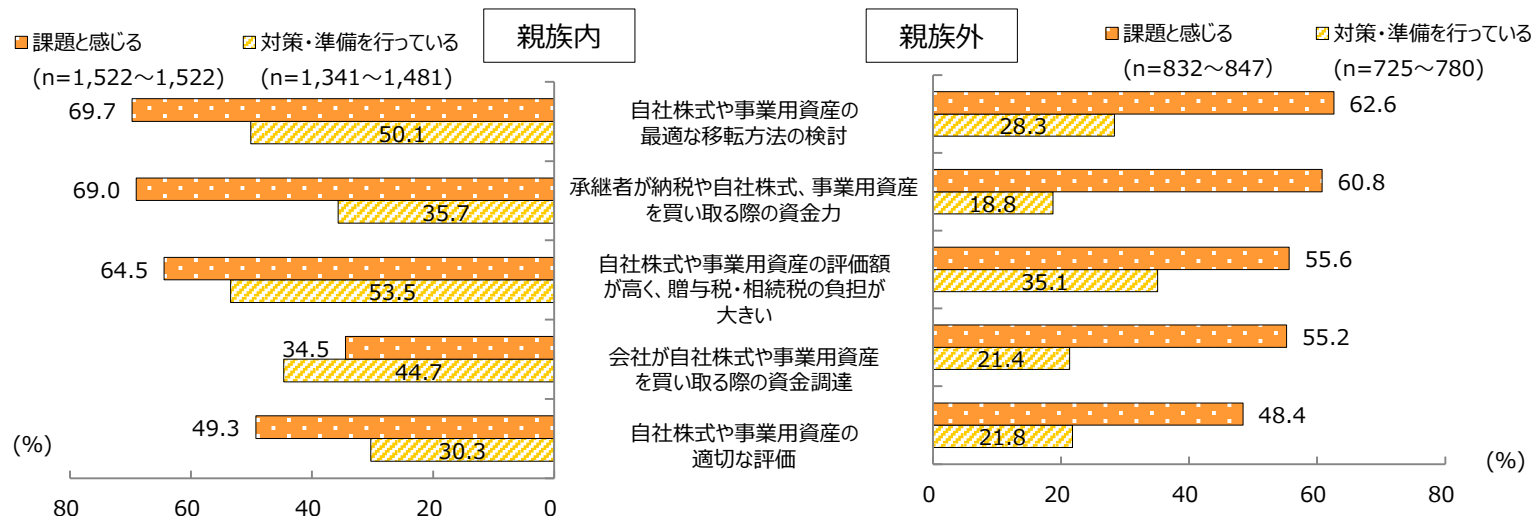


図3 資産の引継ぎの課題と対策・準備状況(親族内・親族外)



(16) 事業の承継に関する課題②

- 後継者がいないが事業を継続したい企業にとっては、事業の譲渡・売却・統合（M&A）は重要な選択肢。一般に、従業員の雇用維持のほか、会社の発展を重視する経営者が多い。
- 課題は多いが準備・対策は進んでおらず、専門家に相談する割合も低い。こうしたニーズをとらえ、多様な課題に対応できる支援体制が必要。

図1 後継者・後継者候補の有無別に見た、事業の譲渡・売却・統合（M&A）の検討状況

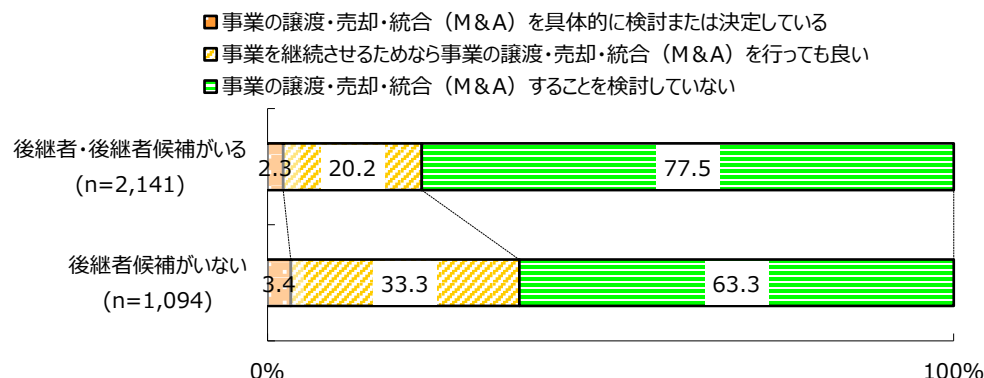


図2 従業員規模別に見た、事業を譲渡・売却・統合(M&A)する場合に重視すること

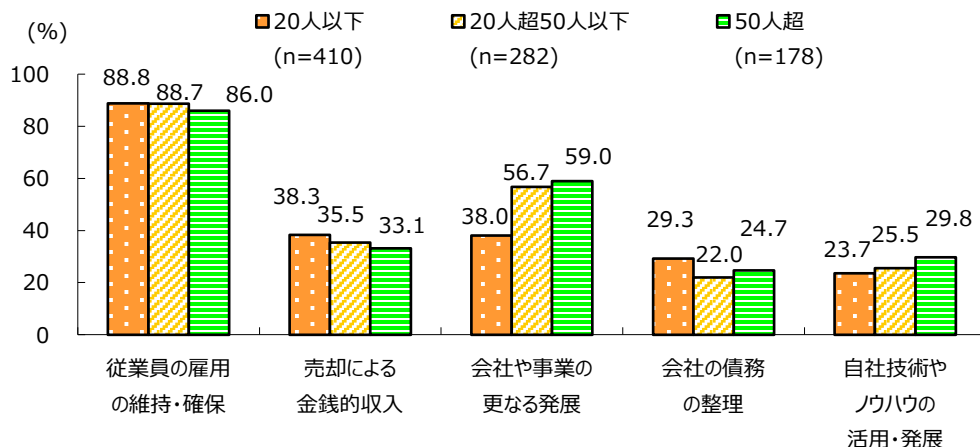


図3 事業の譲渡・売却・統合（M&A）に関する課題と対策・準備状況
M&Aに関心がある層でも対策・準備は進んでいない。

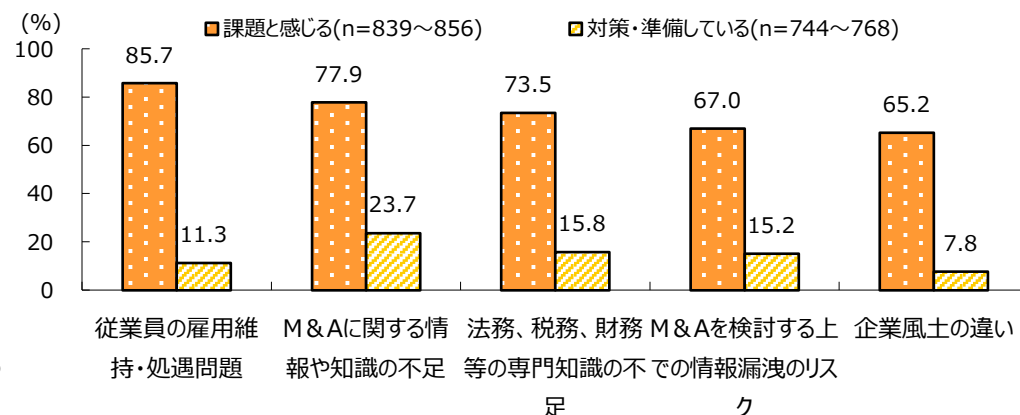
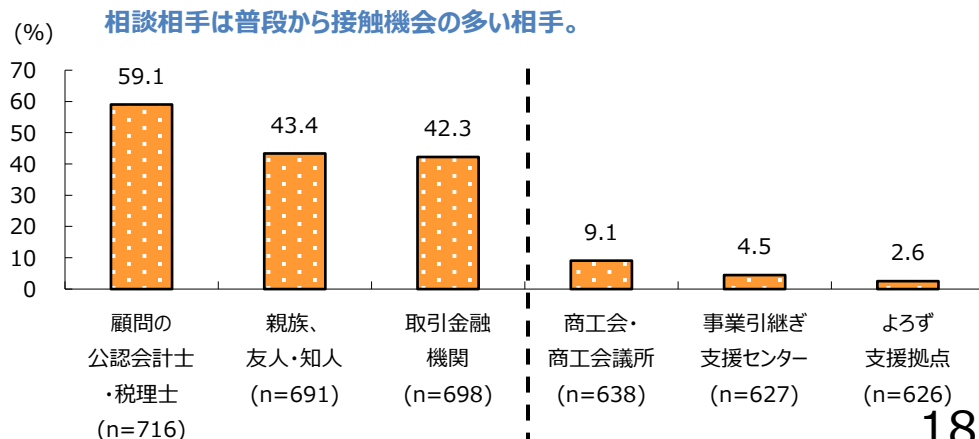


図4 事業の譲渡・売却・統合(M&A)に関心のある企業の、事業の承継に関する過去の相談相手(上位3つ、下位3つ)



(17) 売上高・生産性の推移

- 中小企業の生産性は伸び悩んでおり、大企業との生産性の差は拡大傾向。

図1 売上高の推移

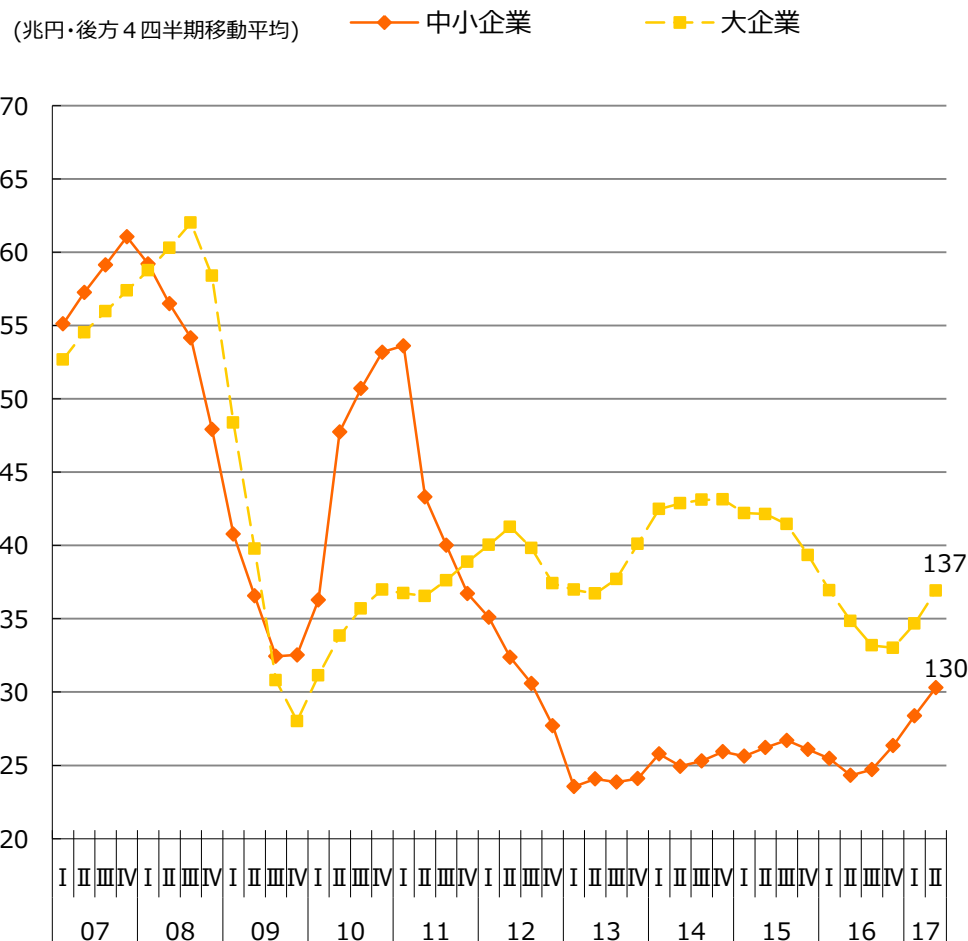


図2 規模別労働生産性の推移

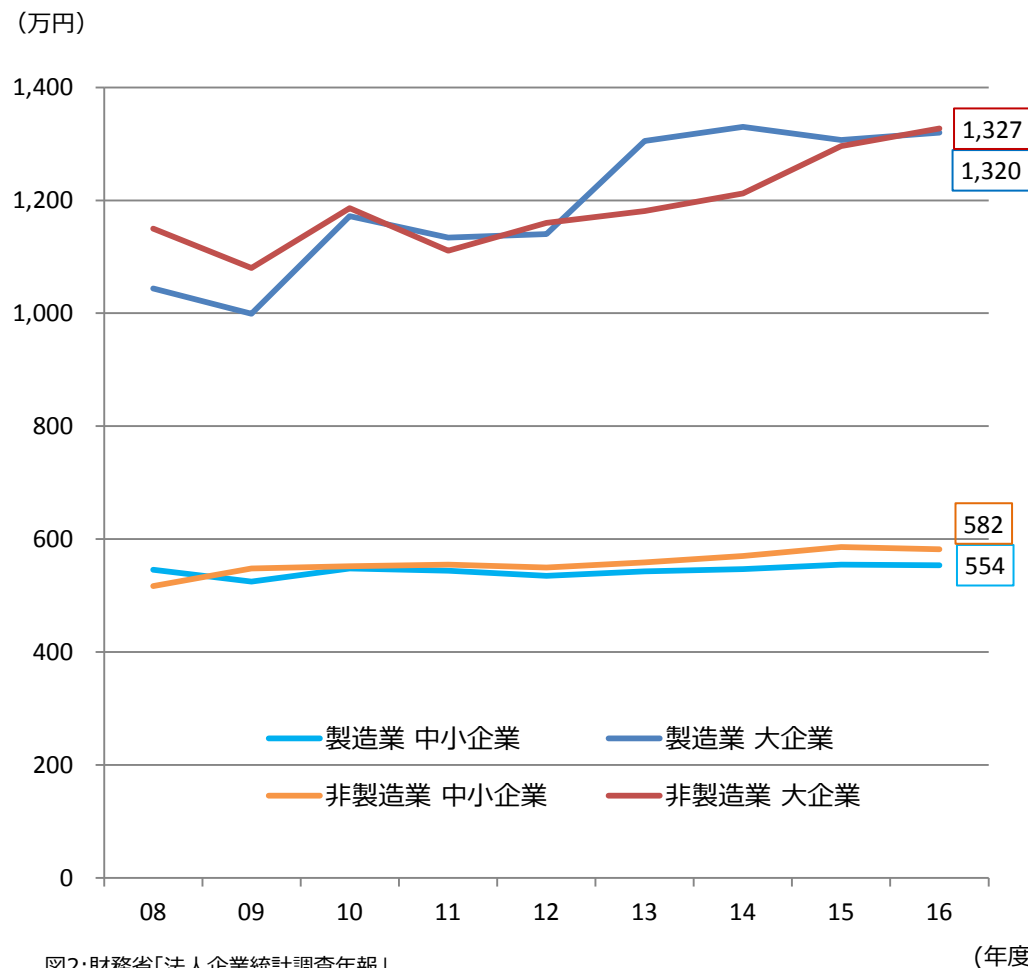


図2: 財務省「法人企業統計調査年報」

(注) ここでいう大企業とは資本金10億円以上、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満、小規模企業とは資本金1千万円未満の企業とする。

資料: 財務省「法人企業統計調査季報」
(注) 資本金10億円以上の企業を大企業、資本金1000万円以上1億円未満の企業を中小企業とする。

(年度)

(18) 設備投資の推移

- 設備投資は大企業、中小企業共に伸び悩む中、中小企業では、設備の不足感が生じており、設備の老朽化も進んでいる。

図1

設備投資額の推移

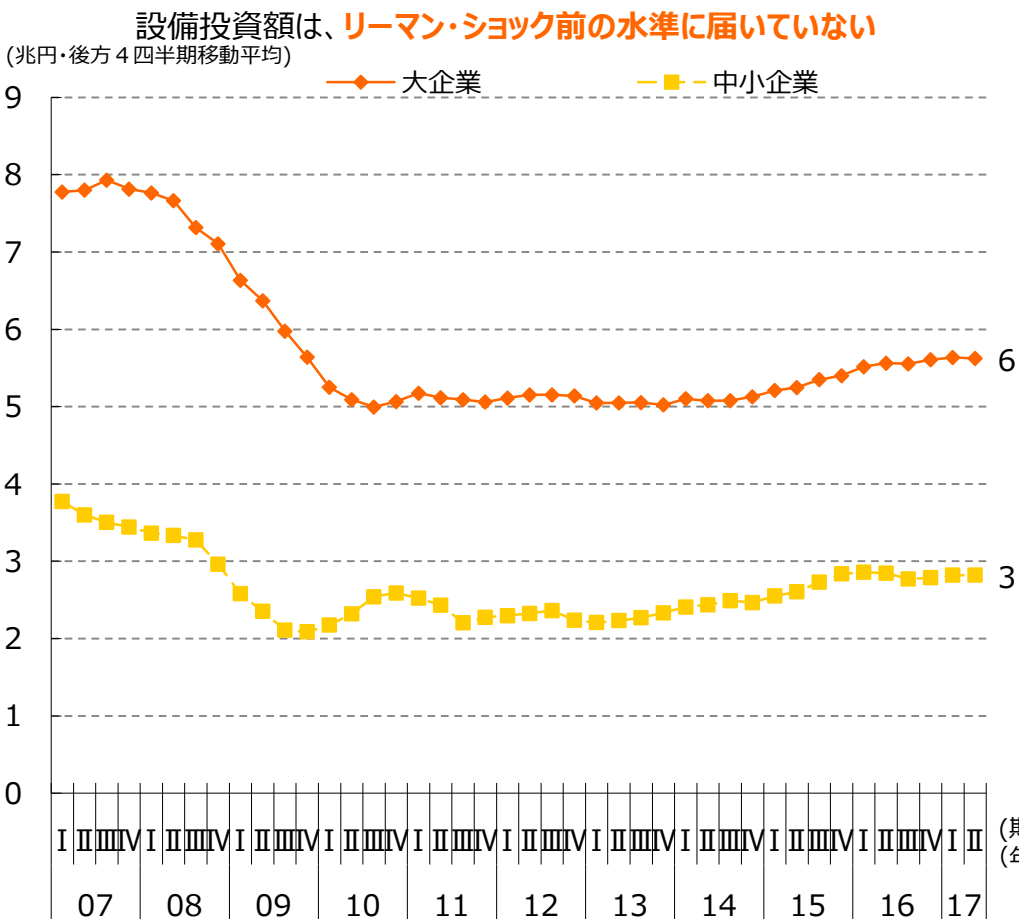
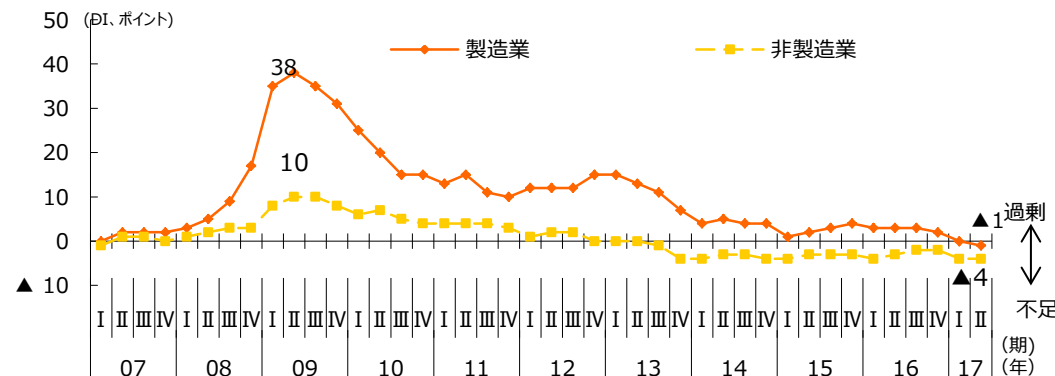


図2

中小企業の設備判断D I



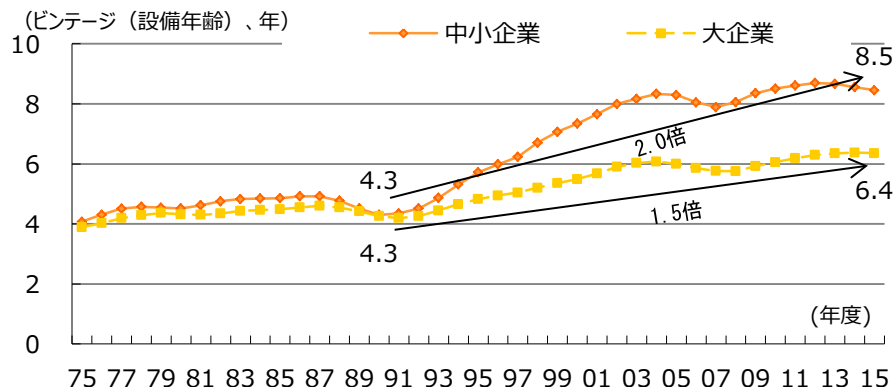
資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

- (注) 1. 生産・営業設備判断D Iとは、生産設備が「過剰」と答えた企業の割合-「不足」と答えた企業の割合。
2. 資本金2千万円以上1億円未満の企業を中小企業としている。

図3

設備年齢の推移 (規模別)

中小企業の設備年齢は、1990年と比べて、約2倍老朽化



資料：財務省「法人企業統計調査年報」より

(一財) 商工総合研究所「中小企業の競争力と設備投資」を基に作成。

資料：財務省「法人企業統計季報」

(注) 後方四半期移動平均。中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満、大企業とは資本金10億円以上の企業をいう。

(19) 労働生産性の高い中小企業の特徴

- 中小企業の中にも、生産性の高い稼げる企業は存在。こうした企業は、成長投資に積極的に取り組んでいる。

図1 労働生産性の累積分布

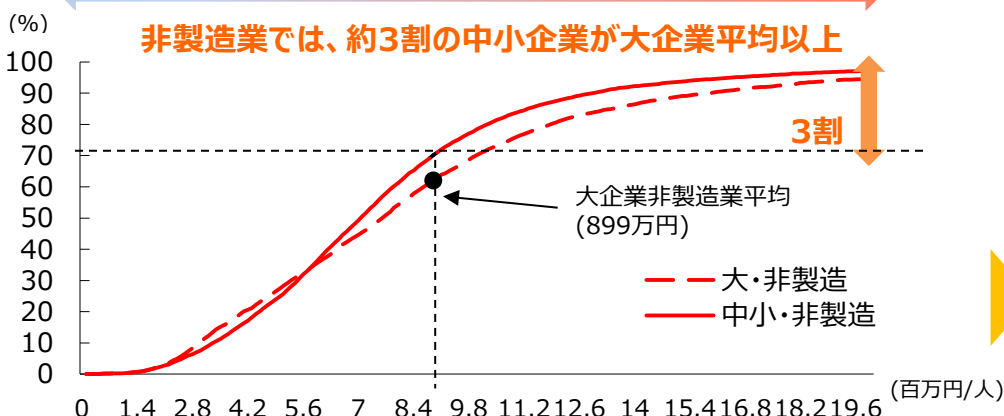
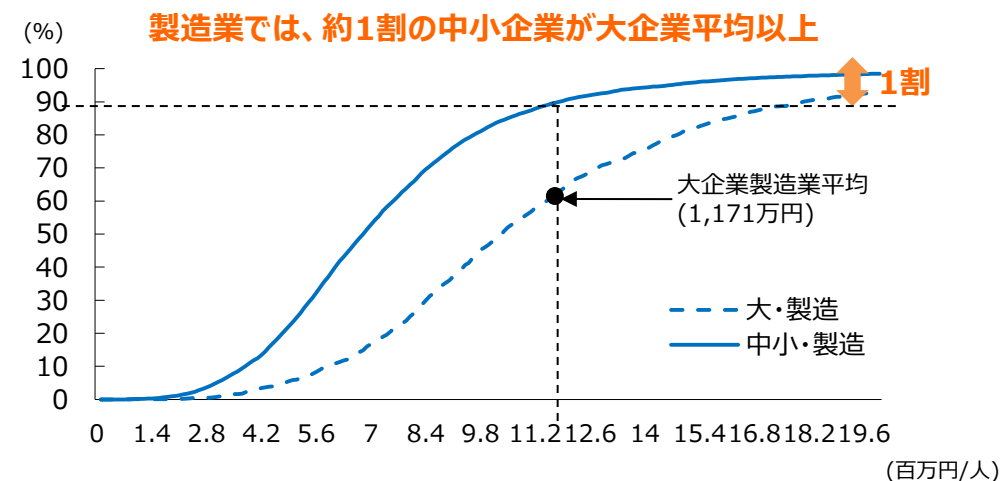


図2 労働生産性の高い中小企業の特徴(平均値)
(例：小売業)

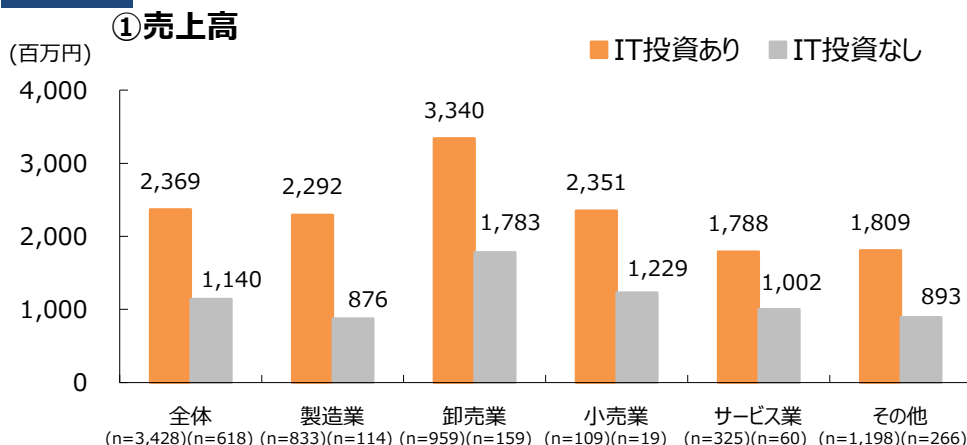
	構成比 (%)	資本金 (百万円)	従業員数 (人)	設備投資額 (百万円)	情報処理・通信費 (百万円)	従業員一人当たり人件費 (百万円)	資本装備率 (百万円/人)
大企業小売業平均以上中小企業 (n=383)	34.5	43.0	224.3	338.6	34.6	5.1	26.7
大企業小売業平均以下中小企業 (n=712)	65.5	42.2	350.0	97.8	17.4	2.4	15.2
中小小売業全体 (n=1,095)	100	42.5	306.0	182.0	23.4	3.7	19.2

生産性の高い中小企業は、設備投資やIT投資等に積極的で、一人あたりの賃金が高い傾向にあることがうかがえる。

(20) IT化の現状

- IT投資を積極的に行う中小企業の方が、売上高・売上高経常利益率の水準が高い。
- 中小企業においては、ITを活用した効率化が遅れている状況であり、チエ、ヒト、モノ、カネの不足が課題。

図1 業種別に見たIT投資と業務実績の関係



②売上高経常利益率

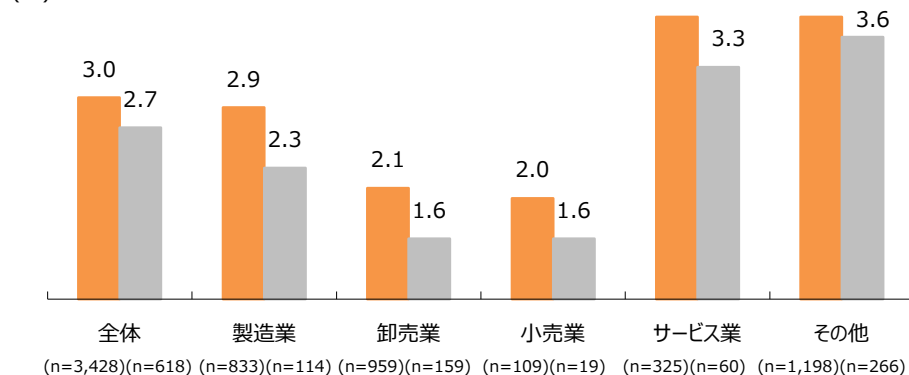
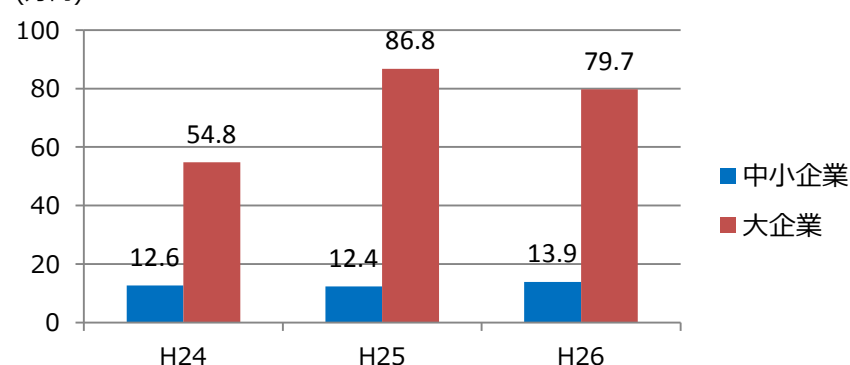


図2

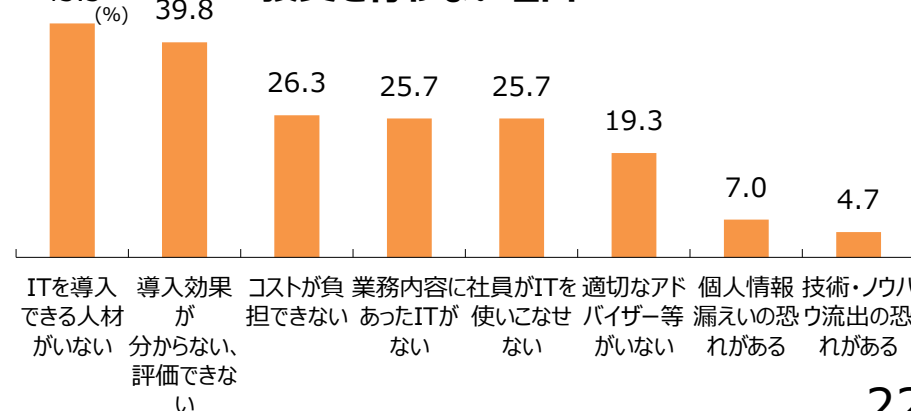
規模別に見た従業員一人あたりの情報処理関係支出



資料：中小企業庁委託「中小企業の成長と投資行動に関するアンケート調査」(2015年12月、(株)帝国データバンク)

図3

IT投資を行わない理由

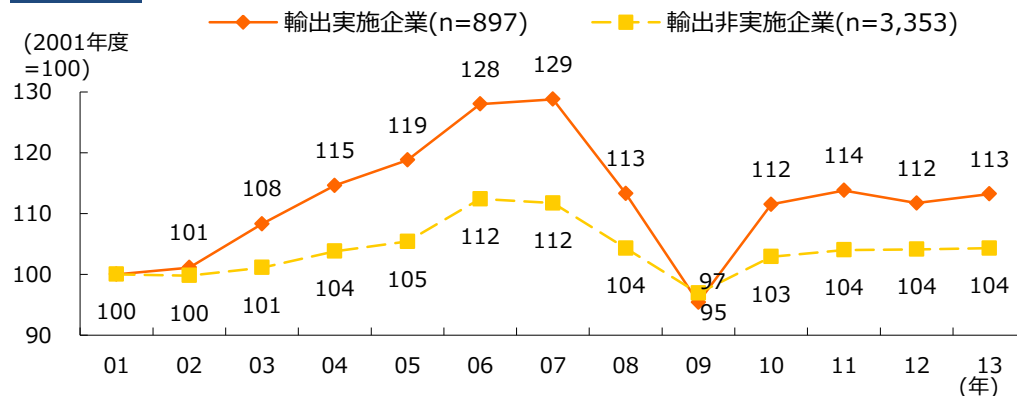


資料：中小企業庁委託「中小企業の成長と投資行動に関するアンケート調査」(2015年12月、(株)帝国データバンク)

(2 1) 中小企業の海外展開

- 国内市場が縮小し、海外の中間層・富裕層が増加する中、海外需要の獲得は重要。海外展開を行う企業は、生産性向上や国内従業員の増加を達成している。

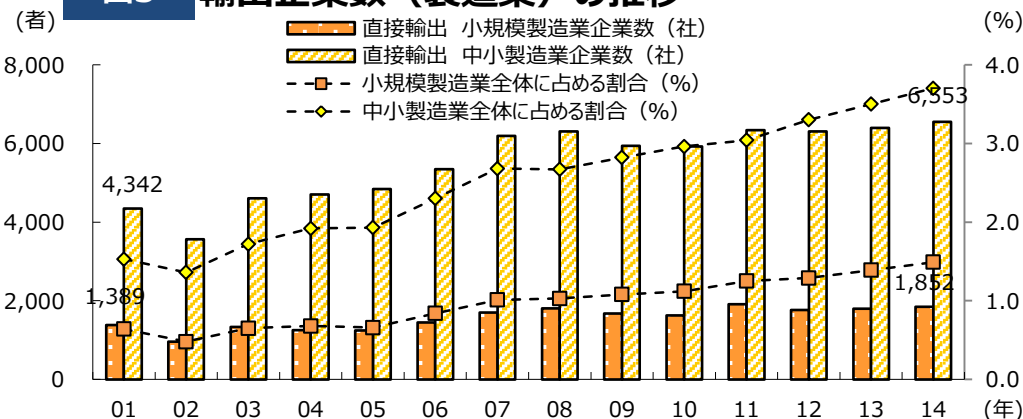
図1 輸出実施企業と輸出非実施企業の労働生産性（中小製造業）



資料：経済産業省「企業活動基本調査」再編加工

(注) ここでいう輸出実施企業とは、2001年度から2013年度まで継続して輸出を行っている企業を、輸出非実施企業とは一度も輸出を行っていない企業。

図3 輸出企業数（製造業）の推移

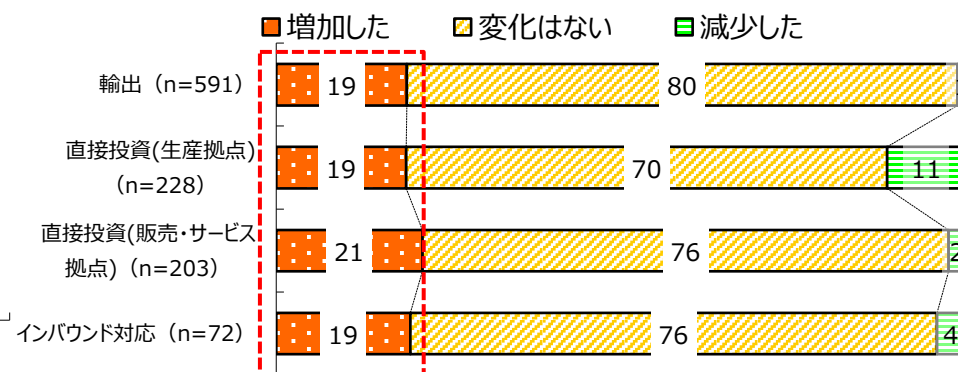


資料：経済産業省「工業統計表」、総務省・経済産業省「平成21年経済センサス-基礎調査」再編加工

(注) 1. 工業統計表では、従業員数4人以上の事業所単位の統計を、企業単位で再集計している。2. 「新たに1万社増」については、「直接投資企業数」と、「輸出企業数」の双方により算出する。

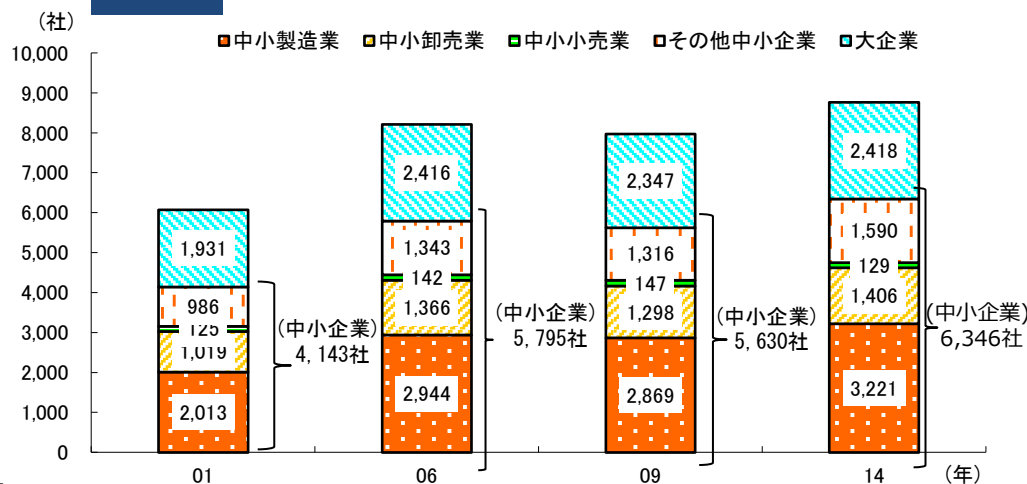
3. 現在、「輸出企業数」については、製造業以外についても海外展開目標に加えることを検討中。

図2 海外展開投資別に見た国内従業員数の変化



資料：中小企業庁委託「中小企業の成長と投資行動に関するアンケート調査」
(2015年12月、(株)帝国データバンク)

図4 直接投資企業数の推移



- 中小企業では、人手不足感が強まっており、有効求人倍率も高いが、特に規模の小さな中小企業で従業者数が減少している。背景には、職種や賃金等のギャップがある。

製造業 建設業 卸売業
 小売業 サービス業

過剰
 不足

2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017

中小企業基盤整備機構・中小企業庁「中小企業景況調査」 (年)

年	1~29人	30~99人	100~499人	500人以上
96	1,735	850	900	1,252
97	1,750	860	910	1,260
98	1,750	840	900	1,260
99	1,740	830	890	1,260
00	1,730	850	890	1,270
01	1,730	860	910	1,250
02	1,740	860	930	1,180
03	1,720	860	930	1,200
04	1,680	860	950	1,230
05	1,650	870	970	1,270
06	1,680	890	990	1,300
07	1,670	890	1,000	1,350
08	1,640	870	1,010	1,420
09	1,610	850	1,000	1,420
10	1,580	850	1,020	1,430
11	1,570	840	1,010	1,450
12	1,550	840	1,010	1,480
13	1,540	850	1,020	1,510
14	1,530	860	1,030	1,530
15	1,520	870	1,050	1,580
16	1,514	900	1,050	1,628

[illegible]

(万円)

年	大企業（正社員）	中小企業（正社員）
94	34.0	28.0
95	34.2	28.2
96	34.4	28.4
97	34.6	28.6
98	34.6	28.6
99	34.6	28.6
00	34.8	28.8
01	35.0	28.8
02	34.8	28.6
03	34.8	28.6
04	34.8	28.8
05	35.8	29.0
06	35.8	29.0
07	35.8	29.0
08	35.6	29.0
09	35.2	28.8
10	35.4	28.8
11	35.4	28.8
12	35.6	29.0
13	35.6	29.0
14	35.8	29.2
15	38.4	29.8

(年)

給与額は、「きまって支給する現金給与額」であり、各年の6月分として支払われた給与額で基本給と、あらかじめ定められている諸手当の合計額をいい、残業代を含む。

「企業全体の常用労働者数」が299人以下(卸売業、サービス業、小売業、飲食店は99人以下)の企業を中小企業、中小企業以外の企業を大企業とする。

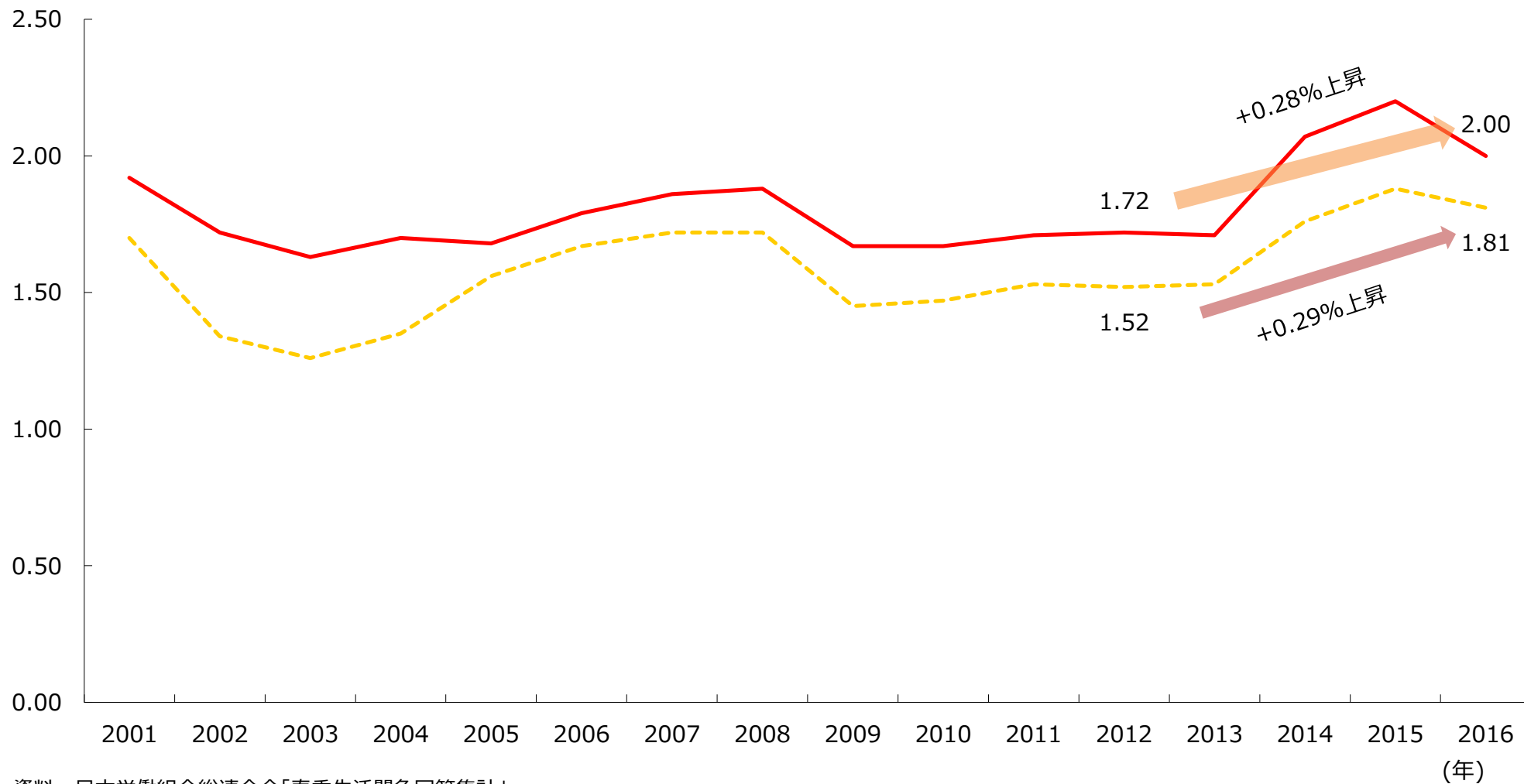
(参考) 中小企業の賃上げ率

図1

— 全体

- - - 中小企業

(前年比、%)



資料：日本労働組合総連合会「春季生活闘争回答集計」

(注) 中小企業とは資本金2千万円以上1億円未満の企業をいう。

(23) 中核人材・労働人材の不足

- 成長・拡大を目指す企業は中核・労働ともに人材の不足感強い。
- 特に中核人材の不足は、新事業展開の停滞や需要増に対応できないなど、成長・拡大を目指す企業の新事業展開に影響がでている。

図1 業種別・業務領域別に見た人材不足の状況

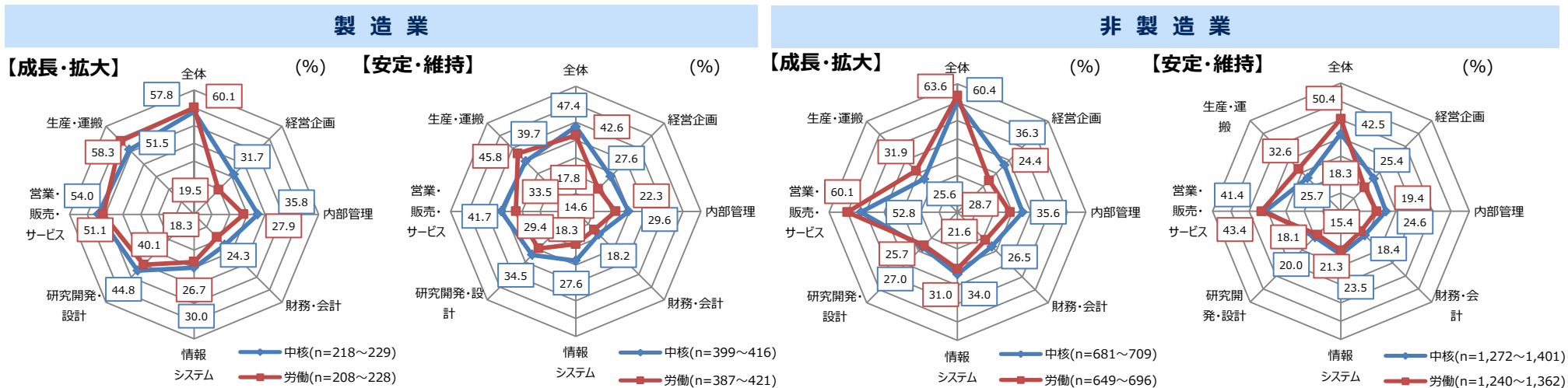
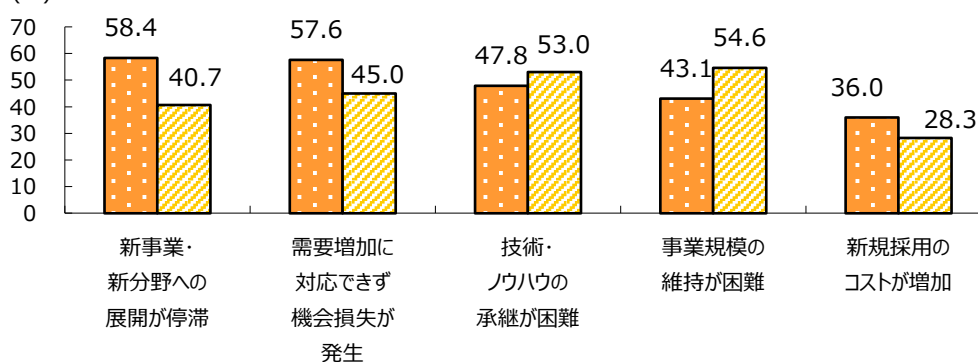


図2 事業展開の方針別に見た、中核人材の不足による経営への影響



(参考) 2017年白書における人材の区分

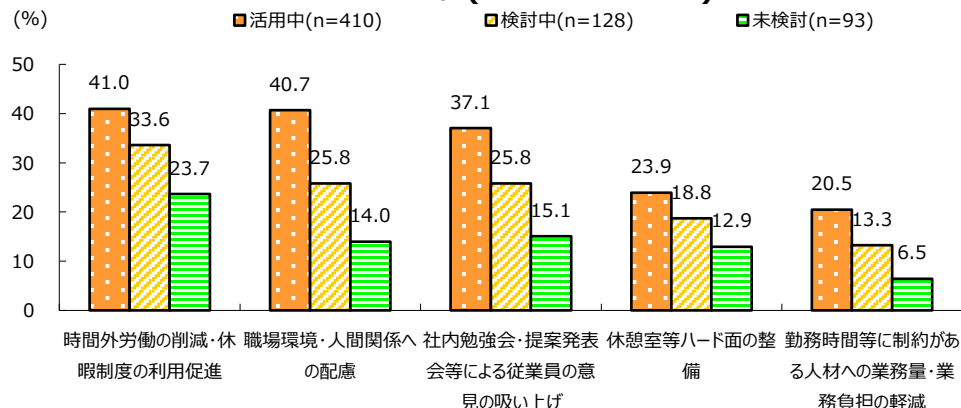
「人材の区分」	中核人材	・ 各部門の中核として、高度な業務・難易度の高い業務を担う人材。 ・ 組織の管理・運営の責任者となっている人材。 ・ 複数の人員を指揮・管理する人材。 ・ 高い専門性や技能レベル、習熟度を有している人材。
	労働人材	・ 各部門において、比較的定型的な業務を担う人材。 ・ 組織の管理・運営の責任者となっていない人材。 ・ 中核人材の指揮・管理のもと、各業務を行う人材 ・ 中核人材の補助的な業務を行う人材。 ・ その他、特殊な技能は有さないが、事業の運営に不可欠な労働力を提供する人材。

(24) 人材不足の克服に向けた課題

- 多様な人材を活用できている企業は、中小企業ならではの柔軟性を活かした職場環境改善や生産性向上にもつながる業務の合理化・標準化にも取り組んでいる。
- 人材不足でも業績を伸ばす企業は省力化、IT導入、アウトソーシング等に取り組んでおり、デザイン・マーケティングなど高度な人材が求められる業務でも、アウトソーシングのニーズが増大。

図1

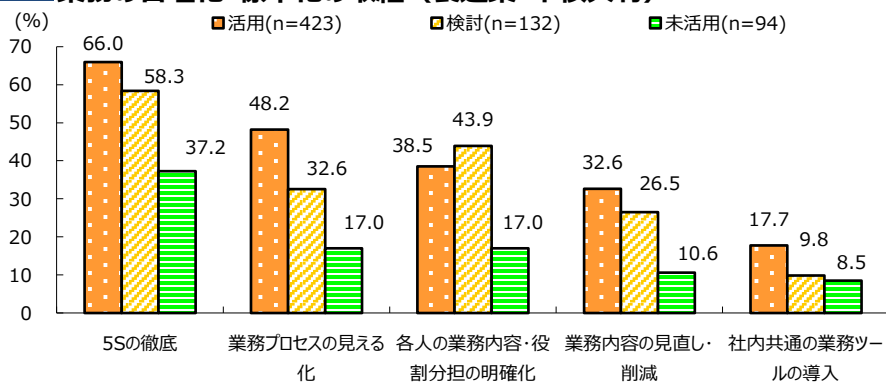
多様な人材の活用状況別に見た、
職場環境の整備に関する取組（製造業・中核人材）



(注) 「女性」「シニア」「外国人」「障がい者」について、1つでも「中核人材として活用している」と回答した企業を「活用中」とし、「活用中」を除き、1つでも「中核人材としての活用を検討している」と回答した企業を「検討中」とし、その他の企業を「未検討」としている。

図2

多様な人材の活用状況別に見た、
業務の合理化・標準化の取組（製造業・中核人材）



(注) 1. 「合理化・標準化実施企業」とは、「業務プロセスの見える化」を実施し、かつ「5Sの徹底」「各人の業務内容・役割分担の明確化」「業務内容の見直し・削減」「社内共通の業務ツールの導入」「部門・エリア間での重複業務の集約」についていずれか1つ以上実施している企業とし、「未実施企業」とは、合理化・標準化の取組を一切行っていない企業としている。

2. 5Sとは、「整理・整頓・清掃・清潔・しつけ」を指す。

図3

経常利益の実績別に見た、人材不足企業の取組（非製造業）

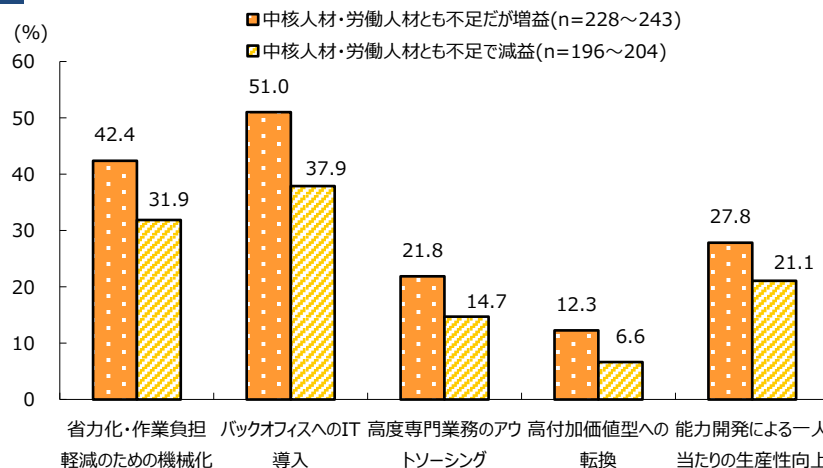


図4

事業の方針別に見た、外部委託の必要性が増加した業務

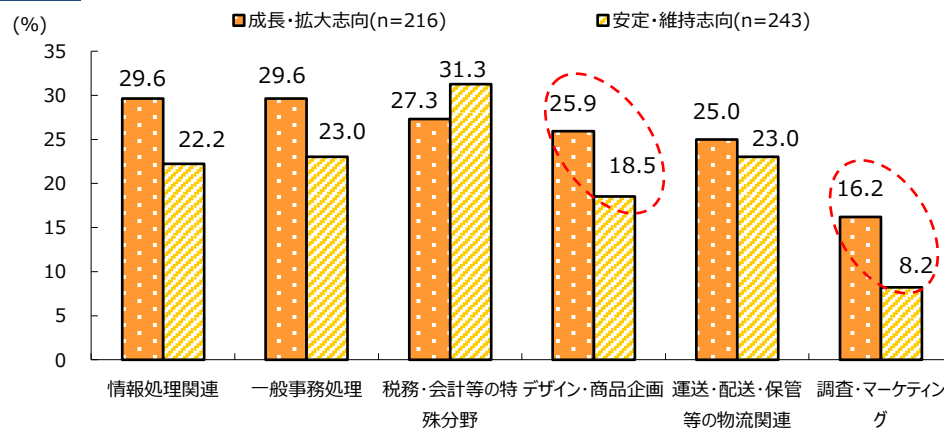


図1-4：中小企業庁委託「中小企業・小規模事業者の人材確保・定着等に関する調査」(2016年11月、みずほ情報総研(株))

2. 主な中小企業・小規模事業者政策

平成29年度 中小企業・小規模事業者関係 予算のポイント

平成29年度 当初予算（中小企業対策費）： 1,810億円 <うち、経済産業省計上 1,116億円>

※平成29年度予算における中小企業・小規模事業者関係の復興経費：300億円

平成28年度 補正予算（中小企業関連予算）： 2,672億円

過去7年で最大

<参考>

過去の経産省計上分の中対費

平成28年度	1,111億円
平成27年度	1,111億円
平成26年度	1,111億円
平成25年度	1,071億円
平成24年度	1,060億円
平成23年度	1,055億円

1. 経営力強化・生産性向上に向けた取組

- **戦略的基盤技術高度化・連携支援事業 130.0億円** <29当初>
 - ・中小企業・小規模事業者が産学官連携して行う研究開発や新しいサービスモデルの開発等のための事業を支援する。
 - （参考）◇革新的ものづくり・商業・サービス開発支援事業 763.4億円 <28補正>
 - ◇経営力向上・IT基盤整備支援事業 13.0億円 <28補正>
 - ◇サービス等生産性向上IT導入支援事業 100.0億円 <28補正>
- **小規模事業者対策推進事業 49.4億円** <29当初>
 - ・商工会・商工会議所が「経営発達支援計画」に基づき実施する伴走型の小規模事業者支援を推進する。また、地域の小規模事業者と連携して行う特産品開発・観光集客の取組等、複数の事業者の売上増大につながる取組を支援する。
- **小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資） 42.5億円** <29当初>
 - ・商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員の経営指導を受けた小規模事業者に対し、一定額を上限に無担保・無保証人・低利で融資を行う。
 - （参考）◇小規模事業者広域型販路開拓支援パッケージ事業 50.0億円 <28補正>
 - ◇小規模事業者販路開拓支援事業（小規模事業者持続化補助金） 120.0億円 <28補正>
- **中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業 23.9億円** <29当初>
 - ・新規に海外展開を目指す中小企業・小規模事業者を中心に、事業計画策定から海外販路開拓、現地進出、進出後の課題に対する対応までを一貫して支援する。
- **ふるさと名物応援事業 13.5億円** <29当初>
 - ・各地域の資源を活用した「ふるさと名物」のブランド化や商品・サービス開発、販路開拓等を支援する。
- **地域・まちなか商業活性化支援事業 17.8億円** <29当初>
 - ・公共的機能や買物機能の維持・強化を図る商店街が行う各種サービスの提供に向けた取組や、商店街内の個店等が連携して行う販路開拓や新製品開発、コンパクトシティ化に取り組む「まち」における波及効果の高い商業施設等の整備に対して支援する。
 - （参考）◇商店街・まちなか集客力向上支援事業 15.0億円 <28補正>
- **中小企業連携組織対策支援事業 6.8億円** <29当初>
 - ・全国中小企業団体中央会に対し、組合に運営指導を行うための経費を補助する。これにより、組合の事業環境改善や展示会出席等につなげていく。

3. 安定した事業環境の整備

- **中小企業取引対策事業 13.9億円** <29当初>
 - ・下請事業者による連携を促進することで中小企業・小規模事業者の振興を図る。また、下請取引に関する相談や、下請代金支払遅延等防止法の周知徹底・厳正な運用、官公需情報の提供等を行うことで、取引に関する事業者の課題に対処する。
- **消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業 28.5億円** <29当初>
 - ・中小企業・小規模事業者等が消費税を円滑に転嫁できるよう、時限的に転嫁対策調査官（転嫁Gメン）を措置し、違反行為の監視・検査体制の強化を図る。
- **消費税軽減税率対応窓口相談等事業 19.4億円**（新規） <29当初>
 - ・消費税軽減税率制度を円滑に実施するため、中小企業団体等と連携して、講習会・フォーラムの開催、相談窓口の設置や、専門家派遣を通じたきめ細かいサポートを行う。
- **きめ細かな資金繰り支援 225.8億円**（加えて財務省計上分 682.0億円） <29当初>
 - ・政策金融や信用保証制度により中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化を図る。
 - （参考）◇世界経済の不安定性などのリスクに備えた資金繰り支援 642.0億円（うち財務省計上分 326.0億円） <28補正>
- （再掲）○ **小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資） 42.5億円** <29当初>

2. 活力ある担い手の拡大

- **創業・事業承継支援事業 11.0億円**（新規）
 - ・産業競争力強化法の認定市区町村で創業を目指す創業者等を支援し、イベントの開催により創業機運の醸成を図る。また、事業承継の円滑化を図るために、ニーズの掘り起こし及び事業承継を契機とした新しい取組に対して支援する。
- **中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業 61.1億円** <29当初>
 - ・「中小企業再生支援協議会」において、財務上の問題解決のための事業再生を行う。また、「事業引継ぎ支援センター」において事業引継ぎを行おうとする中小企業・小規模事業者を支援する。
- **中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 54.8億円** <29当初>
 - ・各都道府県に設置されている「よろず支援拠点」を活用し、中小企業・小規模事業者が抱える経営課題に対応するワンストップ相談対応を行う。あわせて、高度で専門的な課題に対応する専門家の派遣や、支援ポータルサイトにおいて支援施策の情報提供等を実施する。
- **中小企業・小規模事業者人材対策事業 16.7億円** <29当初>
 - ・中小企業・小規模事業者が、必要とする人材を地域内外から発掘・マッチング・定着することに対して支援する。また、中小サービス業・ものづくり現場・まちづくりの中核を担う人材や、小規模事業者を支援する人材を育成する。
- **独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費交付金 185.8億円** <29当初>
(うち復興庁計上分6.5億円)
 - ・中小企業基盤整備機構において、中小企業・小規模事業者の「創業・新事業展開の促進」、「経営基盤の強化」、「経営環境の変化への円滑な対応」のための施策を行うとともに、東日本大震災により被災した中小企業・小規模事業者に対する復興支援に取り組む。

4. 災害からの復旧・復興

□ 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（中小企業等グループ補助金）

- **東日本大震災 210.0億円** <29当初>
 - ・被災3県（岩手県、宮城県、福島県）の津波浸水地域及び福島県の避難指示区域等の、特に復興が遅れている地域を対象に、中小企業等グループの復興事業計画に基づき、施設復旧等の費用の補助を行う。また、商業機能回復のため、共同店舗の新設や街区の再配置などに要する費用も補助する。
- ◇ **熊本地震 800.0億円** <28熊本地震復旧等予備費> <28補正>
(第3次補正予算において追加で183億円計上)
 - ・被災2県（熊本県、大分県）を対象に中小企業等グループの復興事業計画に基づき、施設復旧等の費用の補助を行う。また、商業機能回復のため、共同店舗の新設や街区の再配置などに要する費用も補助する。
- **被災地向けの資金繰り支援・事業再生支援**
 - ・東日本大震災、熊本地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化を図る。
- **東日本大震災 81.9億円**（加えて財務省計上分 71.0億円） <29当初>
- ◇ **熊本地震 610.0億円**（うち財務省計上分 414.0億円） <28熊本地震復旧等予備費> <28補正>

平成29年度 中小企業・小規模事業者関係 税制改正のポイント①

1. 29年度の賃上げ支援が大幅に拡充

- 所得拡大税制について、中小企業に関しては、現行の支援措置（24年度からの給与増加額に10%税額控除）に加え、2%以上賃上げした企業は、**前年度からの給与増加額の22%税額控除**を受けることができますようになります（賃上げに伴う社会保険料負担を上回る控除率）。

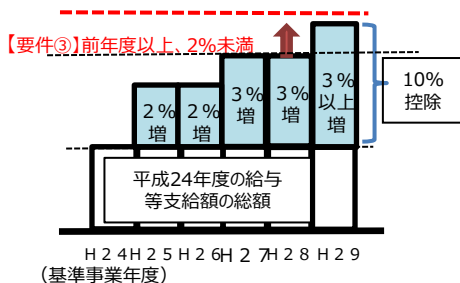
【要件①】給与等支給額の総額：
平成24年度から一定割合（下図）以上増加

【要件②】給与等支給額の総額：前事業年度以上

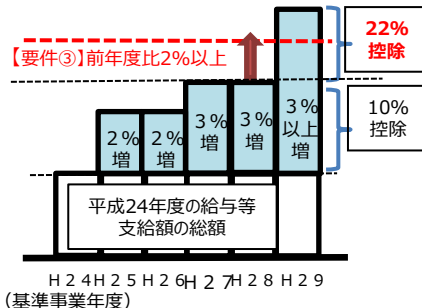
【要件③】
平均給与等支給額：
（1）前事業年度を上回る
（2）**前年度比2%以上増加**

- （1）賃上げ率2%未満の企業
税額控除10%を維持
- （2）賃上げ率2%以上の企業
前年度からの増加額について税額控除を**12%上乗せ**

（1）賃上げ率2%未満の場合



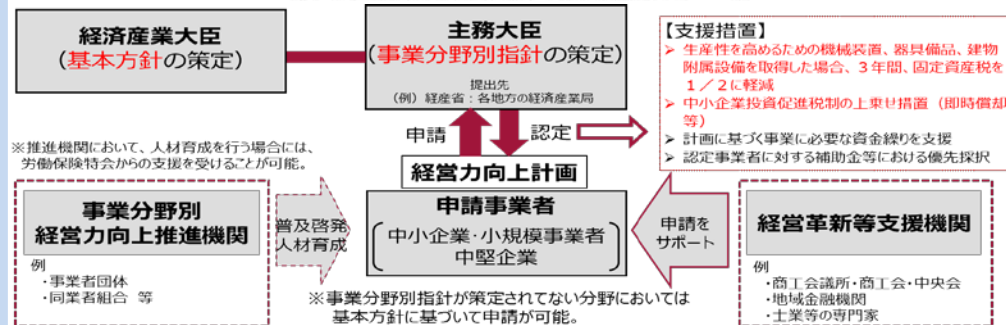
（2）賃上げ率2%以上の場合



2. 中小サービス業の投資減税（固定資産税特例・即時償却）の抜本強化

- 中小企業等経営強化法の認定を受けた事業者が利用できる**固定資産税特例の対象（現在は機械装置）**に、商店、飲食店、サービス業等で利用される一定の**器具備品**（冷蔵陳列棚、業務用冷蔵庫、介護用ロボットスーツ等）、**建物附属設備**（空調設備、エレベーター等）が追加されます。
※一部の地域・業種については、対象外となります。
- 中小企業投資促進税制の上乗せ措置（**即時償却等**）についても**対象に器具備品等が追加**され、名称は**中小企業経営強化税制**となります（中小企業等経営強化法の認定が必要）。
- 中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制（30%特別償却等）は、適用期限が2年間延長されます（平成30年度末まで）。

【中小企業等経営強化法の計画認定スキーム】



＜新たに対象となり得る器具備品等の例＞



※それぞれ、以下の要件が必要になります。
固定資産税特例：生産性年平均1%以上向上
即時償却等：生産性年平均1%以上向上又は投資利益率5%以上

3. 中小企業向け研究開発税制の強化

- 研究開発費（試験研究のための人件費や経費など）の一定割合（現行12%）を法人税額から控除する**研究開発税制について**、研究開発費の増加率が5%を超える場合には、最大17%まで控除割合を上乗せする仕組みが新たに導入されます。

※控除できる上限について、現行法人税額の25%までのところ、研究開発費の増加率が5%を超える場合には、10%上乗せ（最大35%まで）する仕組みも新たに導入。

- ビッグデータ等を活用した第4次産業革命型の「サービス開発」も支援対象に追加されます。

試験研究費の増加率が
5%を超える場合

＜控除できる割合＞
研究開発費の **12～17%**
＜控除できる上限＞
法人税額の **35%まで**

試験研究費の増加率が
5%以下の場合

＜控除できる割合＞
研究開発費の **12%**
＜控除できる上限＞
法人税額の **25%まで**

＜新たに対象となる「サービス開発」の事例＞

農家を支援するサービス

- センサーによって収集した、農作物や土壌に関するデータや気象データ等を組み合わせ分析し、農家が最適な農作業をできるような農業支援情報を配信するサービスを提供



個人に応じたヘルスケアサービス

- 個人の運動や睡眠状況、食事、体重、心拍等の健康データを分析することで、各個人に最適なフィットネスプランや食生活の推奨や、病院受診勧奨を行うサービス

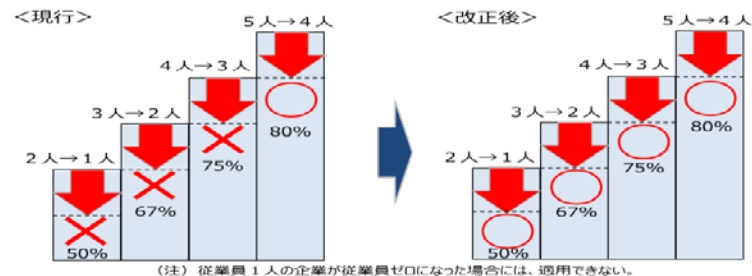


4. 法人税の軽減税率は延長

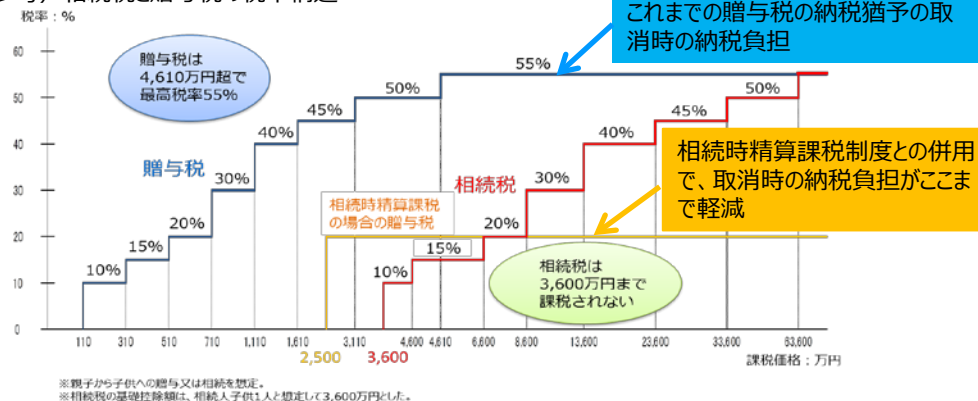
- 法人税の軽減税率（所得800万円まで大企業の23.4%を15%に軽減）は**2年間延長**されます（平成30年度末まで）。

5. 事業承継税制 5人未満企業の雇用要件緩和・生前贈与リスク軽減

- 事業承継税制の雇用要件（5年間平均8割）について、従業員5人未満の企業が従業員1人減った場合でも適用を受けられるように見直しが行われます。また、被災や主要取引先の倒産等により売上が減少した場合には雇用要件が緩和されます。
- 相続時精算課税制度との併用が認められるようになり、贈与税の納税猶予の取消時の納税負担が軽減されます。



（参考）相続税と贈与税の税率構造



6. 株式の評価方式の見直し

- 取引相場のない株式の評価方式について、上場株価の急激な変動、上場企業のグローバル展開の影響や、中小企業の収益の改善を中小企業の株価に過度に反映しないよう、類似業種比準方式等の見直しが行われます。

中小企業・小規模事業者政策の基本的な方向性

I. 経営力強化・生産性向上に向けた取組

- (1) 中小企業等経営強化法の機能強化
- (2) イノベーションの加速、ITの集中的な導入
- (3) 国内外の需要獲得に向けた支援強化

II. 活力ある担い手の拡大

- (1) 創業・事業承継の支援体制の高度化
- (2) 人材の確保に向けた取組

III. 安定した事業環境の整備

- (1) 下請取引対策による取引条件改善
- (2) 資金繰りの円滑化

IV. 災害からの復旧・復興

- (1) 東日本大震災からの復興の加速化／熊本の復旧・復興

I. 経営力強化・生産性向上に向けた取組

(1) 中小企業等経営強化法の機能強化

□ 中小企業等経営強化法の対象業種拡大

・昨年7月に施行。これまで稼ぐ力を高めるための「事業分野別指針」を15業種（製造業、卸・小売業、外食・中食、旅館業、医療、事業者に対して、補助金において優先採択をすすめるほか融資制度を療、保育、介護、障害福祉、貨物自動車運送業、船舶、自動車創設。

整備、建設、CATV、電気通信、不動産業）について整備。今後後も拡大。

□ 法認定と補助金・融資制度を連携させた生産性向上支援

□ 中小企業経営強化税制の創設及び固定資産税軽減措置の拡充（平成29年度改正）

・中小・小規模事業者の「攻めの投資」を後押しするため、器具備品や建物附属設備を広く対象とした、中小企業経営強化税制を創設。固定資産税の軽減措置についても、対象地域・業種を限定したうえで、同様に拡充することで、幅広い中小企業の生産性向上を後押し。

【事業分野別指針（15）と所管省庁】

- 製造業、卸・小売業 : 経済産業省
- 旅館、貨物自動車運送、船舶、自動車整備、建設 : 国土交通省
- 外食・中食、旅館、医療 : 厚生労働省
- 介護、保育、障害福祉 : 厚生労働省
- 外食・中食 : 農林水産省
- CATV、電気通信業 : 総務省

事業分野別 経営力向上推進機関

- 例
- ・事業者団体
 - ・同業者組合 等

※推進機関において、人材育成を行う場合には、労働保険特会からの支援を受けることが可能。

主務大臣
(事業分野別指針の策定)
提出先
(例) 経産省: 各地方の経済産業局

申請 ↑ ↓ 認定

経営力向上計画

申請事業者

(中小企業・小規模事業者
中堅企業)

【支援措置】

- 生産性を高めるための機械装置を取得した場合、3年間、固定資産税を1/2に軽減
- 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援
- 補助制度における優先採択等

【認定件数(6月末時点): 24,331件】

申請を
サポート

経営革新等支援機関

- 例
- ・商工会議所・商工会・中央会
 - ・地域金融機関
 - ・士業等の専門家

※事業分野別指針が策定されていない分野においては基本方針に基づいて申請が可能。

中小企業等経営強化法の認定について

- 平成28年7月1日に施行した中小企業等経営強化法では、「経営力向上計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者に対して、機械装置の取得に関する固定資産税の軽減や資金繰り等の支援を措置。
- 平成29年6月30日現在、24,331件を認定（経済産業省:16,611件、国土交通省:3,407件、農林水産省：1,865件、厚生労働省：1,524件、国税庁：245件等）

＜認定事業者の内訳（24,331件）＞ （業種別）

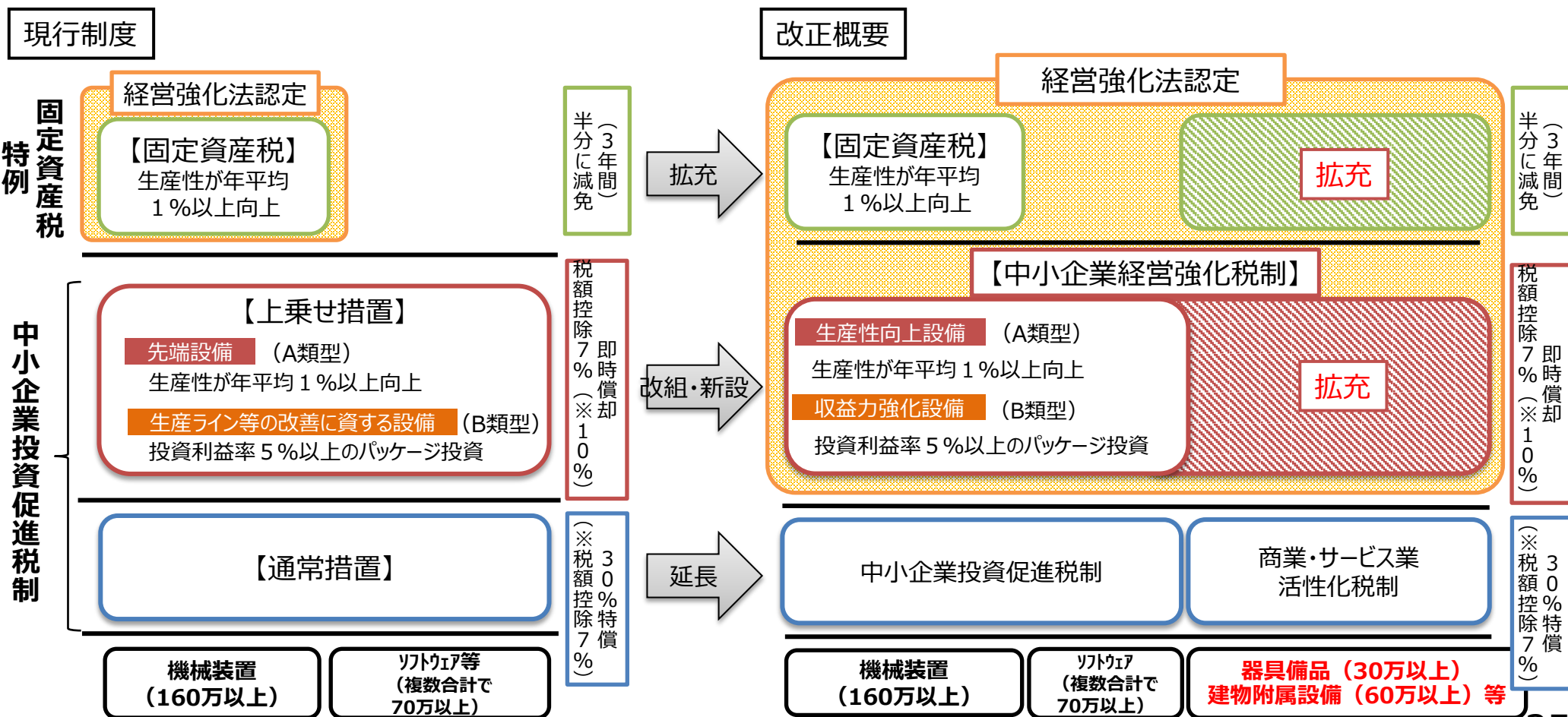
- 製造業：15,293件
- 卸・小売業：1,491件
- 建設業：2,664件
- サービス業(他に分類されないもの)：636件
- 医療，福祉業：1,274件
- 電気・ガス・熱供給・水道業：646件
- 情報通信業：448件
- 学術研究，専門・技術サービス業：588件
- 生活関連サービス業，娯楽業：327件
- 宿泊業，飲食サービス業：249件
- 不動産業，物品賃貸業：190件
- 農業・林業：186件
- 運輸業，郵便業：189件
- 鉱業，採石業，砂利採取業：69件
- 教育，学習支援業：67件
- 複合サービス事業：1件
- 金融業，保険業：2件
- 漁業：11件

（地域別）

- 北海道：638件
- 東北：1,090件
 - 青森:94件 -岩手:115件 -宮城:178件 -秋田:109件 -山形:378件 -福島:216件
- 関東：8,738件
 - 茨城:483件 -栃木:374件 -群馬:510件 -埼玉:866件 -千葉:511件
 - 東京:2,471件 -神奈川:1,028件 -新潟:570件 -山梨:114件 -長野:724件 -静岡:1,087件
- 中部：3,832件
 - 富山:370件 -石川:359件 -岐阜:603件 -愛知:2,128件 -三重:372件
- 近畿：5,146件
 - 福井:225件 -滋賀:290件 -京都:563件 -大阪:2,387件 -兵庫:1,243件
 - 奈良:230件 -和歌山:208件
- 中国：1,579件
 - 鳥取:120件 -島根:96件 -岡山:426件 -広島:643件 -山口:294件
- 四国：988件
 - 徳島:178件 -香川:332件 -愛媛:316件 -高知:162件
- 九州・沖縄：2,320件
 - 福岡:785件 -佐賀:158件 -長崎:201件 -熊本:347件 -大分:263件
 - 宮崎:205件 -鹿児島:232件 -沖縄:129件

中小企業等経営強化法（税制支援措置）

- 中小・小規模事業者の「攻めの投資」を後押しするため、中小企業投資促進税制の上乗せ措置（即時償却等）を改組し、中小企業経営強化税制を創設。対象設備を拡充し、一定の器具備品・建物附属設備を追加（適用期限は2年間）。固定資産税の特例対象設備も、地域業種を限定した上で、同様に拡充することで、サービス業も含め、幅広く中小企業の生産性向上を強力に後押し。
- 中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制も適用期限を2年間延長。

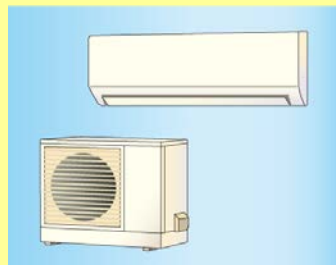


(参考) 器具備品・建物附属設備のイメージ

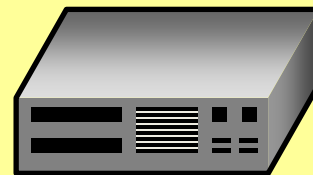
<器具備品>



冷蔵陳列棚



ルームエアコン



サーバー



業務用冷蔵庫



介護浴槽



ブレーキ・スピードテスター



介護用アシストスーツ



三次元座標測定機（測定機器）
（寸法をマイクロメートル単位で測定）



理美容機器

<建物附属設備>



エレベーター



空調設備



高圧受電設備

中小企業等経営強化法（金融支援措置）

● 政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等により円滑な資金調達を支援。

① 日本政策金融公庫による低利融資

中小企業者向け

経営力向上計画の認定を受けた事業者が行う設備投資の借入について、低利融資を受けられる。

○設備資金について0.9%引き下げ

※基準利率：中小企業事業1.21% 国民事業1.76%（平成29年5月現在）

② 商工中金による低利融資

中堅クラス向け

中小企業者向け

経営力向上計画を策定した場合、商工中金の独自の融資制度により、低利融資を受けられる。

③ 中小企業信用保険法の特例

中小企業者向け

中小企業者は、経営力向上計画の実行（※）にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等の別枠の追加保証や保証枠の拡大が受けられる。

○保証限度額の別枠・保証枠の拡大 ※新事業活動に該当する事業

	通常枠	別枠
普通保険	2億円（組合4億円）	2億円（組合4億円）
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	1,250万円	1,250万円
新事業開拓保険 海外投資関係保険	2億円→3億円（保証枠の拡大）	

④ 中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業者向け

経営力向上計画の認定を受けた場合、通常の投資対象（資本金3億円以下の株式会社）に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能に。

⑤ 日本政策金融公庫によるスタンバイ・クレジット

中小企業者向け

経営力向上計画の認定を受けた中小企業者(国内親会社)の海外支店又は海外現地法人が、日本公庫の提携する海外金融機関から現地通貨建ての融資を受ける場合に、信用状を発行して、債務の保証を実施できる。

○補償限度額：1法人あたり最大4億5000万円

○融資期間：1～5年

⑥ 中小企業基盤整備機構による債務保証

中堅クラス向け

中堅クラスの企業等、信用保険法の特例が措置されていない中小企業者以外の者が、経営力向上計画を実施するために必要な資金について、保証額最大25億円（保証割合50%、保証料率 有担保0.3%、無担保0.4%）の債務の保証を受けられる。

⑦ 食品流通構造改善機構による債務保証

中堅クラス向け

中小企業者向け

食品製造業者等は、経営力向上計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に、食品流通構造改善機構による債務の保証を受けられる。

中小企業等経営強化法（採択事例）

株式会社宇野牧場（畜産食料品製造業／農林水産省認定／北海道）

- 120haの牧場で乳牛100頭を飼育し、放牧酪農及び乳製品加工を行う会社が、
- －自然循環からもたらされる牛乳として、宇野牧場ブランドの価値向上を図り、主力のソフトクリームや乳製品の売上げ増加を目指す。
 - －設備投資により、人手不足を克服しつつ、品質の向上及び生産量の増加を図る。

〈会社紹介〉



〈具体的な取組〉

- 時間は要するものの、自然の多様性を活かした土・草・牛づくりにこだわり宇野牧場ブランドの価値を向上させる。中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の軽減措置を活用し専用器機を導入することで、オリジナルスイーツ「トロquette・ウーノ」をはじめとする乳製品の売上拡大を目指す。
- 人手不足により新規雇用が難しく、地域で離農が進んだことにより生まれた余剰農地を活用した事業拡大に踏み出せない状況が続いていた。そこで中小企業等経営強化法に基づく日本政策金融公庫の低利融資を活用しロボット搾乳機を導入。生産性を向上させ、現在の労働力での増頭と事業拡大を図る。
- また、ロボット搾乳機を導入し放牧と合わせることで、牛はストレスのない環境で過ごすことができ、牛乳の品質がより高まる。作業の効率化のみならず、機械導入による高付加価値化を目指す。

〈トロquette・ウーノ〉



〈搾乳ロボット〉



（HP等より抜粋）

中小企業等経営強化法（採択事例）

株式会社シンカ・コミュニケーションズ（印刷業／経済産業省認定／大阪府）

- カタログ、チラシからスマートフォンアプリ製作などを手掛ける広告デザイン兼印刷会社が、コンテンツ+ものづくりというコンセプトを追求し、
 - －各市町村が観光をPRする広告媒体として、冊子とスマートフォンアプリをセットにした新商品を開発し、自治体の観光促進事業を広告面から後押しする。
 - －具体的には、話題のAR※を活用し、観光用パンフレットに印刷した写真・イラストを専用カメラアプリで撮影すると、動画が再生されるといった魅力あるコンテンツを提供する。

※ AR・・・現実世界の空間や物にCGや動画などバーチャルにつくられたものをスマートフォン等を使用して映し出し、情報に新たな付加価値を与える技術。

〈サービスイメージ〉



（動画再生）



（スマホで360度のパノラマ画像を表示し、観光地や宿泊施設を疑似体験）

〈製作実績〉



（ランチパスポート）



（ミアヴィア結婚式場パンフレット）

（HPより抜粋）

〈具体的な取組〉

- 市町村が観光PRに活用できる冊子とスマートフォンアプリをセットにした「観光クロスメディアパッケージ」という新商品を開発。
- AR技術を活用することで、冊子でありながら動画再生や360度のパノラマ画像の表示など付加価値の高いコンテンツを提供する。
- 中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の軽減措置を利用し、スマートフォンが冊子の情報を正確に読み取れるよう、見開きやすく、耐久性が高い製本が可能となる新たな製本機を導入。新サービスに必要な高付加価値の冊子の生産が可能となるだけでなく、時間当たりの生産数も伸ばし、生産性の向上につなげる。

中小企業等経営強化法（採択事例）

株式会社ペットボードヘルスケア（インターネットサービス業／経済産業省認定／東京都）

- 昨年3月に創業したペットの健康寿命を延ばすことを目的としたサービスを行う会社が、
 - ーペットヘルスケアのIoTデバイスの試作、スマートフォンアプリの開発、
 - ーウェブメディアとのタイアップイベント 等を行い、生産性向上を目指す。

〈提供サービス〉



（HPより抜粋）

〈具体的な取組〉

- 現在、テレビ電話による獣医師相談サービスを展開。既存顧客の要望が多かったペットの食事管理を可能とするIoTデバイスの試作、スマートフォンアプリの開発を行う。
- 新規顧客を獲得するため、集客力のあるウェブメディアとのタイアップイベントを行う。
- 食事とカロリーデータからペットの健康状態のスコアリングを目指して、ペットライフデータベースの利活用の研究開発を実施する。

I. 経営力強化・生産性向上に向けた取組

(2) イノベーションの加速、ITの集中的な導入

○地域未来投資促進事業【1001.3億円 28補正】

- ・地域における「中小企業等の稼ぐ力の強化」を図るため、中小企業等の経営力向上に資する取組を一貫して支援。

①ものづくり・商業・サービスの開発支援

- ・第四次産業革命に向けてIoT等の活用や経営力向上に資する革新的ものづくり・商業・サービスの開発を支援。
- ・賃上げ等を行う事業者の補助上限額を増額等。

②ITの導入等支援

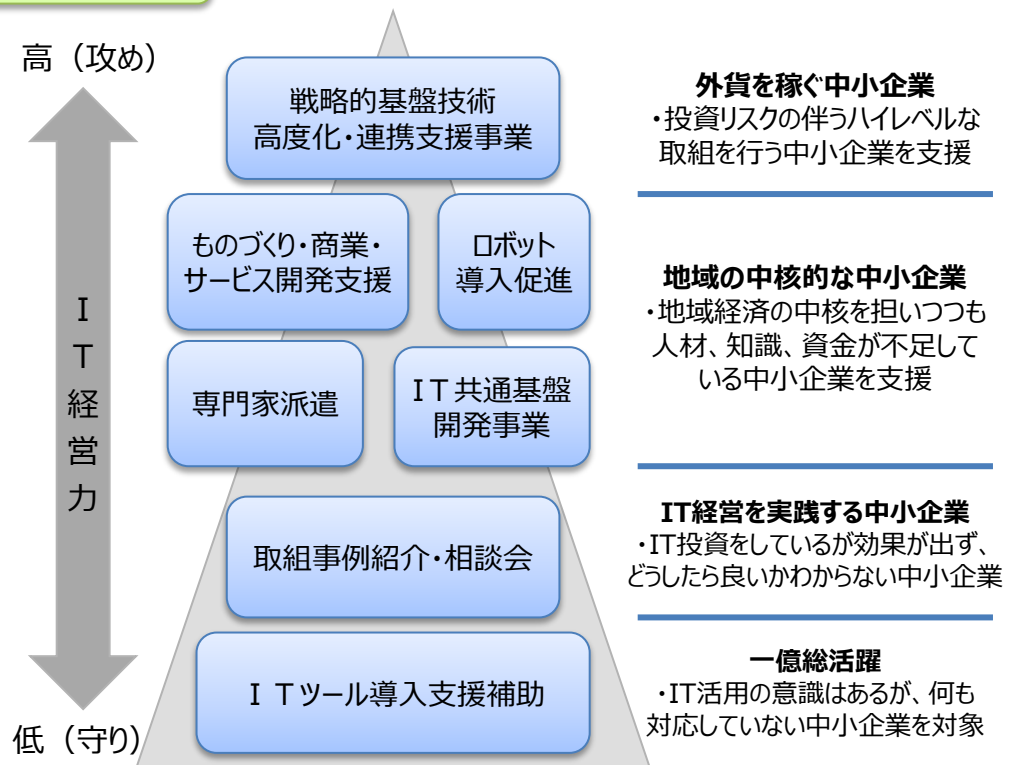
- ・中小企業等経営強化法に基づく事業分野別指針に盛り込まれたIT活用事例を踏まえ、業務の効率化、生産性の向上に資するITツールの導入を補助するとともに、IT専門家の派遣、取組事例の紹介、相談会を開催することで、IT導入を集中的に支援。
- ・また、業種の垣根を越えた取引のIT化を実現するため、国際標準に準拠した商取引等共通システムによる業種別・地域別のモデルプロジェクトを実施。

③海外や商店街等における需要開拓

- ・需要開拓につなげていくため、先進的な観光開発やT P Pも見据えた海外販路開拓、商店街・中心市街地の集客力向上等を幅広く支援。

○ロボット導入促進に向けた

- ・**ロボット導入実証事業** 【11.9億円】
- ・**スマートものづくり応援隊等事業** 【1.8億円】
- ・**システムインテグレータ育成事業** 【14.0億円 28補正】



○戦略的基盤技術高度化・連携支援事業

【130.0億円】

- ・地域経済を支える中小企業におけるイノベーションの創出を図るため、中小企業・小規模事業者が産学官連携して行う研究開発等や新しいサービスモデルの開発等のための事業を支援。

生産性の向上に向けた支援

革新的なものづくり・商業・サービス開発支援事業【28年度2次補正763.4億】

革新的なサービス開発・試作品開発を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等を支援。

●第四次産業革命型 補助上限額：3,000万円（補助率 2／3）

中小企業者等が第四次産業革命に向けて、IoT・ビッグデータ・AI・ロボットを活用する革新的なものづくり・商業・サービス開発を支援。

●一般型 補助上限額：1,000万円【※】（補助率 2／3）

中小企業が行うサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援。

●小規模型 補助上限額：500万円【※】（補助率 2／3）

小規模な額で行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援。

※雇用・賃金を増やす計画に基づく取組については、補助上限を倍増

※最低賃金引上げの影響を受ける場合は補助上限を更に1.5倍(上記と併せ補助上限は3倍)

＜窓口＞ 申請は、各都道府県中小企業団体中央会

◇公募期間：平成28年11月14日～平成29年1月17日

公募終了

◇採択公表：平成29年3月17日

【採択実績】

○平成28年度補正	申請件数：15,547件	採択件数：6,157件
○平成27年度補正	申請件数：26,629件	採択件数：7,948件
○平成26年度補正	申請件数：30,478件	採択件数：13,134件
○平成25年度補正	申請件数：36,917件	採択件数：14,431件
○平成24年度補正	申請件数：23,971件	採択件数：10,516件

生産性の向上に向けた支援（ものづくり補助金採択事例）

- ものづくり・商業・サービスの分野で環境等の成長分野に参入するなど、革新的な取組にチャレンジする中小企業・小規模事業者に対し、試作品・新サービス開発、設備投資等を支援。

株式会社ほたる （東京都文京区）

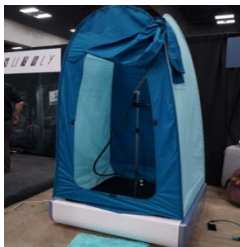
【会社概要】

平成26年に創業した研究開発型（東京大学）ベンチャー企業である。人口増加・経済発展で深刻化する水不足、気候変動による世界中での干ばつの発生、自然災害によるインフラへの被害などの課題に対して、家庭向けの小規模分散型の水処理装置を開発しており、初の製品として、「上下水道への接続が不要で、内部に浄化装置を備えた水循環型シャワー」の開発を進めている。

【採択事業計画】

浄化装置を有し、上下水道が不要な水循環型シャワーの開発と提供

避難所の防災備品（国内）や気候変動による干ばつ発生時の生活インフラ（海外：米国等）として、上下水道が不要で、簡単に設置・移動が可能、遠隔メンテナンスができる内部に浄化装置を備えた水循環型シャワーを開発する。



最新の試作機
（水循環型
シャワー）

株式会社 隅田屋商店 （東京都墨田区）

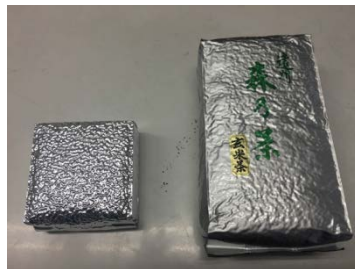
【会社概要】

明治38年に創業。昭和29年に株式会社へ組織変更を行い、100年以上続く米屋の知識と独自の精米・配合技術で、一般のお客様から飲食店まで、おいしく、安全なお米をお届けしている。オリジナルブレンド技術と古式精米製法という特殊な精米方法を用いた商品「吟撰隅田屋米」を最高級日本米としてアメリカ西海岸の東南アジアコミュニティへ販売している。

【採択事業計画】

日本国産米の海外輸出に関する新たな品質劣化防止技術の開発計画

日本米の海外マーケットへの輸送・保管過程における品質劣化防止と付加価値向上を目的とした、独自のお米用の真空包装技術及びパッケージを開発し、海外における当社オリジナル日本米の販売力・ブランド力を向上する。



日本茶の真空包装技術を応用し、紫外線も防げるお米の真空包装技術を開発。

株式会社 磯村製作所 （愛知県名古屋市）

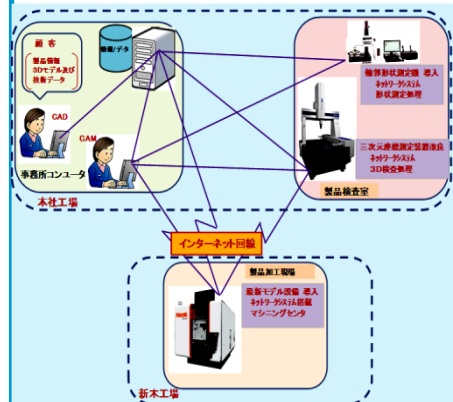
【会社概要】

昭和30年創業。時代の進歩に先駆け常に先端技術を学び研ぎ澄まされた感性をもって航空宇宙産業を通じてお客様に満足していただける製品を提供。

【採択事業計画】

IoTを活用した航空宇宙分野部品の精密切削加工から検査工程までの制御技術の開発

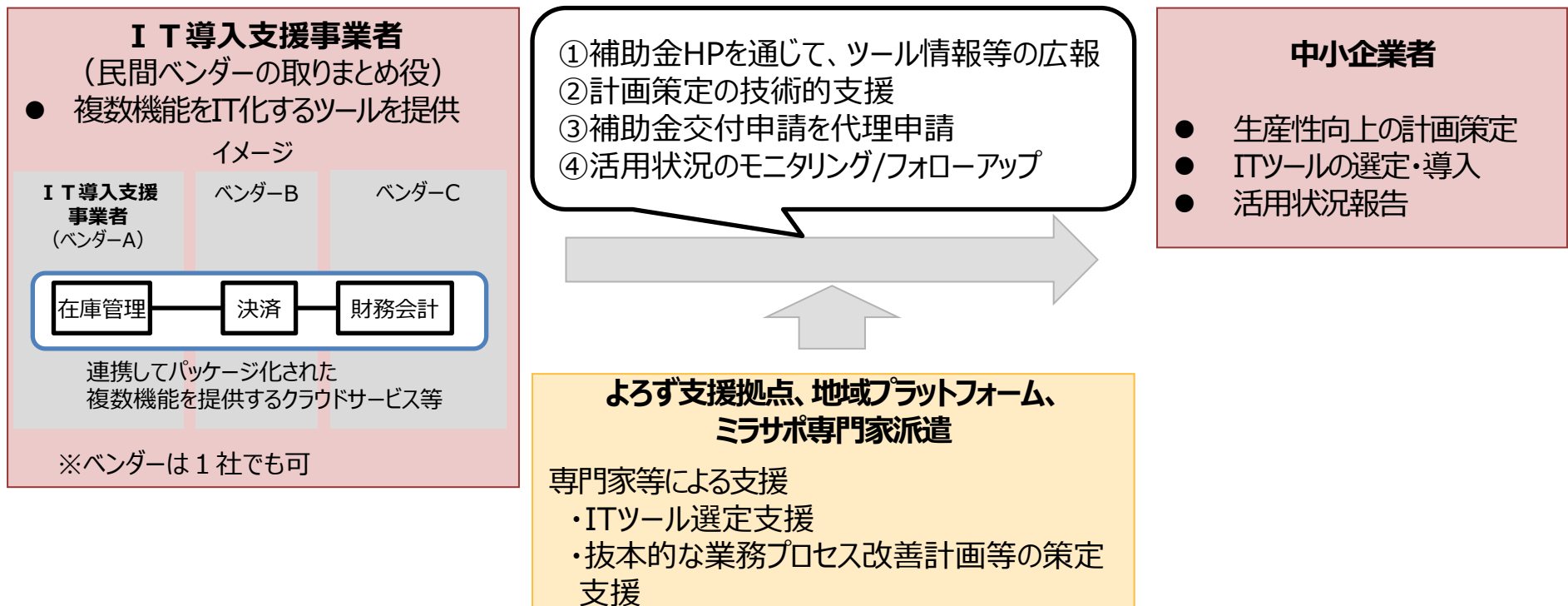
IoTを活用し、加工製品の形状を三次元座標測定機等で製品形状を分析し、加工プログラミングデータの修正、修正加工をリアルタイムで遠隔操作可能な制御技術を導入する。これにより従来を著しく上回る生産力の向上を図る。



IoTを活用した
航空宇宙分野部品の精密切削加工プロセス

IT導入の支援（サービス等生産性向上IT導入支援事業）

- 中小企業者が経営強化法の事業分野別指針に沿うような生産性向上に係る計画を策定し、ITツールを導入する際の経費を補助（補助率：2/3）
- 従来の手法を見直し、新たに民間ベンダーの活力を最大限利用することで、サービス業を中心に抜本的なIT導入を実現
- 中小企業者の生産性向上に配慮した事業スキームを検討
 - 中小企業が事業計画を策定する際、専門家等による支援
 - 交付申請はIT導入支援事業者（民間ベンダーの取りまとめ役）が代理申請



(参考) サービス等生産性向上IT導入支援事業の公募・採択等について

1) 補助対象費目

事務局HPに対象サービスとして公開されたITツール（ソフトウェア、サービス等）が対象

※ 1. ハードウェアは対象外

※ 2. 新規HPの開設・運営、クラウドサービス等利用料→導入後の1年間のみ対象

2) 補助率、補助上限・下限

補助対象経費区分	ソフトウェア、サービス導入費
補助率	2/3以内
補助上限額・下限額	上限額:100万円 下限額:20万円

3) スケジュール

○IT導入支援事業者

2月10日 ～ 5月31日 第二次募集

公募終了

○補助事業者（中小企業者）

3月31日 ～ 6月30日 第二次公募申請受付

公募終了

4) 審査・採択

ITツール導入によって得られる自社の事業の生産性の効果や取り組み等を審査・採択

5) お問い合わせ先

・サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター

TEL:0570-013-330 (9:30～17:30/月曜～金曜 (祝日除く))

Mail:info01@it-hojo.jp

・IT導入補助金ホームページ

<https://www.it-hojo.jp>

（参考）IT導入補助金の実施状況（一次）

2）補助事業者

一次公募：平成29年1月27日～平成29年2月28日

採択件数：7511件

【所在地都道府県別】

所在地	件数	所在地	件数
北海道	321	滋賀県	63
青森県	53	京都府	181
岩手県	60	大阪府	628
宮城県	105	兵庫県	269
秋田県	20	奈良県	90
山形県	45	和歌山県	62
福島県	66	鳥取県	40
茨城県	104	島根県	43
栃木県	99	岡山県	167
群馬県	105	広島県	212
埼玉県	235	山口県	59
千葉県	231	徳島県	48
東京都	1238	香川県	218
神奈川県	342	愛媛県	73
新潟県	101	高知県	43
富山県	89	福岡県	310
石川県	135	佐賀県	41
福井県	39	長崎県	53
山梨県	39	熊本県	80
長野県	165	大分県	54
岐阜県	149	宮崎県	54
静岡県	238	鹿児島県	104
愛知県	437	沖縄県	91
三重県	112	計	7511

【補助事業者業種】

業種	件数
飲食・サービス	725
宿泊	81
卸・小売	1319
運輸	195
医療	1036
介護	246
保育	74
その他	3835

【ITにより実現したい効果】

1）フロント業務

内容	件数	比率
新規顧客獲得	5,245	50.9%
ホームページ機能の強化	2,059	20.0%
外国人対応（取引先・顧客）	530	5.1%
その他	1,287	12.5%
特になし	1,182	11.5%

2）ミドル業務

内容	件数	比率
業務効率の向上	6,592	34.3%
勤務時間短縮	3,171	16.5%
原価管理・業務管理の見える化	3,152	16.4%
顧客情報の管理	2,925	15.2%
営業情報の集約・共有	1,533	8.0%
受発注の簡素化	1,378	7.2%
その他	360	1.9%
特になし	107	0.6%

3）バックオフィス業務

内容	件数	比率
会計業務の効率化	3,863	41.6%
在庫管理・債権管理の見える化	2,238	24.1%
その他	824	8.9%
特になし	2,351	25.3%

(参考) 宿泊分野：事例（株式会社陣屋 神奈川県）

- 一時期は倒産危機にも陥ったことのある鶴巻温泉にある陣屋は、手書きの予約台帳をスタッフ全員に配っていたが、予約から会計管理、また、顧客の情報やスタッフ間での情報をタブレットで共有可能とするITツール「陣屋コネクト」を導入。導入後3年間で売上35%アップ



宿泊予約

チェックイン

接客

会計

顧客管理

売上分析

勤怠管理

サービス改善

過去のお客様の趣向や特徴をフロント、接客、キッチンで共有

会計と顧客情報連動

稼働率と業務量を連動

顧客に応じた接客で満足度向上



(参考) 運送分野：事例（えびの興産株式会社 大阪府）

- えびの興産はクラウドを利用し、請求、備車、車両、乗務員管理を可能とするITツール「トラックメイトPro3」を導入。
- 手作業による集計がリアルタイムで経営指標を把握でき、労働時間削減



車両管理

車両費、保険料、燃料費、修繕費
など車両に係る経費を車両単位で
管理することにより見える化



備車管理

協力会社と
の配車融通



乗務員管理

運転状況を管理、評価
により配車、給与管理



販売・売上・請求管理

荷主への売上請求・売掛残高管理を月次、
年次の推移から請求すべき荷主先と新規の荷
主開拓の方向性を検討



運賃の請求

労働時間削減

他のシステムと、
の連携により生
産性を向上



(参考) 飲食分野：事例 (株式会社宮崎本店 三重県)

- 販売管理、蔵内(生産)管理による基幹業務と酒税申告業務の連携、オンラインショップの構築、工数管理を含めた原価算出まで、酒造業務の効率化を実現



エスケーショントップソリューション



目的

導入目的の明確化

調査分析

システム要件の分析
酒仙IPバージョン

ご提案

ご提案および説明
システムコンサルティング

導入

システム設置・移行
ユーザートレーニング実施

運用

システム運用・サポート
システム要件の改善

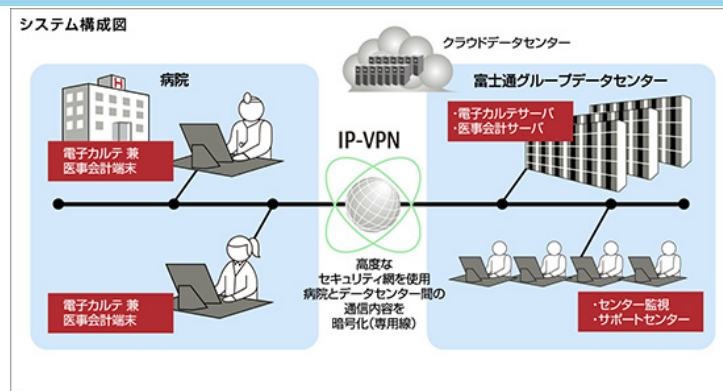
保守

ソフトウェア保守
定期訪問コンサルティング

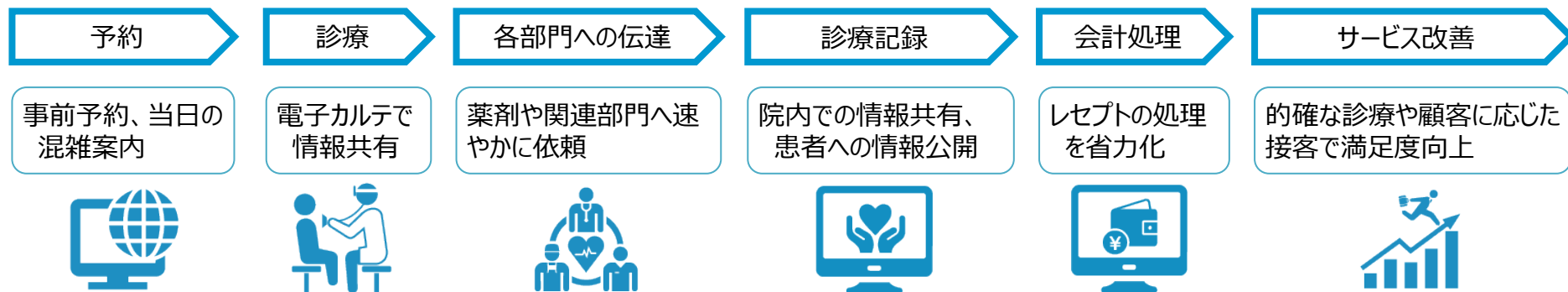


(参考) 医療分野：事例（医療法人愛生会病院 北海道）

- 地域に根ざした医療看護を目指す医療法人愛生会病院は、予約管理、診療記録管理、レセプト処理、医師・看護師・薬剤師間での情報共有を可能とするクラウドサービスを導入し、カルテ作成時間の短縮（導入前の半分以下）、検査後の画像提供の迅速化による医療の質の向上、医事会計効率化による会計窓口の待ち時間短縮等を実現。



「Fujitsu ヘルスケアソリューションHOPE Cloud Chart」



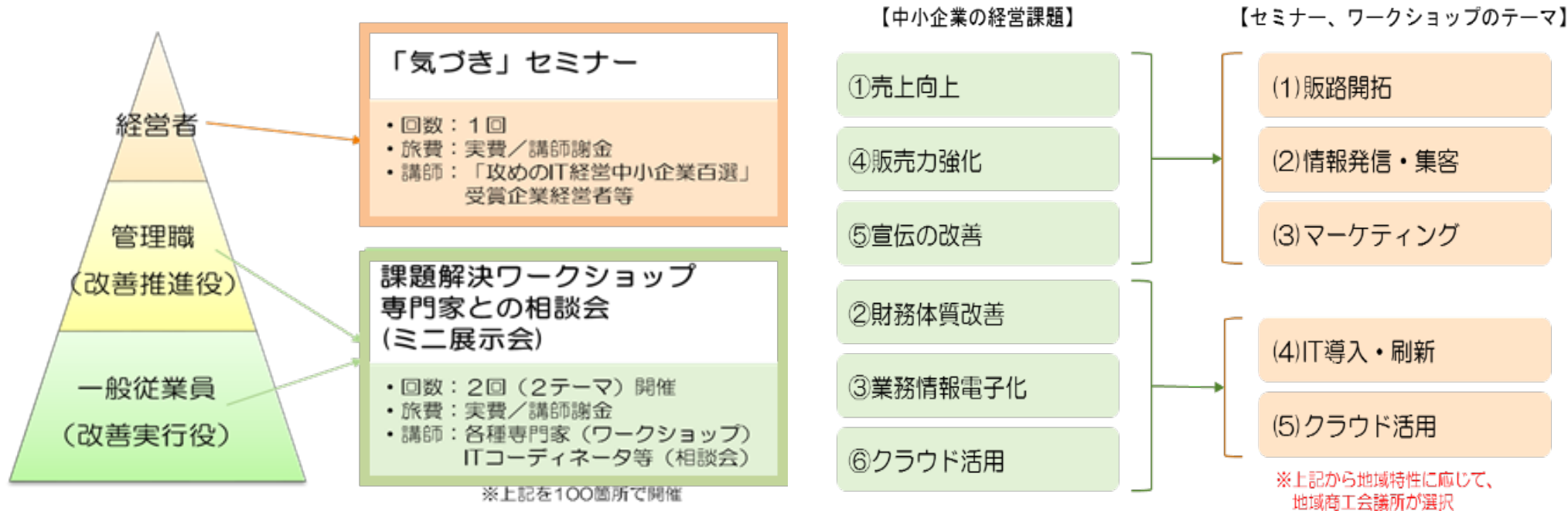
IT導入の支援（全国100箇所でセミナー「プラスITセミナー」）

事業の目的

- 中小企業・小規模事業者等のITリテラシーを高め、IT導入による生産性向上、販路拡大の促進を目的とし、全国津々浦々でセミナーを開催する。

事業の概要

- 全国各地の支援機関（地域商工会議所）等と連携しながら、47都道府県、全国100箇所で「プラスITセミナー」を開催。



【問合せ先】 につぼん全国IT経営力強化塾事務局
TEL：03-3584-2774 Mail：jimukyoku@fujiwerox.co.jp
<http://plus-it-seminar.jp>

IT導入の支援（スマートものづくり応援隊）

- 中小企業にとっては、IoT・ロボットなど技術の説明よりも、自社の課題の解決に関心。業務をどう改善するか、その際、技術をどう活用すればよいか、アドバイスが欲しい。
- このため、中小製造業が相談できる「スマートものづくり応援隊」の整備を平成28年度から開始。
（全国21拠点に整備 ※平成29年度時点）
- 「伴走型」で中小企業に専門人材を派遣し、中小企業の課題に応じた改善策や技術をアドバイス。派遣する人材は、研修によりクオリティを確保。

スクールでの研修

生産技術に
秀でた企業OB

+

IoT・ロボット
導入ノウハウ

IoT・ロボット等に知
見ある人材

+

現場カイゼン
ノウハウ

全国の拠点整備を28年度から開始

スマートものづくり応援隊

- ・ 企業でのカイゼン活動
- ・ IoT・ロボット導入支援

拠点で相談受付

中小企業に派遣

先行例：カイゼン×ロボットによる生産性向上の例

北九州産業学術推進機構 (FAIS)



- ◆ 「生産技術」と「ロボット技術」に通じたコーディネータ2名が連携して中小企業の生産性向上（カイゼン 活動+ロボ導入）
- ◆ FAISでは、備えられたロボットを実際に動かして生産の効率化を実験できる。ロボット・IoTは「手の届かない高度なツール」との苦手意識を変え、中小企業の身の丈に合った活用を推進。

リードタイムの短縮

- ・ 仕掛在庫の極小化
- ・ 作業動線の短縮
- ・ 多能工化の推進
- ・ 作業の合理化
- ・ 製造指示の作成 等

下請け生産からの脱却

企業OBの海外流出防止

身の丈に合ったロボット・IoT活用促進

【問合せ先】 経済産業省製造産業局参事官室

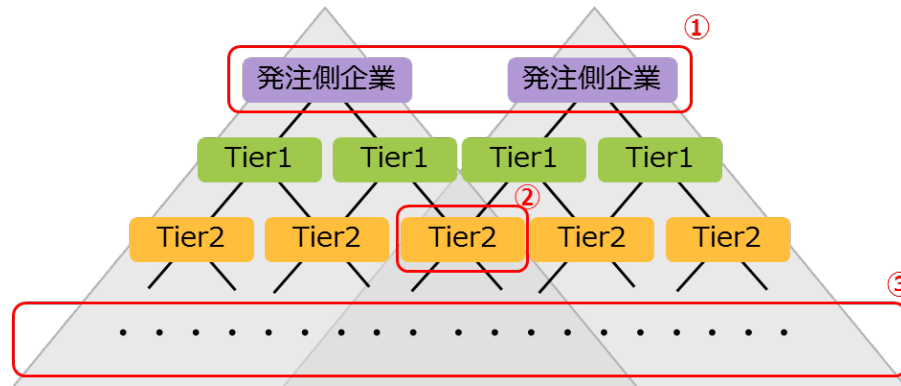
TEL：03-3501-1689 Mail：kaizen@meti.go.jp

IT導入の支援（受発注業務のIT化で中小企業の生産性を上げ）

受発注業務のIT化に係る主な問題

- 多画面問題（高コスト構造）
- 取引形態の変化に応じて新たなシステム投資が必要（高コスト構造）
- 受発注情報をビジネスに活用する基盤がない（経営力向上の機会損失）

○受発注業務のIT化の実態



○負担軽減の例

取引先毎の受発注システム	利用料金（円/月）
A社EDIシステム	3,500
B社EDIシステム	2,200
その他EDIシステム(10社)	無償
残りはFAX受注	無償
合計	5,700

50%
コストカット！

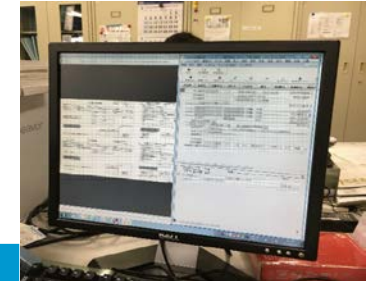
共通システムの利用料金
3000円/月



現在

共通化

FAX等による伝票の山 複数システムの平行利用



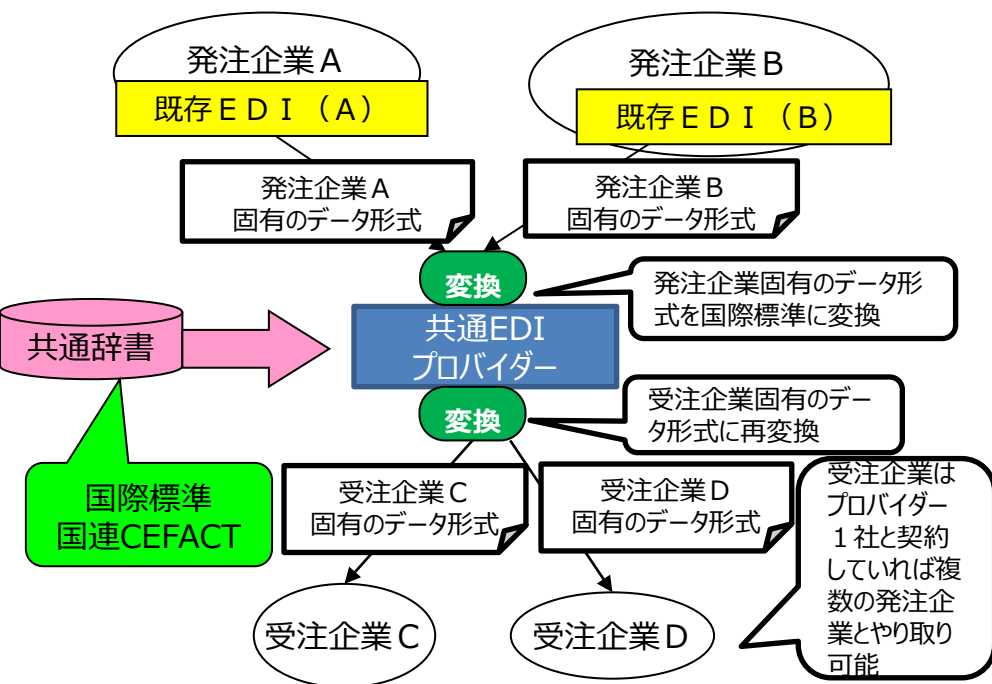
共通システムで
スマートに処理



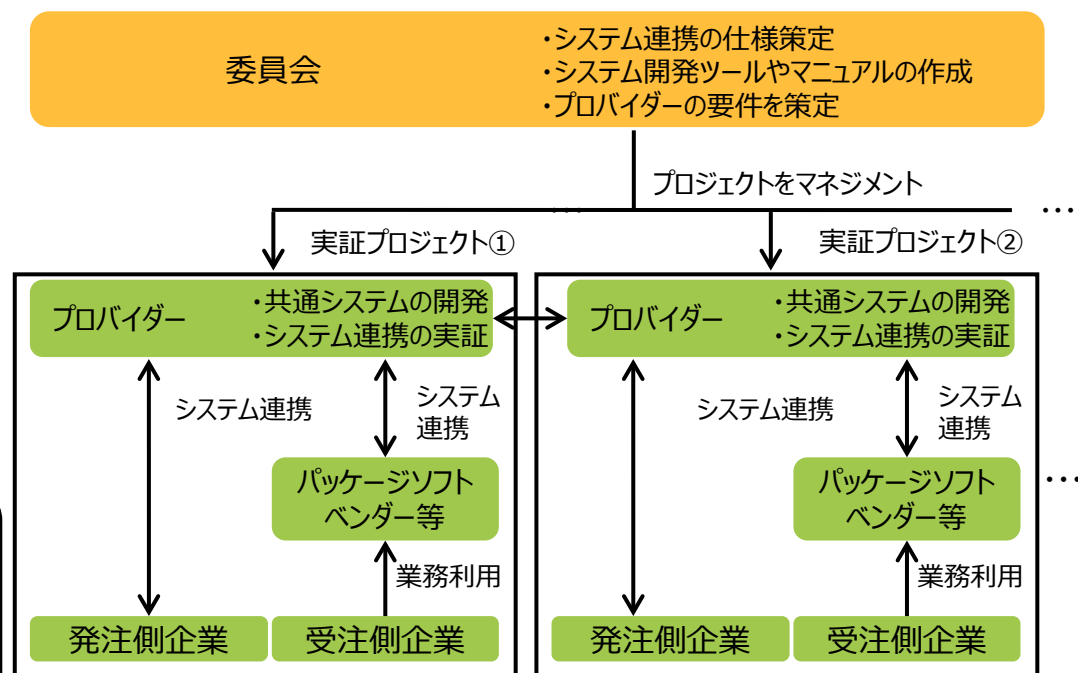
(参考) 業種の垣根を越えたデータ連携プラットフォーム

- 委員会を立ち上げ、ゆるやかに「つながる」共通システムの仕様等を策定
- 仕様に基づき、データ連携サービスプロバイダーがシステムの連携を実証
- プロバイダーが相互に連携可能となる要件を策定

○業種の垣根を越えてゆるやかに「つながる」仕組み



○事業の実施イメージ



(参考) 実証プロジェクトの全体概要

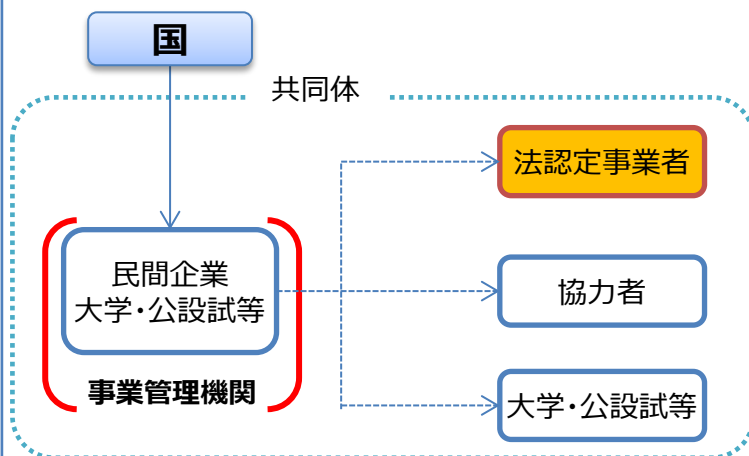
- 自動車、水インフラ、農林水産、輸出、卸・小売、サービスの6つの業界での取組
- 北海道、東京(多摩)、静岡、愛知、大阪の5つの地域での取組
- 金融EDI、生産管理情報との連携、物流のトレーサビリティなど受発注と連携する取組も

テーマ	特徴
農林水産業界（鮮魚）における日本とインドネシア間の共通EDI連携	・ 農林水産業界での取組 ・ 物流のトレーサビリティと連携する取組
北海道の中小企業における次世代共通EDI連携	・ 北海道地域での取組
大阪発の中小製造業におけるビジネス情報共通EDI連携	・ 大阪発の取組 ・ AIを活用したビジネスマッチング機能、生産管理情報と連携する取組
貿易手続に係る輸出業界の共通EDI連携	・ 輸出業界での取組 ・ 物流のトレーサビリティと連携する取組 ・ 金融 E D I と連携する取組
業務品の卸・小売業界における共通EDI連携	・ 卸・小売業界での取組
豊田商工会議所における商工会議所モデル共通EDI連携	・ 豊田地域での取組 ・ 金融 E D I と連携する取組 ・ I o T ツールと連携する取組
碧南商工会議所における中小企業共通EDI連携	・ 碧南地域での取組 ・ 海外工場の生産管理情報とリアルタイムに連携する取組
中小サービス業界におけるクラウド型共通EDI連携	・ 中小サービス業界での取組 ・ 金融 E D I と連携する取組
自動車業界における共通EDI連携	・ 自動車業界での取組 ・ カンバン方式による生産管理情報と連携する取組
多摩地域活性化のためのビジネス情報共通EDI連携	・ 多摩地域での取組 ・ ファイナンスと連携する取組
水インフラ業界における共通EDI連携	・ 水インフラ業界での取組
静岡発エンジニアリングチェーンにおける共通EDI連携	・ 静岡地域での取組 ・ 設計・開発情報と連携する取組

第4次産業革命等への対応等（戦略的基盤技術高度化支援事業）

対象事業

中小企業が、産学官連携により取り組む
研究開発に対する支援



事業期間

2～3年

補助上限

- 初年度
4,500万円以下
※うち、大学・公設試等の合計額
1,500万円以下
- 2年度目
初年度の2/3
- 3年度目
初年度の1/2

補助率

2/3以内
※事業管理機関が大学・公設試等の場合、
大学・公設試等の補助率は定額

支援スキーム

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の目的

我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を図るため、中小企業が担う特定ものづくり基盤技術の高度化に向けた研究開発及びその成果の利用を支援。

特定ものづくり基盤技術の指定（第2条第2項）

法律に基づく支援を行う対象となる、特定ものづくり基盤技術を国が指定。現在では12技術を指定。

デザイン開発技術	情報処理	精密加工	製造環境
接合・実装	立体造形	表面処理	機械制御
複合・新機能材料	材料製造プロセス	バイオ	測定計測

技術高度化指針（技術別指針）の策定（第3条）

特定ものづくり基盤技術ごとに、中小企業が目指すべき技術開発の方向性を指針として策定。

研究開発等計画の認定（第4条）

指針に基づいて、中小企業等が自ら行う研究開発計画を作成し、国が認定。

支援措置

サポーターリング・インダストリー支援事業（競争的な補助金）
※サポーターリング・インダストリーとは、組み立てや完成品を製造する産業に部品等の基盤的な製品や技術サービスを提供する裾野産業のこと。

公募期間 平成29年4月14日～6月8日

公募終了

(参考) 戦略的基盤技術高度化・連携支援事業 採択事例

牛群管理システムと連携する牛個体の監視兼識別用デバイス及びゲートウェイの開発((株)ファームノート 北海道)

課題

経営の大規模化が進行する日本国内の酪農・畜産農家ではTPPや飼料高騰の影響から、搾乳量の増加など、より効率的な農業経営が求められている。

技術概要

酪農・畜産分野でのIT技術の活用を促進することで、牛の個体識別と牛の行動把握を自動的に行うシステムの実現を目指し、牛の健康状態（発情・分娩・病気など）を推定して、飼育管理担当者に通知する機能を有する個体管理システムを構築。

成果 疾病兆候など注意すべき牛を自動的に選別し、通知するシステムの商品化に成功。取得したデータは、個体別に学習、個体差を考慮した分析が可能で、営農者は精度が高い異常検知をスマートフォンなどから得ることが出来る。



研究体制

事業管理機関

(公財) とかち財団

法認定中小企業、大学、公設試、川下企業等

(株) ファームノート、(株) ハイテックシステム、帯広畜産大学、(株) ノベルズ

リアルタイム制御を可能にするソフトハード一体型複合制御システムの開発((株)KMC 神奈川県)

課題

高品質・短納期・原価低減が迫られる製造事業にとって、多軸・複合加工を行う高性能な工作機械は必須。しかし、工作機械のシステムを改変するのは困難で、現実的な解決策としては工作機械（1台数千万）の購入か、工作機械1台毎に搭載される数百万円の制御装置の購入になる。

技術概要

PC1台の制御装置で複数の工作機械を同時に制御することを可能とする安価なソフトハード一体型複合制御システムとして、多軸制御式PCコントローラを開発。

成果

世界初となる32軸同時制御を達成。1台で最大5台の工作機械を同時制御することが可能。課題であった工作機械の買い替えや、1機1台の制御装置の購入が不要となった。また、多数台の連結ラインでの使用を想定し、工作機械用ソフトとPC用OS（ウィンドウズ）を併用し開発したことで、追加センサーやカメラと連携が可能となりIoT対応の装置としている。

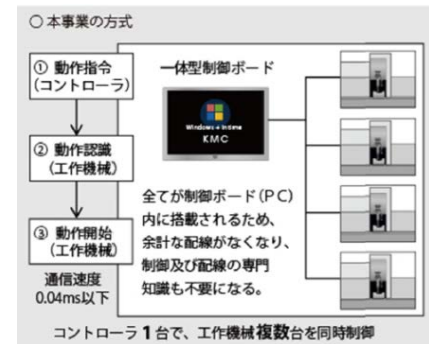
研究体制

事業管理機関

(株) ケイエスピー

法認定中小企業、大学、公設試、川下企業等

(株) KMC、(株) テクノ



I. 経営力強化・生産性向上に向けた取組

(3) 国内外の需要獲得に向けた支援強化

○小規模事業者販路開拓支援事業 (小規模事業者持続化補助金) 等

【120.0億円 28補正】 【49.4億円】

・経営指導員による小規模事業者への伴走型支援を推進する。
また、経営計画に基づく販路開拓・商品開発等の費用を補助する。同時に、賃上げ等を行う事業者への補助上限額の増額等を行う。

○地域・まちなか商業活性化支援事業等

【15.0億円 28補正】 【17.8億円】

・公共的機能や買物機能の維持・強化を図る商店街が行う各種サービスの提供に向けた取組や、商店街内の個店等が連携して行う販路開拓や新製品開発、コンパクトシティ化に取り組む「まち」における波及効果の高い商業施設等の整備に対して支援する。

○中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業等 【23.9億円】

・新規に海外展開を目指す中小企業・小規模事業者を中心に、事業計画策定から海外販路開拓、現地進出、進出後の課題に対する対応までを一貫して戦略的に支援する。

○ふるさと名物応援事業

【13.5億円】

・各地域の資源を活用した「ふるさと名物」のブランド化や商品・サービス開発、販路開拓等を支援する。

小規模事業者持続化補助金

平成28年度第二次補正予算 120億円

事業概要

- 小規模事業者が、商工会・商工会議所と一体となって、**経営計画**を作りつつ販路開拓に取り組む費用（チラシ作成費用や商談会参加のための運賃など）を支援。

【補助率等】

◇補助率：2／3

◇補助上限額：50万円

100万円（賃上げ、雇用対策、海外展開、買物弱者対策、台風激甚対策）

200万円（熊本地震対策）

500万円（複数の事業者が連携した共同事業）等

●公募期間等

平成28年11月4日（金）～平成29年1月27日（金）

公募終了

●平成27年度補正事業からの見直し点

- ・従業者の処遇改善（賃上げ）を実施する事業者について、補助上限額を100万円に増額。
- ・熊本地震対策として補助上限を200万円に、台風激甚対策として補助上限を100万円に増額。
- ・ITを活用した取組を実施する事業者を重点的に支援。

(参考) 採択事業者の取組とその結果 (平成26年度補正予算事業 採択事業者アンケート) ①

- 補助事業での主な取組は「店舗の改装・改修等」、「HPの作成・改良」、「設備等の導入」、「チラシ・カタログ等の作成・配布」等。
- 採択事業者のうち、97.5% が「新規取引先・顧客を獲得した」または「獲得する見込みである」と回答、95.9%が「売上が増加した」または「増加する見込みである」と回答。
- 補助事業終了後の変化として、「自社内の意識が前向きとなった」、「取引先や顧客からの評価が高まった」との回答が過半の他、「業況が向上したと判断できる変化が起きた」、「自社全体の売上げ総利益が増加した」、「自社の生産性が向上した」も2割を超える。

図1 補助事業での主な取組内容

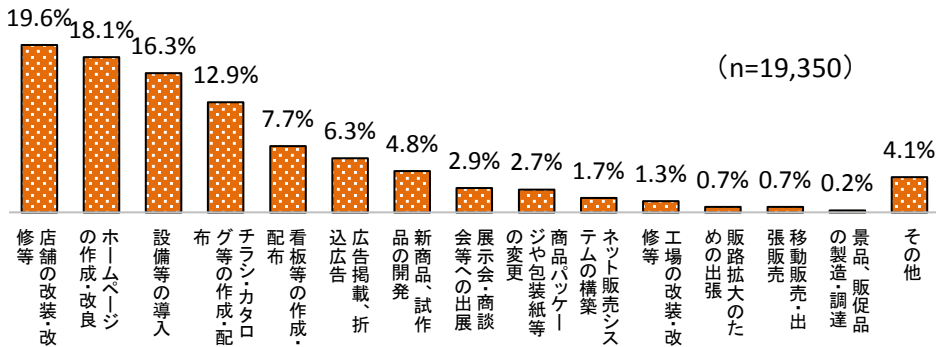


図2 補助金活用による取引先・顧客の動向

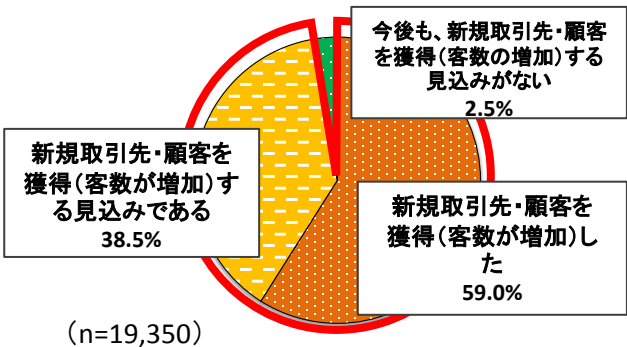


図3 補助金活用による売上の動向

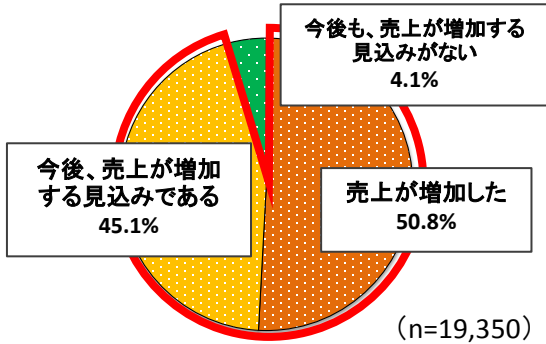
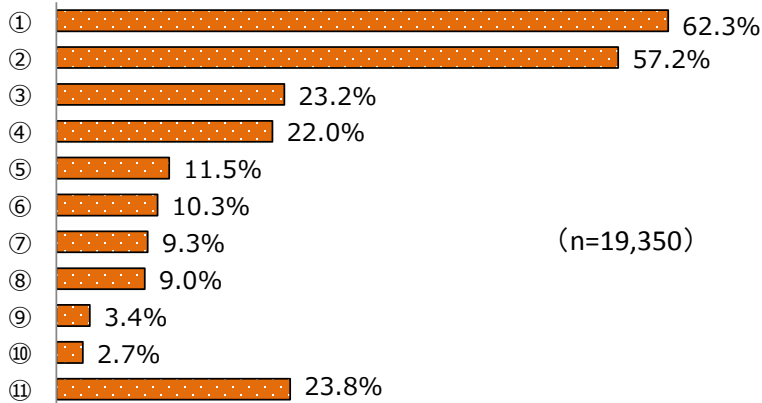


図4 補助事業終了後の環境(業況)の変化(複数回答)



- ① 自社内の意識が前向きとなった
- ② 取引先や顧客からの評価が高まった。
- ③ 自社全体の売上総利益(粗利益)が増加した
- ④ 自社の生産性が向上した
- ⑤ 自社全体の売上総利益率(粗利益率)が上昇した
- ⑥ 資金繰りにゆとりが持てた
- ⑦ 新たに従業員を雇用した(または、非正規雇用者(パート・アルバイト等)を正社員に登用した)
- ⑧ 従業員の賃上げや、賞与の新規支給・増額を行った
- ⑨ 業況に変化は生じていない、又は悪化した
- ⑩ 恒常的な借入額が減少した
- ⑪ その他、業況が向上したと判断できる変化が起きた

(参考)経営計画・事業計画の策定について（平成26年度補正予算事業 採択事業者アンケート）②

- 採択事業者のうち69.1%が、経営計画や事業計画を補助金申請にあたって初めて作成したと回答。
- 採択事業者のうち85.3%が、商工会・商工会議所の支援がなければ、計画の作成は難しいと回答。
- 計画の作成を経た意識の変化として、「自社の強み・弱みが明らかになった」、「他の補助金や支援制度の活用についても関心を持った」、「事業の見直しを行うきっかけとなった」、「新たな事業を企画できた」などが挙げられている。

図5 経営計画や事業計画の作成経験の有無

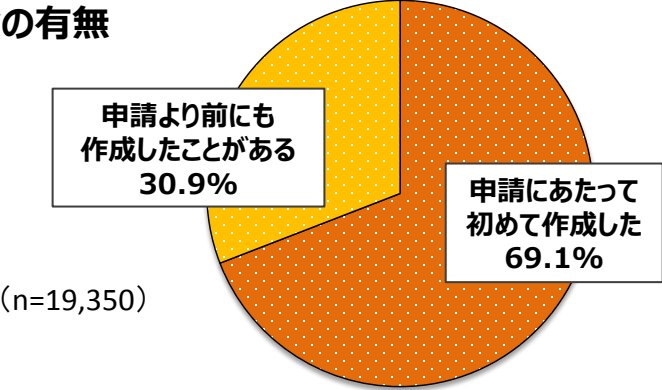


図6 経営計画や事業計画の作成における支援の必要性

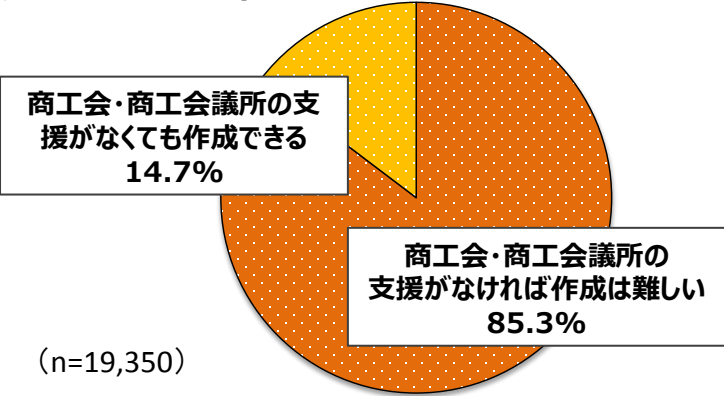
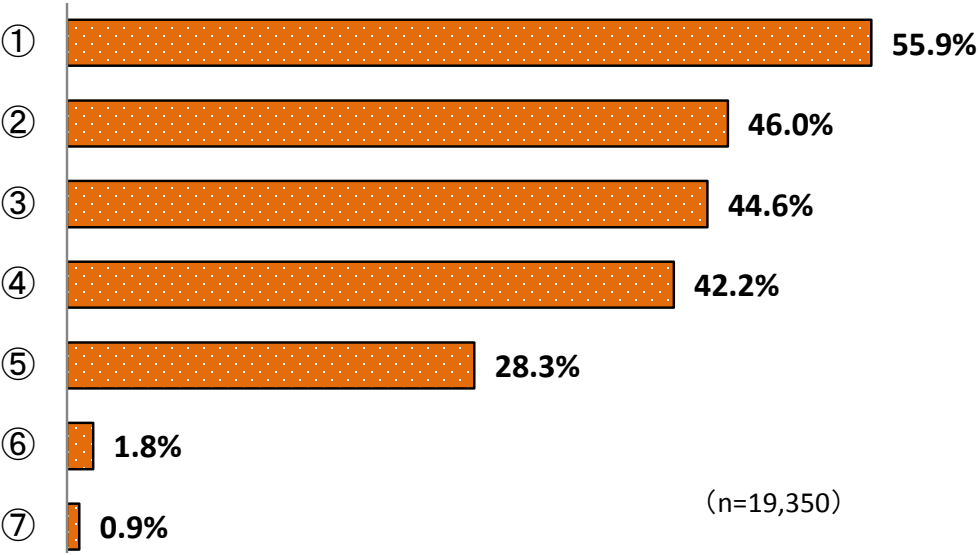


図7 経営計画や事業計画の作成を経た意識の変化



- ① 自社の強み・弱みが明らかになった
- ② 他の補助金や支援制度の活用についても関心を持った
- ③ 事業の見直しを行うきっかけとなった
- ④ 新たな事業を企画できた
- ⑤ 自社の事業について優先順位をつけることができた
- ⑥ 特になし
- ⑦ その他

小規模事業者持続化補助金「成果発表会」の開催

平成25年度補正予算での制度創設以来、商工会・商工会議所が支援しながら、小規模事業者が経営計画を策定するとともに、本補助金を活用し、販路開拓に取り組んできた。

（4カ年合計 予算額約447億円 補助金活用事業者のべ約8万者）

本補助金を活用し、飛躍を遂げた小規模事業者や支援を行った経営指導員を一同に会し、成果発表会を開催した。

開催概要

- ・ 日時 平成29年4月21日
- ・ 場所 経済産業省講堂
- ・ 出席者 約330名

成果発表を行った事業者及び経営指導員

1. café du glace 前田 泰史
高知商工会議所 専門経営指導員 茂井 康宏
2. ヘアメイクおれんじ 三浦 香代子
河辺雄和商工会 経営指導員 藤田 千佳子
3. (株)ドリームディレクション 濱津 匡壮
いわき商工会議所 経営支援課長 酒井 比呂志
4. 来集軒 金久保 恵
5. (株)三輝パートナーズ 船橋 秀秋
つくば商工会 経営指導員 産賀 昭宏
6. 坂本商店 坂本 弘
7. 姫路商工会議所 中小企業相談所 部長代理 田尻 雅嗣
(有)総合インテリア丸装 宮本 博史

成果事例を発表した7事業者によるパネルディスカッションも併せて行った。



補助金活用事例120件をパネルにして会場に展示

持続化成果発表会事例

坂本商店 (兵庫県姫路市)

業 種：なめし革製造業
従業員数：1名



代表者：坂本 弘 氏

サムライの魂を受け継ぐ伝統技術「姫路黒棧革」を活かした異分野への進出について

【事業者概要】

大正12年に創業。剣道用品に使用される皮革素地の製造・販売を行っていたが、持続化補助金を転機としてファッション分野へ進出し、世界トップクラスのファッションブランドに採用された。平成28年9月には世界最高峰のファッション素材見本市「ブルミエール・ヴィジョン2016」で日本企業として初となる「ハンドル賞」を受賞した。

【事業の内容】

- 安価な海外製の剣道防具に押され、受注が減少する中、自社の特徴である姫路黒棧革を新たな分野で活用するべく、ファッション分野へのアプローチを行った。
- 姫路黒棧革の魅力を訴求するべく、姫路黒棧革を使用した鞆・靴・ベルト等の試作品開発を行った。
- 展示商談会への出展と当社情報を発信する会社パンフレットの作成を行った。

【事業の効果】

- 鞆・靴などの最終製品に加工して展示する事により、当社が新たなターゲットとしているアパレル業界のバイヤーに当社商品（素地）を使用した製品の最終イメージを伝える事ができ、効果的な営業を行うと共に新たな取引需要の拡大に繋がった。
- 本事業開始から1年間で新規取引は約20件獲得でき、売上高は前年比100%の増加となり、数年前までの業績に回復した（現在、ファッション関係の売上が70%を占めている）。

【事業者の声】

- 本補助事業を実施する事で自社では気付かなかった当社の強みを活かした新たな可能性をイメージする事が出来ました。経営計画を作成する事で将来のビジョンを意識するようになり、事業承継について考えるようになりました。また本補助金以外にも会議所の支援を受けて海外展示会への出展と商標権の取得等を行い、加速度的に事業の具現化が進みました。

【経営指導員の声】

- 何度もヒアリングを行う中で当事者にとっては普遍的な要素（黒棧革）でも、外部の目から見ると大きな可能性がある事に辿りつきました。本補助金は、その可能性を形に近づける為の入口に立たせてくれた制度でした。企業支援に魔法はありませんが、事業者に寄り添いながら一歩ずつ共に歩んでいきたいです。



高級剣道防具での使用



持続化補助金で作成した試作品



ブルミエール・ヴィジョンでの受賞風景

ヘアメイクおれんじ (秋田県秋田市)

業 種：美容業
従業員数：0名



代表者：三浦 香代子氏

CI戦略による看板・チラシの作成で認知度向上 新規顧客を獲得

【事業者概要】

平成26年8月、夫の両親との同居をきっかけに、初めての地域である現在地にて創業した美容室。色褪せが少なく長持ちすると評判の「カラーリング（白髪染め）」や頭皮をケアする「ヘッドスパ」が人気のメニュー。モットーは「地域のお客様ひとりひとりに寄り添い、未永く『美』をサポート」。将来的には「出張美容」をしたいと考えている。

【事業の内容】

- 店舗の認知度を高めようとオープン以来立てていなかった看板の設置を行った。
- 当店を効果的に知ってもらうために、1周年を記念したクーポン付きのチラシ作成を行った。
- 顧客の囲い込みを図るための会員カード、新規顧客獲得を図るための紹介カードを作成した。
- ターゲット層からニーズの高い美容機器を導入した。

【事業の効果】

- 看板の設置により、「美容室」である事を認知してもらうことができた。また、ターゲットに訴求しようと女性目線をとことん追求したクーポン付きのチラシを配布したところ、新規顧客を獲得することができた。これにより、事業開始から7ヵ月間で、新規顧客56名獲得、月平均の売上56%、客数67%増加。今では2倍以上の売上を計上することができた。

【事業者の声】

- 看板の設置、チラシの配布により地域の潜在的なニーズを掘り起こすことができた。また、仮説と検証を繰り返したことで経営者として成長することができた。これからも、PDCAサイクルを回しながら経営と向き合い新たな挑戦をして持続的発展をしていきたい。



国内外の需要獲得に向けた支援強化（ふるさと名物等支援事業）

※平成29年度当初予算額：ふるさと名物応援事業（13.5億円の内数）

<事業の概要・目的>

○全国津々浦々の地域や中小企業・小規模事業者の活性化を図るため、各地域にある地域産業資源を活用した「ふるさと名物」などに対して支援を行います。

○具体的には、中小企業・小規模事業者等が、地域産業資源活用や農林漁業者等との連携により行う商品・サービスの試作開発等の新事業活動を支援します。

1. 地域産業資源活用事業

地域産業資源である農林水産物や鉱工業品、観光資源を活用した商品・役務の開発及び販路開拓の取組を支援します。

地域産業資源とは・・・都道府県で指定される以下のもの



2. 農商工等連携事業

中小企業・小規模事業者と農林漁業者等が連携して、両者が有するノウハウ等を有効に組み合わせて行う新事業活動または一般社団法人等が行うマッチング支援等を支援します。

<支援対象>

対象者：各法律※の認定を受けた中小企業者等

補助上限：500万円（農商工連携の機械化・IT化の場合1,000万円、地域資源4者以上の共同申請の場合2,000万円）

補助率：1～2回目 2/3、3～5回目 1/2

対象経費：旅費、謝金、展示会等出展費、試作・実験費等

※地域産業資源活用：中小企業地域資源活用促進法、

農商工等連携：農商工等連携促進法

<事業イメージ>

○地域資源活用促進法、農商工等連携促進法に基づき、国の認定を受けた事業計画により中小企業・小規模事業者等が行う試作開発、市場調査、展示会出展等にかかる費用を補助します。

地域経済を支える中小・小規模事業者

地域資源活用



農商工等連携



自治体



ふるさと名物
Furusato Meibutsu
ふるさと名物応援宣言
による関与

ふるさと名物等支援事業による支援



市場調査



試作品の開発



展示会出展など

地域における新たな事業の創出・経営の向上

<事業実施スケジュール>

・4月12日

採択事業者決定

公募終了

国内外の需要獲得に向けた支援強化（地域・まちなか商業活性化支援事業）

平成29年度予算額 17.8億円（20.3億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 中長期的に、更なる人口減少、少子・高齢化の進展が叫ばれている中、地域における中心市街地等のまちなか、商店街機能の活性化・維持を図ることが、地域経済活性化のために不可欠です。
- 本事業では、
 - (1) コンパクトシティ化に取り組む「まち」における、周辺地域の経済活力を向上させる波及効果の高い民間プロジェクト（商業施設等の整備）
 - (2) 公共的機能、買物機能の維持・強化を図る全国モデル型の「商店街」における、各種サービスの提供に向けた取組
 - (3) 商店街の活性化のため、商店街内の個店等が連携して行う販路開拓や新製品開発に対して支援を行います。
- 支援を行った取組については、周知を図り、他の地域への波及を目指します。

成果目標

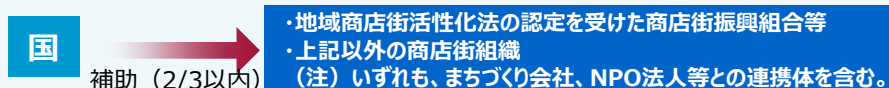
- 平成26年度からの事業であり、平成29年度は、他の商店街等への波及効果が認められた補助事業の割合50%の達成を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

(1) まちなか機能集約支援型



(2) 公共的機能、買物機能の維持・強化を図る全国モデル型



(3) 個店連携モデル支援型



事業イメージ

(1) まちなか機能集約支援型



(複合商業施設のイメージ)

地域産品販売・飲食店・交流スペース等、
住民や観光客等のニーズに対応出来る複合商業施設等の整備

(2) 公共的機能、買物機能の維持・強化を図る全国モデル型

①少子・高齢化

- ・子育て支援、福祉施設の設定
- ・買物弱者向けサービスの提供 等

②地域交流

- ・多世代交流施設の整備
- ・まちなかイベントスペースの整備 等

③新陳代謝

- ・インキュベーション施設
- ・コワーキングスペースの設置
- ・空き店舗への店舗誘致 等

④構造改善

- ・自治体と連携したIC対応ポイントカードシステム導入支援
- ・商店街区の再配置支援 等

⑤外国人対応

- ・免税対応機器等の導入
- ・外国人向け宿泊施設の整備 等

⑥地域資源活用

- ・アンテナショップの設置
- ・オリジナル商品の開発 等

※公共的機能の強化（街路灯、休憩所、手洗所等の整備）は①～⑥と合わせて行う場合対象

(3) 個店連携モデル支援型



(新製品開発のイメージ)

商店街の活性化のため、商店街内で個店グループが実施する
販路開拓や新製品開発を支援

甲府城南商店街 (山梨県甲府市)

来街者の年齢層が比較的若かったことと、宝石美術専門学校が商店街内にあることを考慮し、ターゲットを20～30歳の女性に設定。

雑貨店、カフェ、衣料品店などを積極的に募集する「チャレンジショップ事業」(空き店舗活用事業)をスタートさせ、平成23年度に11店舗あった空き店舗数を平成27年11月末時点で1店舗にまで減少させた。



整備前の様子。統一感がなく、空き店舗も多いため暗い雰囲気があった。



既存の建物を生かしつつ、壁面のクリーニングや統一感のある看板の設置などを実施。



チャレンジショップで出店した雑貨店

円頓寺(えんどうじ)商店街 (愛知県名古屋市)

1階はコミュニティ機能を維持してカフェ&レストランに、2階は名古屋の宿泊施設が好調であることを踏まえ国内外個人旅行者向けのゲストハウスに、老舗喫茶店「西アサヒ」をリニューアル。

カフェ&レストラン、ゲストハウス合わせて月間2,500人を集客し、これにより商店街の人通りも増加。新たな客層が増加したことで、外国人旅行者に向けた商品構成を検討するなど、古くからの既存店舗にも新たな意欲が生まれている。



「西アサヒ」の1階カフェ&レストラン



「西アサヒ」の2階ゲストハウス
和のテイストが外国人観光客に人気の和室



木製カプセルタイプのベッド

(参考) 優れた商店街の取組

油津商店街（油津商店街振興会） 宮崎県日南市【エリア価値向上型】

- 地方自治体が主体となって本気で取り組むことによって、魅力ある個店を創出して商店街を活性化させるとともに、このエリア全体の価値を向上させることに成功。

< 1. 商店街の課題 >

日南市は人口約 5 万人で、かつては宮崎県南地区最大の市街地であったが、空き店舗や空き地の増加などの衰退が見られ、隣市などへの買い物客の流出など、環境は厳しさを増していた。

< 2. 取組の概要 >

- 平成 25 年 4 月に日南市が自らテナントミックスサポートマネージャーを全国に向けて公募し、333 人の応募者の中から、まちづくりコンサルティング業務の実績を持つ木藤亮太氏（当時 38 歳）を選び、彼の年収約 1 千万円を自治体が負担。
- 木藤氏の以下の取組み等を通じて、採用の条件であった「商店街に 4 年間で 20 店舗の誘致」を達成。
 - ・平成 25 年、空き店舗を活用して、大人や子どもが集い語り合う場としてコミュニティスペースをオープン。
 - ・平成 26 年、かつて市民の集いの場だった喫茶店をリノベーションして、魅力ある個店を復活。
 - ・平成 27 年には、長年利活用に苦慮していたスーパーの跡地に、日南市の補助金等を活用して、地元の杉を用いたデザイン性の高い多世代交流モールを開業。



賑わいを取り戻してきた商店街



リノベーションした喫茶店



スーパーの跡地を活用した多世代交流モール



木藤亮太 氏 67

国内外の需要獲得に向けた支援強化（海外展開支援(全体像)）

知る・調べる

○TPP説明会を
全国で開催

○海外展開に有益な
情報を提供
・JETRO
・中小機構

○ウェブサイトを通じた、
情報収集を支援
・ミラサポ
・JETROのウェブサイト
・中小機構のウェブ
サイト
・J-net21

計画する・準備する

（専門家によるアドバイス）

- 海外ビジネスの専門家による個別アドバイス（JETRO・中小機構）
- 海外コーディネーターによる相談サービス（JETRO）
- 知財の専門家によるアドバイス（特許庁・INPIT）

◆専門家派遣事業

よろず支援拠点や地域プラットフォームが個々の中小企業・小規模事業者の課題に合った専門家を3回まで無料で派遣。

◆新輸出大国コンソーシアム

海外ビジネスに精通した専門家が、段階に応じた施策を紹介。最終的な海外展開の実現までをサポート。

◆海外ビジネス戦略策定支援事業

海外事業の経験を有する専門家が現地同行調査などを通じ事業計画の策定をアドバイス。

（商品開発・販路開拓への支援）

◆ふるさと名物応援事業

農商工連携や地域資源を活用した新商品・サービスの開発や販路開拓を支援。

◆JAPANブランド育成支援事業

複数の中小企業が連携し、自らの持つ素材や技術の強みを活かした戦略の策定、戦略に基づく商品開発、海外展示会出展等の取組を支援。

海外に進出する

（資金調達への支援）

- 貿易保険（NEXI）
- 融資制度（日本政策金融公庫）
- 債務保証（信用保証協会）

（現地での課題解決）

◆海外展開現地支援 プラットフォーム

15の国・地域21ヶ所に配置されたコーディネーターが日系企業の課題解決を支援。

◆海外展示会出展支援

- ・出展スペース提供、現地バイヤーとのマッチング等、海外販路開拓を支援。
- ・専門家のアドバイスや資料翻訳等の費用を補助。

国内外の需要獲得に向けた支援強化（JAPANブランド育成支援事業）

※平成29年度当初予算案額：ふるさと名物応援事業（13.5億円の内数）

お問い合わせ先：JAPANブランド育成支援事業担当窓口

<事業の概要・目的>

複数の中小企業が連携し、自らが持つ素材や技術等の強みを踏まえた海外展開の戦略を策定し、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外展示会への出展等のプロジェクトを支援することにより、中小企業の海外販路開拓の実現を図ります。

・戦略策定段階への支援

自らの強みを分析し、明確なブランドコンセプト等と基本戦略を固めるため、専門家の招へい、市場調査などを行うプロジェクトを、1年間支援します。

・ブランド確立段階への支援

具体的なブランド確立及び海外販路開拓を図るため、専門家の招へい、新商品開発、展示会出展等を行うプロジェクトを支援します。海外販路開拓を継続的に支援するため、最大3年間の支援を実施します。

<支援内容>

補助対象者：商工会、商工会議所、組合、NPO法人、
中小企業（4者以上）等

- ・戦略策定段階（補助上限額 200万円：定額補助）
- ・ブランド確立段階（補助上限額 2,000万円：2/3補助）

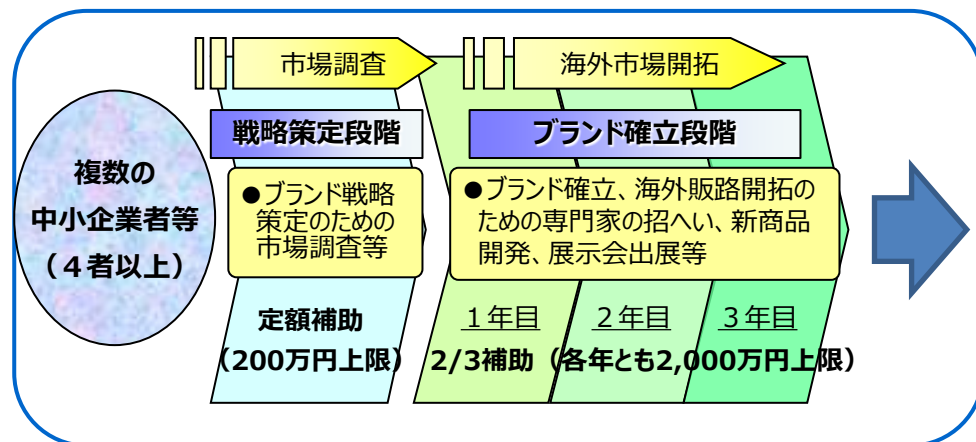
<公募スケジュール（H29当初予算分）>

2月13日～3月13日 事業者公募

5月15日 採択事業者決定

公募終了

<事業イメージ>



採択事例（実施プロジェクト例）

【「甲州ワイン」のEU輸出プロジェクト】



- ・世界的な和食ブームを背景に、日本固有の「甲州ブドウ」から造った「甲州ワイン」を、ワインの本場欧州市場をターゲットとして展開することで、「甲州ワイン」の世界的な認知と産地確立や市場拡大を目指す取組。
- ・経済産業局が、3年間にわたり継続的に海外でのプロモーション等を支援。

【今治タオルプロジェクト】



- ・ブランディングプロジェクト・クリエイティブディレクターにアートディレクター佐藤可士和氏を起用。
- ・国内最大のタオル産地である今治から、質へのこだわりと使い心地を重視した、人にやさしい安心・安全なタオルを提案している。

国内外の需要獲得に向けた支援強化(新輸出大国コンソーシアム)

- 中堅・中小企業が海外展開を行うに当たって直面する様々な課題に対応するため、幅広い分野における414名の専門家を確保（5月19日時点）。
- 今後も、支援対象企業のニーズに応じて専門家を増員し、きめ細かな支援を提供する

①専門家の割当て状況

- これまで支援申込のあった4718社の全てに専門家を割り当て、支援を開始。



②専門家による支援内容

(1) 専門家は、支援対象企業のニーズに応じて、海外展開計画の策定、市場調査、現地での商談、バイヤーの選定、海外店舗の立ち上げ、基準・認証制度への対応、など、海外展開のあらゆる段階において適切なサポートを行う。

(2) さらに、専門家は、支援対象企業のニーズに応じて、支援機関同士が連携して支援を行う際のサポートや調整役を担う。



(参考) 海外展開支援の事例

中央葡萄酒株式会社（酒類製造業）山梨県甲州市

＜海外展開のきっかけ＞ 輸入ワイン人気に押され日本ワインの見通しに不安感を持ったこと。

＜成功のポイント＞

- 「甲州ワイン輸出プロジェクト」(KOJ) を立ち上げ、行政、地域の関係者が一体となり海外展開を実施。
- 官民一体プロモーションにより、国際的なワイン認証機関 (OIV) により「甲州種」の登録に成功し、その結果、E U向け輸出の基盤が確立。
- 高級日本ワインの開発も継続。この結果、同社の「キュヴェ三澤 明野甲州2013」が2014年のロンドンでのワインコンクールで金賞を獲得し、E Uのほかアジア圏等への輸出が拡大。

【事業者概要】

売上高 5 億円、従業員 26 人、資本金 2,000 万円

主力商品：ワイン

進出先国：イギリス、スウェーデン、ベルギー、ロシア、中国、香港、台湾、アメリカ、オーストラリア、シンガポール、ニュージーランド等

日本のワイン産業のメッカである勝沼町で創業した地域を代表するワイン製造、販売業者。特に甲州ワインの海外展開に力を入れており、積極的な海外市場拡大に向けた取組を実施。

【経歴】

平成21年7月 「甲州ワイン輸出プロジェクト (KOJ)」を発足。

→世界のワインの情報の70%が発信されるロンドンをターゲットにプロモーションを実施。

平成22年6月 ワイン認証機関 (OIV) により「甲州種」の登録。

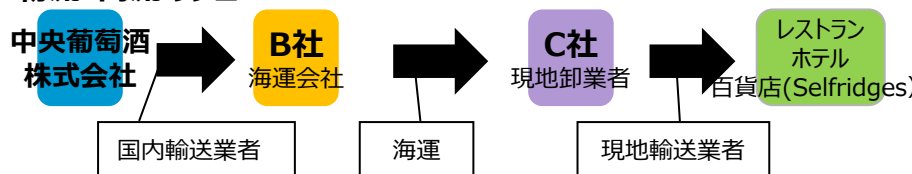
→E Uワイン法に対する法的クリアも達成し、「甲州」、「K O S H U」等の品質表示をした上での輸出も可能となり、消費者への訴求力向上。

平成26年6月 その後の高級日本ワインの開発の結果、同社の「キュヴェ三澤 明野甲州2013」がロンドンワインコンテスト金賞を獲得

→2014年度は当ワインを含め約2万本の輸出に成功。



物流・商流のフロー



【経営者から】

※輸送に関しては F O B にて対応

- オススメの支援施策
- ①海外公的機関（大使館、JETRO等）や日本商工会議所との連携
- ②現地の状況に精通し、尚且つ信頼出来る現地コンサルタント兼プロデューサーの起用
- ③地方行政が地域の信頼を象徴とした海外向け情報発信（知事トップセールスを含む）
- ④海外ツール（パンフレット、プロモーションビデオ等）
- ひと言



展示会・商談会への出展は、海外マーケットとの取引の足掛かりとなる。総花的な見本市への出展もその一つの選択であろうが、業界がまとまって一つの顔を持ち個が結集した独自の展示会を開催し粘り強く出展を繰り返すことが必要。また、英語版 H P やパンフレットは、自社の魅力を伝える上で重要なツールになると思います。

Ⅱ. 活力ある担い手の拡大

(1) 創業・事業承継の支援体制の高度化

○創業・事業承継支援事業

【11.0億円（新規）】

・産業競争力強化法の認定市区町村で創業を目指す創業者や創業支援事業者を支援するとともに、イベントの開催等により創業機運の醸成を図る。また、事業承継ニーズの掘り起こし・早期準備の促進を図るとともに、事業承継（事業再生を伴うものを含む）を契機とした経営革新や事業転換を支援する。

○中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業

【61.1億円】

・財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者への事業再生支援や、後継者問題を抱える事業者に対する事業引継ぎ支援を行う。

○中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

【54.8億円】

・各都道府県に設置されている「よろず支援拠点」を活用し、中小企業・小規模事業者が抱える経営課題に対応するワンストップ相談対応を行う。あわせて、高度で専門的な課題に対応する専門家の派遣や、支援ポータルサイトにおいて支援施策の情報提供等を実施する。

(2) 人材の確保に向けた取組

○中小企業・小規模事業者人材対策事業

【16.7億円】※一部再掲

・中小企業・小規模事業者が、必要とする人材を地域内外から発掘・マッチング・定着することに対して支援する。また、中小サービス業・ものづくり現場・まちづくりの中核を担う人材や、小規模事業者を支援する人材を育成する。

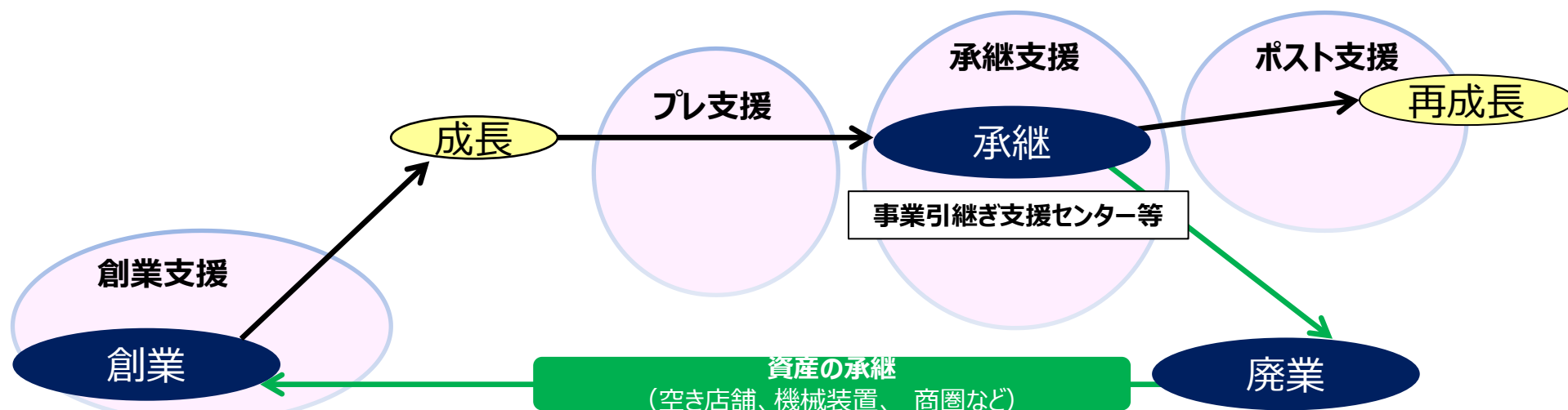
□最低賃金引上げに向けた環境整備

・賃上げを行う企業に対する優先採択、中小企業等経営強化法による生産性向上支援を進めつつ、厚労省と連携を進める。

□中小企業等経営強化法による人材育成支援

・生産性向上の普及啓発を行う事業分野別経営力向上推進機関において人材育成を行った際に、労働保険特会から支援する。 72

創業・事業承継支援施策（当面のパッケージ）



事業承継の促進に向けて、潜在的な支援対象の掘り起こし、プレ支援、ポスト支援を一貫して行う体制を確立

プレ承継支援（支援対象の掘り起こし、計画策定支援等）

● 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（H28補正、H29）

・よらず支援拠点や地域プラットフォーム（地域PF）が、個々の中小企業・小規模事業者が抱える事業承継等の経営課題に応じた専門家を無料で派遣する（事業承継支援は5回まで無料）。

● 事業承継ネットワーク構築事業（H29）

・地域の支援機関（商工会・商工会議所、地域金融機関、土業等専門家等）が連携して事業承継診断等の掘り起こしを行うための事業承継支援ネットワークを構築する。

ポスト承継支援（創業、事業再生と一体で支援）

● 創業・事業承継補助金（H29）

・地域における創業の促進を図るとともに、事業承継（事業再生を伴うものを含む）等の課題を抱える中小企業が世代交代・再活性化を図るため、創業・事業承継に係る設備投資等の支援を行う。

事業承継支援（後継者マッチング、株や資産の移転）

● 事業引継ぎ支援（H29）

・後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者の事業引継ぎの促進・円滑化を図るため、適切な助言、マッチング支援等を行う。また、創業希望者と後継者不在事業主等とのマッチングも行う。

● 事業承継促進のための税制措置の強化等（H29税制改正）

・取引相場のない株式の評価方式について、中小企業等の実力を適切に反映した評価となるよう見直しを行う。
・人手不足の中で円滑な事業承継に向けて早期に取り組む中小企業を支援するため、事業承継税制の雇用要件の緩和等を行う。

● 金融支援の拡充（H29）

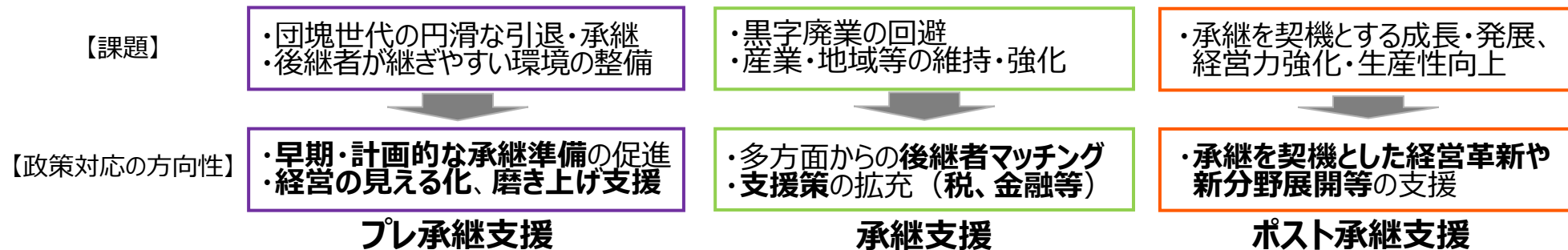
・日本公庫の事業承継融資の拡充（対象の拡大・金利引下げ）を行う。

創業・事業承継支援施策（事業承継対策の集中実施）

- 団塊経営者の引退期を間近に控え、事業承継に関して取り組むべきことを今後5年程度で集中的に実施する。

3つの重点課題

以下の3つの重点課題について、それぞれ対応。



論点

以下の論点について来春までに検討して具体化し、今後5年程度で集中実施。

事項	論 点
プレ承継支援	・全国の事業承継ネットワークによる「事業承継診断」（ドアノック・ツール）を通じた 早期取組の促進 【5万者/年】 ・ 専門家を派遣し、後継者が継ぎたくなるよう経営の見える化、磨き上げを支援
承継支援	・小規模案件のM&Aマーケット形成、民間の担い手育成、 事業引継ぎ支援センターの体制強化 【全国のセンターで成約目標2千件/年】 ・サプライチェーンの維持・強化のために、 親企業が取引先企業の事業承継を支援 するよう促進。 ・ 地域の再編・統合 を通じた強い中小企業の育成（地域ファンドの活用等） ・後継者不在の小規模事業者と 起業家とのマッチング （創業・U I Jターン施策を行う市町村との連携） ・経営者保証ガイドラインや再生手法の活用などによる 円滑な引退が可能な環境整備
ポスト承継支援	・ 承継後の経営革新や新分野展開、地域の事業統合等 の促進。
支援体制構築・強化	・ 県主導の事業承継ネットワークの構築。専門家の支援能力の可視化・高度化。

創業・事業承継支援施策（事業承継支援施策の全体像）

- 事業承継関連支援は、従来、親族内承継が中心であったが、M & Aや従業員承継が増加するなど事業承継の形態が多様化していることを踏まえ、親族外承継にもその対象を拡充してきたところ。

① 事業承継支援施策（全体像）

<主な課題>

<施策>

株式等の承継に伴う
相続税等の負担

- **事業承継税制**
：非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予
※平成25年度改正で親族外後継者を対象化（平成27年1月1日施行）

遺留分による
株式の散逸

- **遺留分に係る民法の特例**
：推定相続人の遺留分放棄を後継者が単独で家裁に許可申請可能等
※昨年の通常国会で親族外後継者を対象化（平成28年4月1日施行）

分散した事業用資産
の集約資金調達

- **金融支援**
：事業用資産の買取に係る低利融資や信用保険枠の拡大

後継者による新たな
取組のための資金調達

- **事業承継補助金（平成29年度から）**
：事業承継を契機に経営革新等を行う中小企業への経費補助

後継者がいない

- **事業引継ぎ支援センター**
：後継者不在等の問題を抱える中小企業の事業引継ぎ（M&A）を支援

後継者を確保できているか

はい

いいえ

経営承継円滑化法

創業・事業承継支援施策（事業承継税制）

- **事業承継税制とは、後継者が、都道府県知事の認定を受けた非上場会社の株式等を先代経営者から相続又は贈与により取得した場合において、相続税・贈与税の納税が猶予される特例制度。**

＜認定の要件＞ 中小企業者であること、上場会社・風俗会社でないこと、従業員が1名以上いること、資産運用会社に該当しないこと 等

※親族外後継者を対象化（平成27年1月1日施行）

制度概要

経済産業大臣の認定件数 相続 959件 贈与 626件 （平成20年10月～平成28年8月）

相続税の納税猶予制度

- 後継者が納付すべき相続税のうち、相続により取得した非上場株式等（注）に係る課税価額の80%に対応する額が納税猶予される。

（注）相続前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め、

発行済議決権株式総数の2／3に達するまでの部分に限る。

贈与税の納税猶予制度

- 後継者が納付すべき贈与税のうち、贈与により取得した非上場株式等（注）に係る課税価額の全額に対応する額が納税猶予される。

（注）贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め、

発行済議決権株式総数の2／3に達するまでの部分に限る。

- 申告期限から5年間は、以下の要件を満たして事業を継続することが必要（満たせなかった場合は全額納付）。

- ①雇用の8割以上を5年間平均で維持 ※平成25年度改正前は、雇用の8割以上を毎年維持
- ②後継者が代表を継続
- ③先代経営者が代表者を退任（有給役員として残留可） ※贈与税のみ。平成25年度改正前は先代経営者が役員を退任
- ④同族で過半数の株式を保有
- ⑤後継者が同族内で筆頭株主
- ⑥対象株式を継続して保有
- ⑦上場会社、資産管理会社、風俗関連事業を行う会社に該当しないこと 等

- 5年経過後は、以下の要件を満たすことが必要。

- ①対象株式を継続して保有（譲渡した場合は、譲渡した株式の割合分だけ納付）
- ②資産管理会社等に該当しないこと（満たせなかった場合は、全額納付）

創業・事業承継支援施策（事業承継税制）

- 経営者の高齢化への対応、事業承継の円滑化は「待ったなし」の課題。
- 事業承継税制（非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予制度）について、
 - ① 人手不足を踏まえた雇用要件の見直し
 - ② 早期取組を促すための生前贈与の税制優遇強化 を図る。

改正概要

※平成29年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用。

● 人手不足の中での雇用要件の見直し ～人手不足への対応～

- 深刻な人手不足の中で、特に小規模事業者において、雇用要件が高いハードルになっている。
- 災害や経営環境の激変（事故・災害、取引先の倒産等）時も原則として雇用要件が課されるため、利用を躊躇する要因になっている。



- 従業員5人未満の事業者について実質的に雇用要件の緩和を図る。
（4人→3人、3人→2人、2人→1人が認められる）
- 災害や経営環境の激変時における雇用維持の困難化に対応するため、セーフティネット（雇用要件の弾力化）を措置

● 早期かつ計画的な取組の促進 ～生前贈与の促進～

- 贈与税の納税猶予中、雇用要件等を満たせず認定取消になると、相続税よりも高額な贈与税を納税する必要がある。
- 事業承継後5年経過後も、先代死亡時に相続税の猶予へ切り替えるには、中小企業要件等を課される。

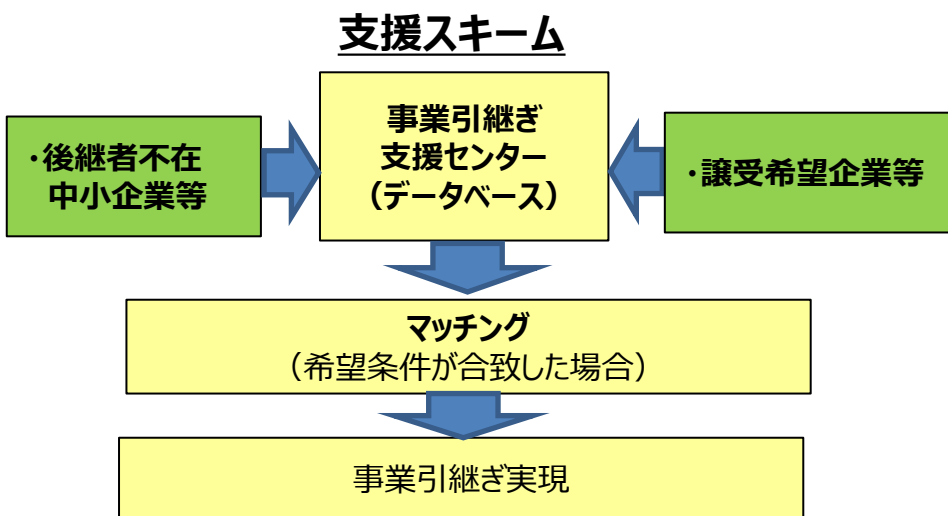


- 相続時精算課税との併用を認めることで、贈与税の納税猶予取消時の納税額を、相続税と同額とする。
- 成長を阻害する先代死亡時の切替要件を廃止（中小企業要件・非上場要件）

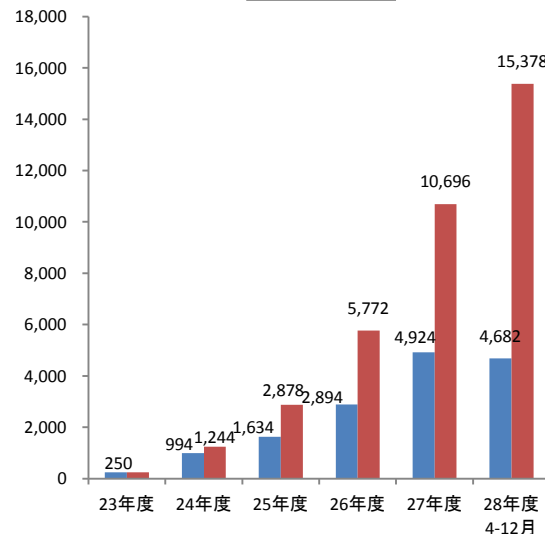
※以上のほか、手続きの簡素化によりさらなる利便性の向上を図る。

創業・事業承継支援施策（事業引継ぎ支援センター）

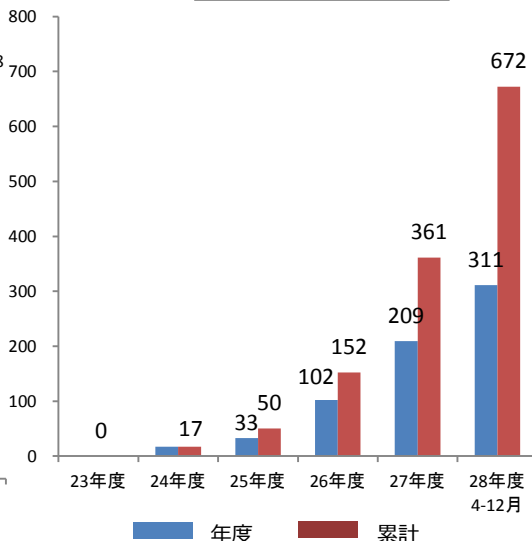
- 後継者不在の中小企業の事業引継ぎを支援するため、平成23年度より、中小企業のM&Aを行う事業引継ぎ支援事業を開始。平成27年度に事業引継ぎ支援センターの全国展開を実現。
- 発足以来、約1万5千社の相談に応じ、670件超の事業引継ぎを実現した。



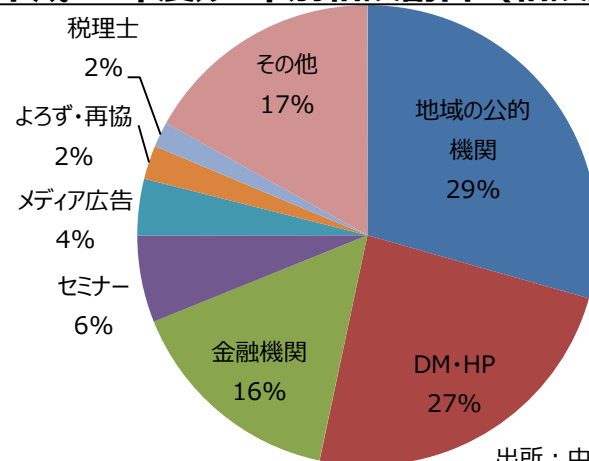
相談社数



事業引継ぎ件数



平成27年度ルート別相談割合（相談全体）

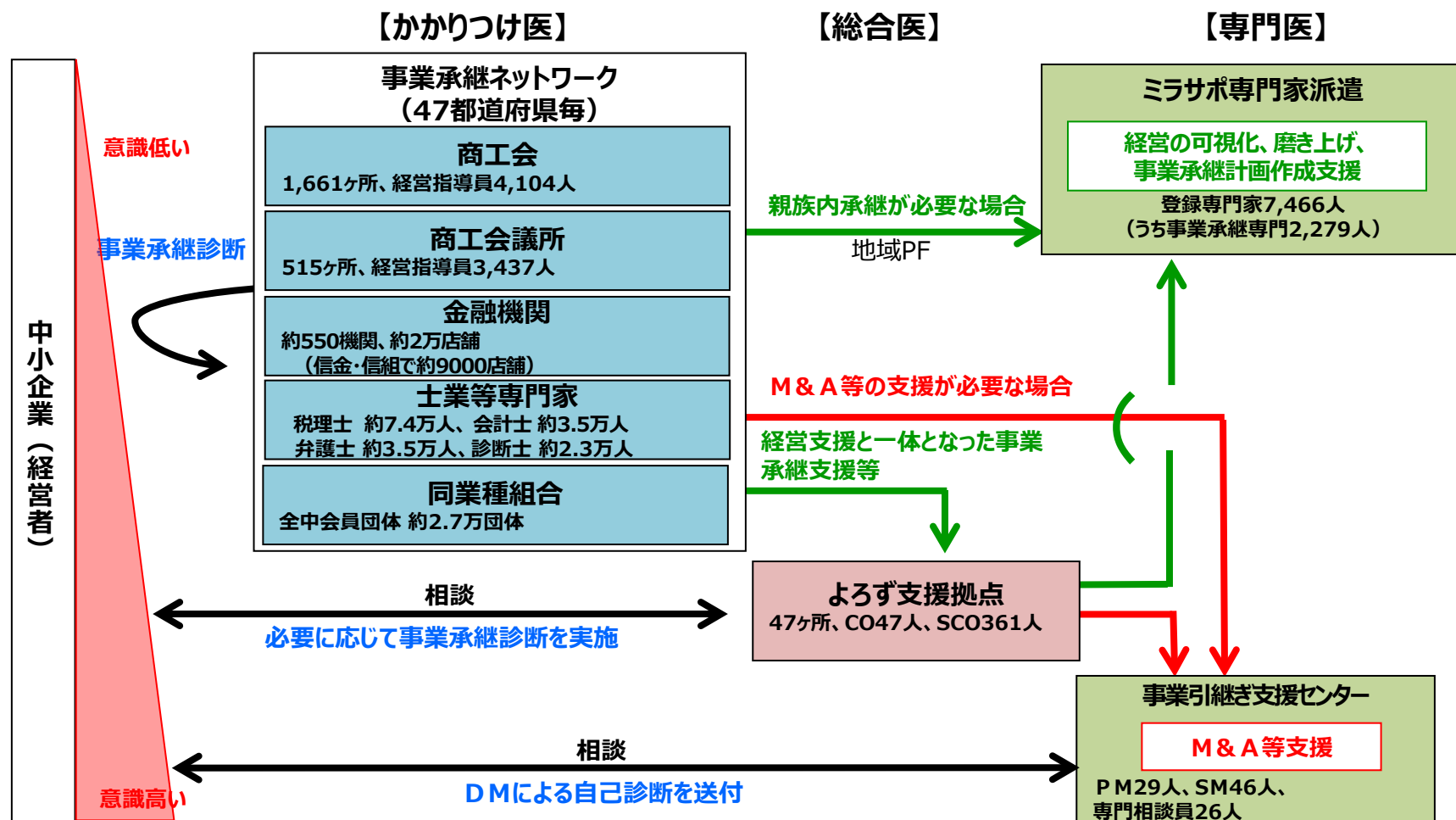


センターにおける支援の流れ

- ①相談対応（一次対応）
・相談対応を通じ、事業引継ぎ支援の実施の可否を判断。
- ②登録機関への橋渡し（二次対応）
・相談案件をセンターの登録機関（仲介業者、金融機関等）に取り次ぐ。
- ③センターによるマッチング（三次対応）
・マッチング相手がいる場合や登録機関の不調案件をセンターが士業法人等を活用してマッチングを実施。

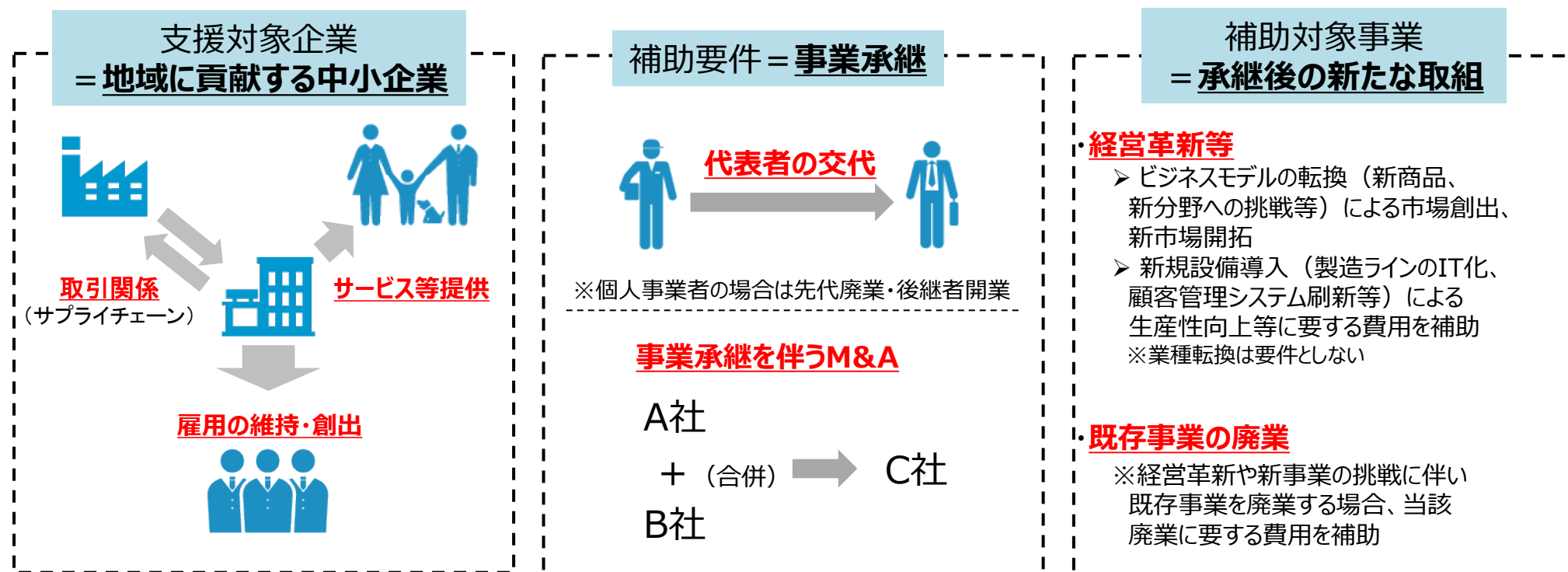
創業・事業承継支援施策（事業承継ネットワーク構築事業）

- 円滑な事業承継を促すため、国のバックアップの下、県がリーダーシップをとり、地域の商工会・商工会議所、金融機関、士業等のネットワーク化を図る。
- 早期・計画的な事業承継準備を促すため、「事業承継診断」の実施等を通じ、事業承継ニーズを掘り起こす。
- 他の支援機関、よろず支援拠点や引継ぎセンター等の公的機関と連携して事業承継をシームレスにサポート。



創業・事業承継支援施策（事業承継補助金の概要）

- 取引関係（サプライチェーン）や雇用創出等で地域経済に貢献する中小企業に対し、事業承継を契機とする経営革新等（ビジネスモデルの転換や新規設備導入による生産性向上等を言い、業種転換は求めない。）を支援することで、事業承継前後を通じた地域経済への貢献の継続、後継者の新たな取組の促進による中小企業の事業の再活性化を図る。
- 併せて、事業承継を契機として既存事業を廃業し新事業に挑戦するなど、事業の再構築を行う中小企業に対しては、廃業費用をも支援することで、事業の新陳代謝の促進を図る。



- ✓ 原則として補助上限は**200万円**（2/3）
- ✓ 廃業を伴う場合は合計**500万円**（2/3）
- ✓ 認定支援機関のフォローアップが要件
- ✓ 株式買取・納税資金等は補助対象外

創業・事業承継支援施策（潜在的創業者掘り起こし事業）

- 創業者の基本的知識習得のため、全国で質の高い創業スクールを認定。また、潜在的創業者の掘り起こしに繋げるため、全国の優れたビジネスプランを表彰するイベントを実施。

○創業スクール（認定制度）

- ① 創業に必要な一定レベルの知識を提供することができる創業スクールを国が認定する制度を実施する。
- ② 認定創業スクールについては、特設サイトで募集告知を行う等により広く周知を図る。
- ③ 認定創業スクールの中で作成された優秀なビジネスプランについては、「アントレプレナー・ジャパン・キャンペーン」に参加することができる。

支援スキーム



○ビジネスプランコンテストの開催

潜在的創業者の掘り起こし等に繋げるとともに、将来の地域の創業者を日本全国で増やす観点から、現行の創業スクール選手権を以下のとおり改変する。

（１）アントレプレナー・ジャパン・キャンペーン(EJC) の開催

①、②を集めて創業スクール選手権の拡大版である全国大会を開催する。

① 認定創業スクールの優秀なビジネスプラン

② EJCと連携した地域のビジネスプランコンテストにおいて推薦を受けたビジネスプラン

（２）創業フェスの開催（EJC内で開催）

創業者を支援する各団体・民間企業や過去の創業スクール選手権受賞者によるPRブース設置する等、横のつながりを創出し、創業支援の質の向上を図る。

多様な働き方の促進（「多様な働き方」の促進に向けた検討について）

- 「働き方実現会議」のキックオフを受け、実態把握や課題整理ができていない分野を中心に、経産省として、「多様な働き方」促進に向けて3つの研究会を立ち上げ。
- 各研究会が相互に連携しながら、産業所管省として、産業界に資する働き方を打ち出していく。その成果を実現会議にインプットし、厚労省と連携して必要なルール策定に反映していく。

① 兼業・副業の促進

兼業・副業を通じた創業・新事業創出に関する研究会

中小企業庁 創業・新事業促進課
経済産業政策局 産業人材政策室

兼業・副業を通じた 創業・新事業の創出

- 兼業・副業を通じた創業・新事業創出の政策的効果（社会・企業・個人にとっての）を深掘りし、「みえる化」

<想定しうる政策的出口>

- ベストプラクティス集の策定
- モデル就業規則の策定
- ガイドラインの検討 等

② 雇用契約にとらわれない働き方の促進

雇用契約にとらわれない 新しい働き方に向けた研究会

経済産業政策局 産業人材政策室

多様な働き方を通じた 人材の有効活用

- アンケート調査により、「雇用関係によらない働き方」に関する政策課題を抽出し、分析を行う。
- 働き方をいくつかのカテゴリーに分類し、カテゴリー毎の課題と対策を検討。

<想定しうる政策的出口>

- 課題と政策的方向性をまとめたガイドラインの策定 等

③ その他（人材活用の事例研究）

中小企業・小規模事業者の人手不足への対応研究会

中小企業庁 経営支援課
経済産業政策局 産業人材政策室

中小企業の人手不足対応力強化

- 人材確保に成功している企業は、賃金以外の就労条件等の整備に積極的。
- 多様な求職者から選ばれ、また、多様な求職者が能力を最大限、発揮できる企業づくり・職場づくりについて、業種別、規模別、地域別に事例を分析。

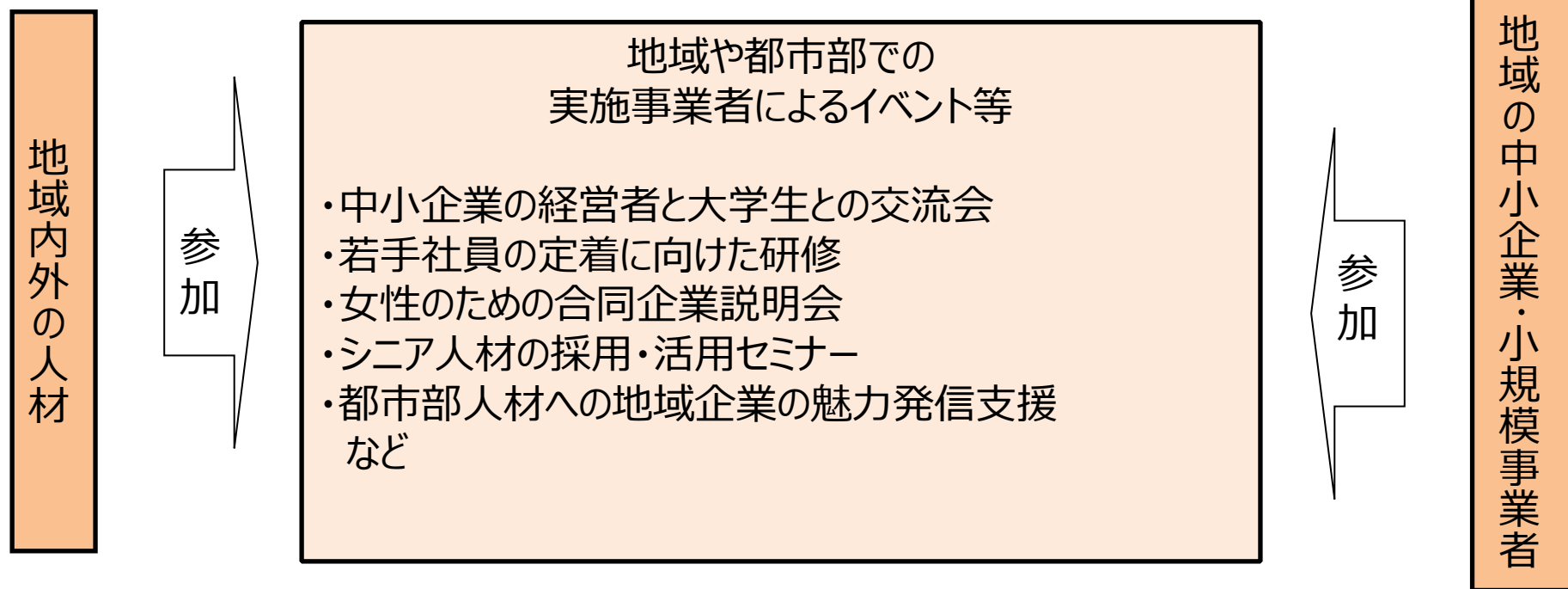
<想定しうる政策的出口>

- 事例集の策定を通じた横展開 等

人手不足への対応（地域中小企業人材確保支援等事業）（平成29年度予算10.3億円）

- 中小企業のニーズが高いミドル、新卒のみならず、女性や高齢者、外国人等の多様な人材に視野を広げ、人材の発掘から、確保、定着までを支援。

地域の中小企業・小規模事業者のニーズを把握し、都市部の若手人材等や地域内外の若者・女性・シニア等多様な人材から、地域事業者が必要とする人材を発掘する。併せて、合同企業説明会などを開催し、マッチングを促進する。同時に、人材定着のための研修等も行い、人材確保を支援する。



人手不足への対応（中小企業・小規模事業者人手不足対応ガイドライン）

中小企業・小規模事業者人手不足対応ガイドライン

※中小企業・小規模事業者の人手不足対応研究会とりまとめ（平成29年3月）

1. 趣旨

- 人材不足は中小企業・小規模事業者の経営上の大きな不安要素。多様な働き手が最大限能力発揮できる職場づくりや、設備導入等による生産性向上に取り組んでいる好事例を収集・分析し、人手不足対応への考え方を整理。豊富な事例とともに、経営者にヒントを与えることを企図。

2. 人手不足の状況

- 人手不足は全業種にわたり深刻化。人口構造的に恒常化する問題。
- 中小企業は大企業よりも離職率が高く、離職が人手不足につながっている側面もある。
- 新卒は大企業志向。一方、復職女性、高齢者等は中小企業を選択する傾向にあり潜在労働力が多数。外国人も増加傾向。

3. 基本的な考え方

- 経営課題として深刻化する人手不足を変革・成長のための機会と捉え直す。経営者次第で変革が進む可能性。
- 女性、高齢者、外国人等の多様な人材に視野を広げ、働き手の立場にたった職場環境整備等を進め、人材を確保する（掘り起こす）。
- IT導入や設備導入、人材育成等により、労働生産性を向上する。

4. 重要な視点（3つのステップ）

【ステップ1】

経営課題や業務を見つめ直す

- 背後の経営課題を見つめ直す
- 補充したい業務を見つめ直す

【ステップ2】

求人像や生産性を見つめ直す

- 業務に対する生産性を見つめ直す
- 業務に対する求人像を見つめ直す

【ステップ3】

働き手の目線で、人材募集や職場環境を見つめ直す

- 働き手の目線で、人材募集や自社PRを見つめ直す
- 働き手の目線で、職場環境を見つめ直す

※生産性向上は設備導入、人材育成からアウトソーシングまで幅広い取組を含む。

5. 事例集

- 業種別、規模別、地域別、経営課題別、課題クロス軸毎に索引。
- 100を超える事例において、きっかけや取組、効果を分かりやすく表示。

6. 人手不足対応を後押しする施策

- 3つのステップごとの関連施策
- よろず支援拠点の相談対制を充実させ、都道府県労働局と連携。

7. 普及・浸透に向けて

- 課題対応チャートや診断シートの作成
- 中小企業団体や都道府県労働局等の取組との連携

(参考) 人手不足対応力を強化している事業者の事例

茨城県つくば市梅園

有限会社モーハウス (授乳服の製造・販売)

【会社概要】

1997年に設立、2002年11月に法人化。授乳服の製作・販売、授乳服を通じた情報発信を行っている。資本金300万円。従業員数49人(2016年10月現在)。

【取組内容】

- ・乳幼児連れワークスタイルの導入や在宅勤務を導入している。
- ・時間制約のある女性の活躍支援を行い、優秀な女性の採用を実現。
- ・さらに、顧客と同じく授乳中の従業員が接客することで、営業にも好影響。



(参考) 地方における兼業・副業を容認している企業、兼業・副業を行う個人の事例

京都府京都市・大阪府大阪市

株式会社フューチャースピリッツ

(ITインフラ事業、クラウドサービス事業)

【会社概要】

2000年1月に(株)フューチャースピリッツ設立。ITインフラ事業等を行っている。従業員数は69名(2016年10月現在)。また、2004年6月に(株)フューチャーヒット設立。ウェブサイト制作等を行っている。従業員数は23名(2016年12月現在)。

【取組内容】

社員の視野を広げるアクティブな活動を支援するため、新しい制度を導入。

新しいスキルアップ制度である「会社公認 働かない制度」は、就業時間内に毎月最大20時間を、業務外の勉強や趣味、副業にあてることができるというもの(対象は入社後半年以上の正社員で、事前承認制)。

既に、手作りアクセサリーの制作と販売、家業である畑仕事の手伝い、社会人大学生としての学業など、社員による制度の活用が始まっている。



Future Spirits

奈良県生駒市

ゴールデンラビットビール

(ビールの卸・小売・通信販売)

【会社概要】

2015年9月に創業。地元産のコメを原料にした「ライスビール」づくりに取り組んでいる。

【取組内容】

代表の市橋健氏は製薬会社で勤務するかたわら、生駒市でビール販売店「ゴールデンラビットビール」を創業。奈良を盛り上げるため、奈良を訪れた方へビールでおもてなしをしたいという思いから、地元産のコメを原料にした「ライスビール」づくりに取り組んでいる。

会社側も、本業と地ビールづくりという“二足のわらじ”を推奨。ビールづくりや営業は、製薬会社勤務後や休日を使った、ダブルワークで創業するに至っている。



人材の確保に向けた取組（所得拡大促進税制の見直し）

（法人税・所得税・法人住民税）

- 本年度を上回る賃上げを実現するため、企業の賃上げインセンティブを強化。
- 大企業は、29年度に高い賃上げを行うインセンティブを強化。
- 中小企業は、現行制度による賃上げ促進に加え、29年度に高い賃上げを行う企業を強力に支援。

現行制度

【要件①】給与等支給額の総額：
平成24年度から一定割合（下図）以上増加

【要件②】給与等支給額の総額：前事業年度以上

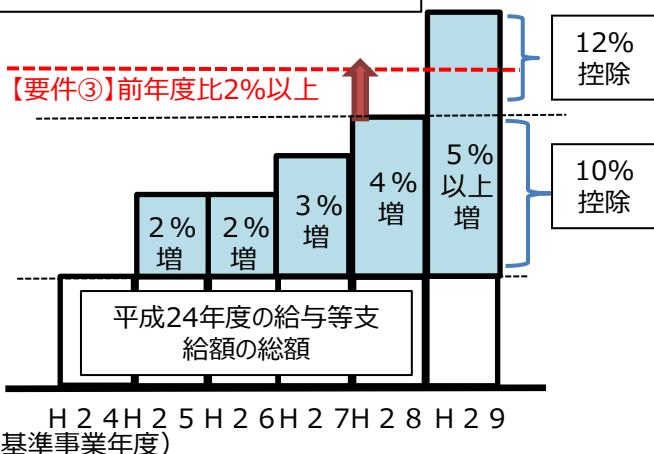
【要件③】平均給与等支給額：前事業年度を上回る



要件①～③を満たす場合

給与等支給額の増加額の10%を税額控除
(法人税額の10%（中小は20%）が上限)

大企業 (賃上げ率2%以上)



改正概要

※【要件①】【要件②】は、現行制度と同様。

＜大企業（資本金1億円超）＞

【要件③】
平均給与等支給額：
前年度比2%以上増加

（賃上げ率2%以上の企業）
前年度からの増加額について税額
控除を**2%**上乘せ

（賃上げ率2%未満の企業）
支援対象から除外

＜中小企業（資本金1億円以下）＞

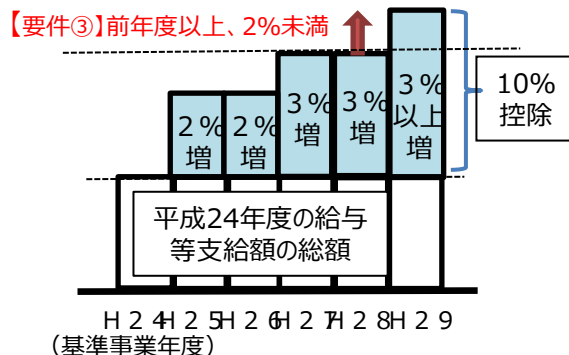
【要件③】
平均給与等支給額：
(1) 前事業年度を上回る
(2) 前年度比2%以上増加

(1) 賃上げ率2%未満の企業
税額控除10%を維持

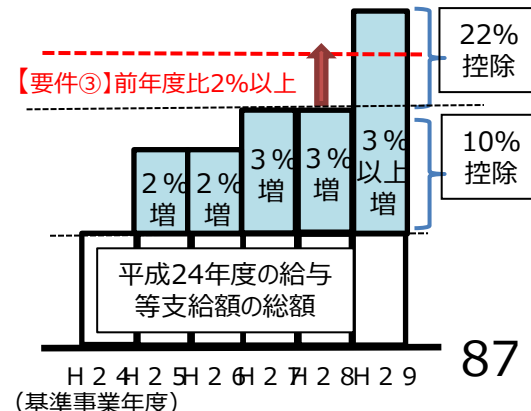
(2) 賃上げ率2%以上の企業
前年度からの増加額について税額
控除を**12%**上乘せ

中小企業

(1) 賃上げ率2%未満の場合



(2) 賃上げ率2%以上の場合



Ⅲ. 安定した事業環境の整備

(1) 下請取引対策による取引条件改善

○中小企業取引対策事業 等 【4.5億円 28補正】【13.9億円】

- ・下請事業者が多い業種について、サプライチェーン全体の取引適正化を推進するため、下請ガイドラインフォローアップや浸透に向けた取組の強化、業種特性に応じた課題解決の仕組みづくりを行う。
- ・下請事業者による連携を促進するなど中小企業・小規模事業者の振興を図るとともに、下請取引に関する相談の受付や、下請代金支払遅延等防止法の周知徹底・厳正な運用、官公需情報の提供等、取引の適正化を図る。

○消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業 【28.5億円】

- ・中小企業・小規模事業者等が消費税を円滑に転嫁できるよう、時限的に転嫁対策調査官（転嫁Gメン）を措置し、違反行為の監視・検査体制の強化を図る。

○消費税軽減税率対応窓口相談等事業 【19.4億円（新規）】

- ・消費税軽減税率制度を円滑に実施するため、中小企業団体等と連携して、講習会・フォーラムの開催、相談窓口の設置や、専門家派遣を通じたきめ細かいサポートを行う。

下請取引対策による取引条件改善（下請取引対策施策の全体像）

未来志向型の取引慣行に向けて 「世耕プラン」 （平成28年9月15日発表）

3つの基本方針

- （1）親事業者による不適正な行為に対して厳正に対処し、**公正な取引環境を実現**する。
- （2）**親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」**につながる望ましい取引慣行等を普及・定着させる。
- （3）**サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備**に向けた取組を図る。

3つの重点課題

本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけないよう、徹底する。

価格決定方法の適正化

一律〇%減の原価低減を要請される、
労務費上昇分が考慮されない、等

コスト負担の適正化

量産終了後に長期間に渡って無償で
金型の保管を押しつけられる、等

支払条件の改善

手形等で支払いを受ける比率が高い、
割引コストを負担せざるを得ない、等

業種横断的なルールの特明確化・厳格な運用（横軸）

事項	具体的な政策
下請代金法の特運用強化 （運用基準改正）	違反事例を追加し、違反情報の収集強化と未然防止を図る。【不適正な原価低減活動、金型の保管コストの押しつけ、等の違反行為事例の追加を公正取引委員会に提案】
適正取引、付加価値向上の特促進 （振興基準改正） *下請中小企業振興法	望ましい取引慣行を追記し、親事業者に要請する。（取引先の生産性向上への協力、労務費上昇分に対する考慮、サプライチェーン全体での取引適正化、等）【年内改正】
下請代金の支払条件の特改善 （通達、振興基準の見直し）	下請代金の支払条件の特改善を、親事業者に要請する。（現金払いの原則、割引料負担の一方的な押しつけの抑制、手形等の支払期間の特短縮、等）【年内見直し、約50年ぶり】
下請代金法の特調査・検査 の特重点化	原価低減・金型・手形等に重点をおいて、下請代金法の特書面調査の特充実、特別立入検査を実施する。 【年度内に実施】

業種別の特自主行動計画の特策定等（縦軸）

- （1）下請ガイドライン策定業種のうち、まずは幅広い下請構造をもつ自動車等の業種に対して、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた**自主的な行動計画の特策定と着実な実行を要請**するとともに、**フォローアップ**を行う。【年度内に策定】
- （2）業種別下請ガイドラインを改訂し、親事業者と下請事業者の特連携・協力に係る**ベストプラクティス**を追加する。【年度内に改訂】

下請取引対策による取引条件改善（下請代金法の運用強化）

- 昨年12月14日、公正取引委員会は「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（事務総長通達）を改正し、違反行為事例を大幅に追加。

運用基準改正のポイント

○違反行為事例の追加

（現行66事例から141事例に大幅増加）

- 公正取引委員会による勧告・指導の中で、繰り返し見受けられた行為、事業者が問題ないと認識しやすい行為等を追加
- 中小企業庁等と共同で実施した大企業ヒアリングで得られた情報等を元に追加

主な違反行為の追加事例

【減額】

コンビニエンスストア本部である親事業者は、消費者に販売する食料品の製造を下請事業者に委託しているところ、店舗において値引きセールを実施することを理由に、下請代金から一定額を差し引いて支払った。

【買ったたき】

親事業者は、取引先と協議して定めた「○年後までに製品コスト○%減」という自己の目標を達成するために、部品の製造を委託している下請事業者に対して、半年毎に加工費の○%の原価低減を要求し、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。

【不当な経済上の利益の提供要請】

親事業者は、量産終了から一定期間が経過した下請事業者が所有する金型、木型等の型について、機械部品の製造を委託している下請事業者から破棄の申請を受けたところ、「自社だけで判断することは困難」などの理由で長期にわたり明確な返答を行わず、保管・メンテナンスに要する費用を考慮せず、無償で金型、木型等の型を保管させた。

下請取引対策による取引条件改善（下請中小企業振興法・振興基準改正）

- 昨年12月14日、親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行等を示した下請中小企業振興法「振興基準」（経済産業省告示）を改正。

1. 取引先の生産性向上等への協力

親事業者は、生産性向上等の努力を行う下請事業者に、必要な協力（下請事業者との面談、工場訪問、サプライチェーン全体での連携等）をするよう努める。

2. 原価低減要請

原価低減要請を行うに当たっては、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く要請と受け止められないことがないよう、合理性の確保に努める。

3. 取引対価への労務費上昇分の影響の考慮

取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低賃金の引き上げ等に伴う労務費上昇について、その影響を十分に加味して協議する。

4. 型の保管・管理の適正化

金型、木型などの型の保管に関して、双方が十分に協議した上で、必要事項を明確に定める。
親事業者の事情によって下請事業者にその保管を求めている場合には、親事業者が費用を負担する。

5. 手形支払及び支払関係

手形通達と同様の内容（次頁参照。）

6. 下請ガイドライン及び自主行動計画の位置付け

業種別下請ガイドラインの内容を踏まえ、社内のマニュアルやルールを整備することにより、自社の調達業務に浸透させるよう努める。
また、業界団体等は自主的な行動計画を策定し、継続的にフォローアップするよう努める。

下請取引対策による取引条件改善（新たな手形に関する通達の概要）

- 昨年12月14日、中小企業庁と公正取引委員会において、手形支払に関する新たな通達を発出（昭和41年以来、50年ぶり）。なお、「振興基準」の中でも同内容を記載。

新たな手形に関する通達のポイント

- ① 下請代金の支払いは可能な限り現金で。
- ② 手形等による場合は、割引料を下請業者に負担させることがないよう、下請代金の額を十分に協議する。
- ③ 手形サイトは120日（繊維業においては90日）を超えてはならないことは当然として、将来的に60日以内とするよう努める。

ありがとうございます！



今後の下請代金は現金払いにします。



親事業者のうち大企業から率先して取り組んで頂きます！

※今後、政府が数年間かけて改善状況を調査します。

下請取引対策による取引条件改善（自主行動計画に関する動き）

- 世耕大臣から業界団体に対して、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた**自主行動計画の策定と着実な実行を要請**した。
- 自動車業界をはじめとして、**8業種21団体**が計画を策定し、本年3月までに公表済み。

業種	団体名
自動車	日本自動車工業会 日本自動車部品工業会
素形材（9団体連名で策定）	素形材センター等 計9団体
建設機械	日本建設機械工業会
繊維（2団体連名で策定）	日本繊維産業連盟 繊維産業流通構造改革推進協議会
電機・情報通信機器	電子情報技術産業協会（JEITA） ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMIA） 情報通信ネットワーク産業協会（CIAJ） 日本電機工業会（JEMA）
情報サービス・ソフトウェア	情報サービス産業協会
トラック運送業	全日本トラック協会
建設業	日本建設業連合会

【参考】日本自動車工業会 自主行動計画（大筋とりまとめ）の概要①

項 目	主 な 実 施 事 項
前文	・「適正取引推進宣言」 調達5原則を遵守する。（①開かれた公正・公平な取引、②調達先と一体となった競争力強化、③取引先との共存共栄、④原価低減等における課題・目標の共有と成果シェア、⑤相互信頼に基づく双方向コミュニケーションの確保）
I .1.合理的な価格決定	・下請事業者に具体的な原価低減要請を行う際は根拠を明確にし、十分協議を行う。合理性を確保するため、文書や記録を残さずに行う要請、口頭で数値目標のみを提示しての要請、原価低減の根拠を丸投げするような要請、原価低減要請に応じることが発注継続の前提となるような要請などを行わないことを徹底する。 ・取引先の努力によるコスト削減効果を一方的に取引対価へ反映することを行わないことを徹底する。 ・労務費上昇に伴う取引価格見直し要請があった場合には、協議を行う。特に人手不足や最低賃金の引上げがあれば、その影響を加味し、十分協議した上で取引対価を決定する。
2.型管理の適正化	・保管費用の負担、保管義務期間、返却や廃棄の基準等の一般的なルールやマニュアルを整備する。 ・親事業者の事情により保管を求める場合には、必要な費用を負担する。下請法運用基準に記載されている「型・治具の無償保管要請」は行わないことを徹底する。

【参考】日本自動車工業会 自主行動計画（大筋とりまとめ）の概要②

項目	主な実施事項
3.下請代金支払の適正化	・できる限り現金払いとすべく現金化比率の改善に努める。 ・手形等により下請代金を支払う際、その現金化にかかる割引料等のコスト負担について、下請事業者の負担とすることがないよう、割引料等を勘案して下請代金の額を十分に協議して決定する。 ・手形サイトは、将来的に60日を目標として改善に努める。
Ⅱ.下請ガイドラインの遵守	・自動車産業適正取引ガイドラインで掲げる問題視されやすい行為について、下請事業者と十分に協議して対応する。
Ⅲ.取引先支援活動の推進（ティア2以降にも展開）	・取引先の生産性向上に関する課題の解決に向けて、事業所や工場の訪問、研究会の開催、専門性の高い人材を派遣等に努める。 ・取引先を通じてティア2から事業活動のサポート要請があった場合は、取引先と協力してサポートする。
Ⅳ.教育・人材育成の推進	・基準改正を踏まえて、社内ルールやマニュアルの整備、見直しを行う。 ・社内及び連結子会社を対象に、コンプライアンス自主点検を実施。
Ⅴ.普及啓発活動の推進	・ティア1への周知徹底を図るとともに、ティア2以降への展開を働きかける。 ・ティア3以降にもセミナーの参加対象を拡大。開催地域や頻度を拡大する。 ・型保管について、ベストプラクティス等を参考にモデルとなる内容を整理する。
Ⅵ.定期的なフォローアップ	・自工会は、中小企業庁／経済産業省が定める業種横断的なフォローアップの指針を踏まえ、自主行動計画を毎年フォローアップすることにより、実施状況を評価し、PDCAサイクルにより会員各社の調達を改善していく。

下請取引対策による取引条件改善（下請ガイドラインの策定・改訂）

- 平成28年12月の関連する基準、通達の改正を踏まえて、下請ガイドラインを改訂。
- 新たに食品製造業・小売業（豆腐・油揚げ製造業）も策定し、合計**17業種**に。

1. 下請ガイドラインとは？

親事業者と下請事業者の間の望ましい取引関係の構築を図るため、業種の特性に応じて下請法等の具体的な解説を行うとともに、望ましい取引事例を示している。

2. 下請ガイドラインを改訂！

基準改正等を踏まえ、合理性を確保した原価低減活動、労務費上昇分の取引対価への反映、現金払いの原則（手形使用時はサイトを短縮）等の内容を反映。

＜既存の下請ガイドライン策定業種：16業種＞

素形材、自動車、産業機械・航空機等、繊維、情報通信機器、情報サービス・ソフトウェア、広告、建材・住宅設備産業、金属（旧：鉄鋼）、化学、紙・紙加工品、印刷、アニメーション制作【経済産業省】建設業、トラック運送業【国土交通省】、放送コンテンツ【総務省】

3. 新たな下請ガイドライン（食品関係で初！）

新たに「食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～豆腐・油揚げ製造業～」【農林水産省】を策定。問題となり得る事例と望ましい取引事例11項目を掲載。

＜食品製造業ガイドラインの例＞

派遣、役務の提供

＜問題となり得る事例＞

- 小売業者の要請で、特売期間中の店舗での商品陳列のため従業員を派遣したが、派遣費用の支払いがなかった。



＜望ましい取引事例＞

- 小売業者が要請を行う際、派遣費用の支払いはもとより、曜日の選択など要請を受けられるか十分協議の上で決定。

このほか、包材の費用負担、合理的な根拠のない価格決定、物の購入強制等について例示。

また、ガイドラインについて事例をわかりやすく解説した動画を公開。（→QRコード参照）



下請取引対策による取引条件改善（今後のフォローアップ体制）

- 今後、発注側の大企業、下請側の中小企業の両方に対してきめ細やかな調査を実施し、サプライチェーン全体にわたる「適正取引」や「付加価値向上」の浸透・徹底を図る。

項目	今後の対応
(1)自主行動計画のフォローアップ	✓ 中小企業庁の定める『フォローアップ指針』を踏まえ、 <u>各団体がフォローアップ調査</u> を実施。調査結果を踏まえ、 <u>個社の取組の改善</u> や <u>自主行動計画の見直し</u> を実施。
(2)大規模な調査の実施	✓ 昨年12月の関係法令の運用強化を踏まえた改善状況について、 <u>親事業者数千社</u> 及び <u>下請事業者数万社</u> に対する大規模な調査を実施。（平成30年1月頃実施予定） ✓ <u>現金払い比率、手形サイト</u> 等について、対策前と比較して <u>改善状況を確認</u> 。また、 <u>労務費上昇分の考慮、型保管費用の負担</u> など、新規項目も <u>調査対象に追加</u> 。
(3)下請Gメンによる訪問調査	✓ <u>全国に80名規模の取引調査員（下請Gメン）を配置し、年間2,000件以上</u> の下請企業ヒアリング実施。 ✓ 下請Gメンによるヒアリングで <u>問題事案を把握した場合</u> には、 <u>必要に応じ個社又は業界団体にフィードバック</u> し、自主行動計画の実行の徹底、改訂などを要請。

【参考】価格交渉サポート事業

- 価格交渉ノウハウを普及するとともに、きめ細かい個別相談（専門家派遣）を実施。

事業	内容
(1)価格交渉ハンドブック、事例集	16万部を印刷し、全国に周知。
(2)価格交渉サポートセミナー（受講料無料）	全国で約100回のセミナーを実施。団体や組合等への講師派遣も実施。 *28年度は157回。5,119名が参加。 85%が「役に立った」と回答。
(3)個別相談（3回まで無償で専門家を派遣）	下請等の中小企業のご希望に応じ、専門家が訪問して個別相談を実施。 *28年度は67社、116回実施。

相談事例 1．小ロット化した製品の価格交渉	対象製品リストの作成等を支援。
相談事例 2．金型保管の有償化交渉	保管金型リストの作成、交渉の優先順位、合理的根拠資料の作成等を支援。

中小企業庁・公正取引委員会からのお知らせ

型^{*}を無償で保管・管理させていませんか？



*ここでは、金型、木型、その他の型を「型」としています。

⚠ 法令違反となる可能性があります！
量産後の補給品の支給などのため、発注者が長期にわたり使用されない型を無償で保管させるなど、受注者の利益を不当に害することは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意！〉チェックポイント

- ☒ 発注者が受注者に対して、長期にわたり使用されない型を無償で保管、管理させていませんか。
- ☒ 当初想定していない保管に伴うメンテナンスなどを無償で受注者に行わせていませんか。
- ☒ 受注者からの型の廃棄申請に応諾していますか。また、明確な返答を行っていますか。応諾した場合、廃棄費用を支払っていますか。応諾しない場合、保管に必要な費用を負担していますか。

↓

こんな取引を目指しませんか？

- 金型・木型などの型の保管に関して、双方が十分に協議し、保管方法や費用負担を明確に定める。
- 親事業者の事情により下請事業者に型の保管を求めている場合には、親事業者が必要な費用を負担する。
- 親事業者が主導して、型の保管期間や数量を最小限にとどめる努力をする。

〈本件に関する問い合わせ先〉 中小企業庁 下請かけこみず ☎ 0120-418-618

➡ (1)の請求（送料負担）は 中小企業庁広報冊子のご請求について
(2)、(3)のお申し込みは 価格交渉サポート 電話：0120-735-888（全国中小企業取引振興協会）

(2) 資金繰りの円滑化

○世界経済の不安定性・不確実性などのリスクに備えた資金繰り支援

【642.0億円 補正】(うち財務省計上分326.0億円)

- ・世界経済の不安定性・不確実性や新興国経済の動向といったリスクに備え、日本政策金融公庫・商工中金によるセーフティネット貸付等の金利引下げ、経営力向上のための計画認定を受けた事業者に対する、日本政策金融公庫による融資制度の創設とともに、既存の保証付き融資を借り換える際の保証を実施する。

○きめ細かな資金繰り支援 【225.8億円】

- ・政策金融・信用保証制度により、中小企業・小規模事業者に対する資金供給の円滑化を図る。

□信用保証制度の見直し

- ・金融機関と保証協会の適切なリスクシェアを通じた中小企業の経営支援体制の確保、大規模な経済危機等に備えたセーフティネット機能の強化等に向けた制度的な見直しを行う。

○小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）【42.5億円】

- ・日本政策金融公庫が商工会・商工会議所の経営指導等を受けた小規模事業者に対して、無担保・無保証人の低利融資を行う。

資金繰りの円滑化（信用補完制度の見直しについて）

- 中小企業の事業の発展のためには、そのライフステージの様々な局面で円滑な資金調達が可能となるよう、信用補完制度を通じて必要十分な信用を供与することが重要。
- 信用補完制度をさらに発展させ、中小企業においては自主的な経営向上の努力を重ね、金融機関においては過度に信用保証に依存せず事業を評価した融資を行い、その後適切な期中管理・経営支援を実施することで、中小企業の経営改善・生産性向上に一層繋がる仕組みとする。事業性評価融資の促進に向けた金融行政と連携して推進。
- 中小企業政策審議会基本問題小委員会金融WG（座長：村本孜 成城大学名誉教授）において、昨年12月20日に最終報告書を取りまとめ。第193回通常国会に必要な法案についても提出し、6月7日に成立。

<信用補完制度の見直しのポイント>

➤ 保証協会と金融機関のリスク分担を通じた中小企業の経営改善・生産性向上

- 金融機関のプロパー融資（※）と保証付き融資を適切に組み合わせることで、金融機関による事業を評価した融資、適切な期中管理・経営支援を確保
（※）プロパー融資とは「保証の付かない融資」
- 保証協会・金融機関のプロパー融資の状況等の情報開示（見える化）

➤ セーフティネット保証による副作用の抑制と大規模な経済危機等への備え

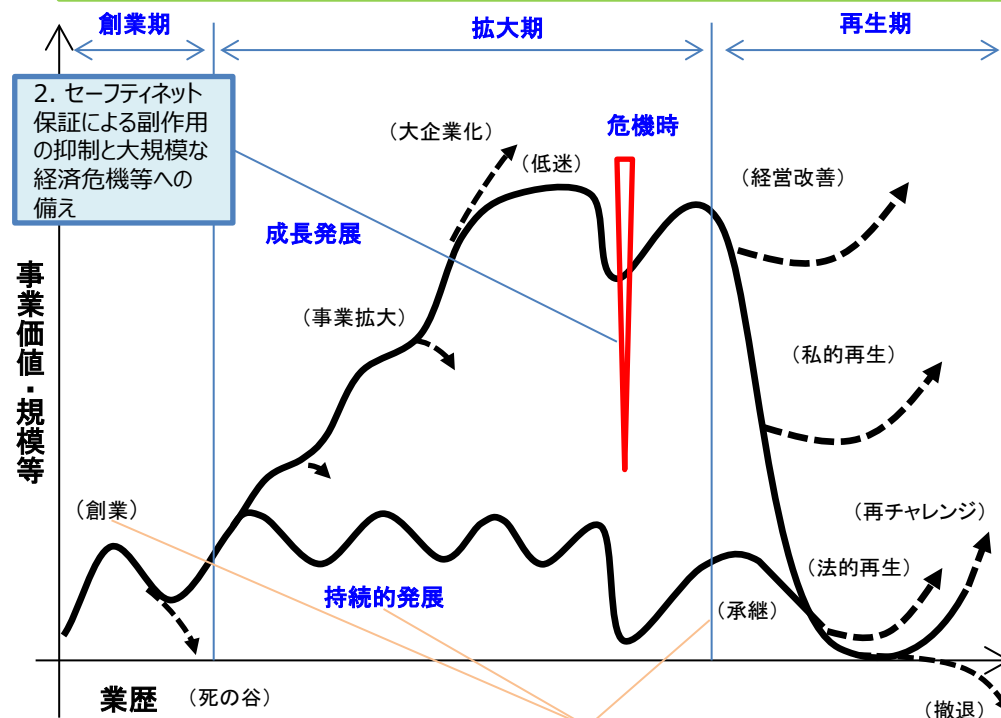
- 大規模な経済危機等の事態に際して、予め期限を区切って迅速に発動できる新たなセーフティネット制度を整備（別枠・100%保証）
- 既存のセーフティネット保証（不況業種としての5号）について、金融機関の支援の下で経営改善や事業転換等が促されるようその保証割合(100%)を一律80%に改正

➤ 創業期や持続的発展が重要となる小規模事業者向けの支援の拡充、事業承継・撤退時などの資金ニーズへのきめ細かな対応

- 創業者が手元資金なく100%保証を受けられる限度額を拡充(1,000万円→2,000万円)
- 小口向けの100%保証を拡充(1,250万円→2,000万円)
- 事業承継や円滑な撤退の際に必要な資金を円滑に調達できるよう保証メニューを充実

ライフステージに応じた支援の必要性

1. 保証協会と金融機関のリスク分担を通じた中小企業の経営改善・生産性向上



3. 中小企業の資金ニーズへのきめ細かな対応

IV. 災害からの復旧・復興

東日本大震災からの復興の加速化／熊本の復旧・復興

○中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 (中小企業等グループ補助金)

<東日本大震災>

【210.0億円】

・被災3県（岩手県、宮城県、福島県）の津波浸水地域や福島県の避難指示区域等を対象に、中小企業等グループが作成した復興事業計画に基づく、施設の復旧・整備を支援する。

<熊本地震>

【983.2億円 28補正】

・被災2県（熊本県、大分県）を対象に、中小企業等グループが作成した復興事業計画に基づく、施設の復旧・整備を支援する。

○被災地向けの資金繰り支援等

<東日本大震災>

【81.9億円】

・東日本大震災で被災した中小企業・小規模事業者に対する「東日本大震災復興特別貸付」など、低利融資を実施する。また、被災県に設置された「産業復興相談センター」において事業再生支援に取り組む中小企業・小規模事業者を支援する。

<熊本地震>

【610.0億円 28補正】

・熊本地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者に対して、日本政策金融公庫・商工中金が「平成28年熊本地震特別貸付」、信用保証協会が通常の限度枠とは別枠で100%保証するセーフティネット保証4号を引き続き実施する。

(参考) 情報提供・相談窓口の整備

(参考) ミラサポを活用した普及・広報

○ミラサポ《中小企業・小規模事業者の未来をサポート》(平成29年5月31日現在)

サイト来訪者数：413万、会員数：13万、メルマガ登録者数：9万7千、閲覧数：4,202万ページ

中小企業庁が運営する支援ポータルサイト。国や地方公共団体の施策の一体的な情報をタイムリーに、分かりやすく、適切に届ける。

<施策マップ(国や自治体の支援策を検索できるシステム)>

国・都道府県・市区町村の施策を目的や分野などに応じて検索でき、かつ、比較・一覧できるシステム。

自分が必要とする施策を、国・都道府県・市区町村を問わず、迅速かつ効率的に探すことが可能。

<巻頭特集>

補助金などの公募情報やイベント情報、経営改善に役立つ情報、公的機関の活用方法など、中小企業の多様なニーズにインタビューなどの特集形式で情報発信。また熊本地震対策の特設ページも設置。

<重点テーマ情報の発信>

予算・税制など中小企業の関心の高いテーマを分かりやすく解説。また、各省庁などにまたがる関連情報をワンストップで閲覧可能。

<メールマガジンの配信>

ニーズの高い情報を厳選したメールマガジンを毎日配信することで、「情報は欲しいがインターネットで常に探すのは大変」、「忙しくて時間がない」という中小企業の方々にも支援情報を分かりやすく発信。

<会員向けサービス>

全国の事業者や専門家が参加する「ミラサポコミュニティ」で情報交換が可能。また、経営などの課題を解決するための専門家派遣を無料で利用可能。更に、補助金の電子申請を行うことも可能。

メールマガジン

- 【知ってもらう】
・おすすめニュース

ヘッドライン

- 【知ってもらう】
・目的が明確な方への
ワンストップ情報提供
ページ

おすすめサービス

- 【知ってもらう／
使ってもらう】
・補助金の検索・申請
・専門家の無料派遣
・サポートツール
・コミュニティ（SNS）
・マニュアル整備
・事例紹介など

関心の高いテーマを
特設ページで解説

「ミラサポ活用術」として
ミラサポの有効な使い方
を紹介

ログイン

パスワードを忘れた方

ミラサポ
メールマガジン
補助金情報など最新ニュースを配信！
ご登録（無料）はこちら
バックナンバーはこちら

補助金・助成金
ヘッドライン

BUSINESS
CREATION
HEADLINE
ビジネス創造
ヘッドライン

マイナンバー制度
ヘッドライン

新規会員登録（無料）

ミラサポおすすめ
コンテンツ

サービスを利用する

補助金など支援施策
検索・申請

「IT導入補助金」
電子申請はこちら

「ものづくり補助金」
電子申請 申請内容の確認はこちら

無料派遣専門家
検索・申請

よろず支援拠点・
地域プラットフォーム

専門家派遣・電子申請を
利用するための
企業情報登録はこちら

ビジネスを創造する

よくあるご質問

ミラサポ活用術

中小企業庁からのお知らせ

- 中小企業技術革新制度（SBIR制度）について～平成28年度補正予算の特定補助金等に指定された事業を公表～（2017年2月16日）
- 平成29年度予算「ふるさと名物応援事業補助金（JAPANブランド育成支援事業）」（2017年2月13日）



- 今すぐ使える！「巻頭特集」バックナンバーはこちら！
- ミラサポを使いこなす！「ミラサポ活用術」はこちら！

ミラサポ更新情報

- ミラサポ総研 Vol.43 「IT導入補助金」を活用して今こそ経営力、生産性の向上を！を公開しました。（2017年2月9日）
- ニッポンをバトンリレー ちいさな企業の輪！ Vol.5「創業スクールを経て新事業を展開 協力者と共に」を公開しました。（2017年2月1日）
- ミラサポ総研 Vol.42 3つのIT導入支援施策で中小企業の経営力強化・生産性向上をバックアップ！を公開しました。（2017年1月27日）

施策情報

施策マップ
目的やキーワードから自社に
必要な補助金・助成金を探せます

地域経済分析システム
※ブラウザはGoogle Chrome（PCのみ対応）

重点テーマ

TPP TPP協定

マイナンバー マイナンバー制度

平成28年度 補正予算
平成29年度 予算・税制改正

認定支援機関

事業承継

下請取引

知的財産

商店街・まちづくり

ミラサポ掲示板

補助金（ものづくり、創業、その他施策など）

その他（02月13日）
【従業員に経営者感覚を！】ビジネスシミュレーションゲーム研修

その他（02月12日）
【無料】3/16・17 平成29年度税制改正＆キャッシュフロー経営セミナー

補助金（02月12日）
平成29年度予算「創業・事業継承補助金」まもなく公募開始みこみ

イベント・セミナー

東京都（02月16日）
「環境経営士」（商標登録済）養成講座を2...

全国・広域（02月16日）
「環境経営士」（商標登録済）養成講座を2...
む「ビジネス整理術」 vol.10～

さらに記事を探す

会社経営 人材・経理や手続きなどのお悩み

取引先・顧客 顧客開拓や営業のポイント

巻頭特集

- 【知ってもらう】
- 「ミラサポ総研」や「補助金虎の巻」では、施策活用事例や申請のポイントを分かりやすく解説
 - 「自営業者利益アップ道場」では、小規模事業者および経営指導員向けの支援施策・事例等の情報をまとめて提供

分かりやすい解説

- 【知ってもらう】
- 施策情報の一元提供『施策マップ』
 - 専門家コラム
 - 掲示板（イベント情報等投稿可能）

施策マップ（知りたい施策を簡単検索）

目的・条件から施策を探す
キーワードで施策を探す

「創業・経営者になりたい」「サービス業で使える補助金を探したい」など、目的や使いたい条件から知りたい施策を探せます。

入力欄：ものづくり、補助金
キーワードを入力して検索

目的・条件から探す
キーワードで探す

施策の一覧表を出力する
施策の一覧表を作成する

あなたの目的や条件にあった施策の検索を助けてくれます。利用したい施策の検索や、経営に役立つ施策の検索や、経営に役立つ施策の検索や、経営に役立つ施策の検索が可能です。

施策の一覧表を作成する

分野、エリア、目的、対象者、支援内容等から
必要な施策を簡単に検索可能

背景

- ✓ 複数の支援機関が存在することで、中小企業・小規模事業者からは、どこに相談すればいいのかわからないという声が多い。
- ✓ そこに行けば適切な相談機関につなげる、売上拡大など高度な経営相談に対応できる相談機関が必要。

「よろず支援拠点」を設置（平成26年6月～）

1. 中小企業・小規模事業者に対し、一歩踏み込んだ専門的な助言を行うワンストップ相談窓口。
（各都道府県の中小企業支援センター等に設置）

【具体的事業】

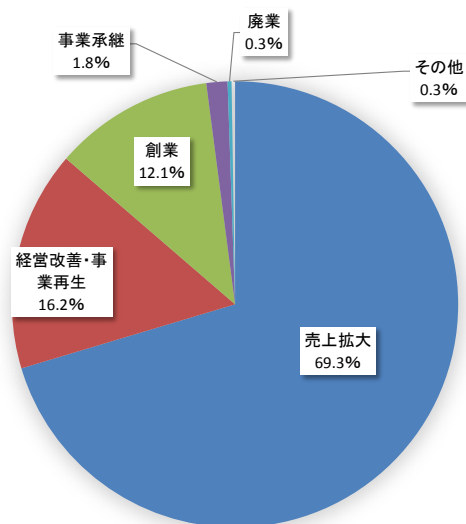
- ①どこに相談すべきかわからない事業者が電話や訪問で気軽に相談できる窓口
- ②売上拡大等のための解決策を提案
（新商品のアイデア、パッケージなどの新デザイン、インターネット販売立ち上げなど）
- ③経営改善策を提案し、行動に移すための専門家チームを編成して派遣
（企業OB、弁護士など）

2. 中小企業庁と各都道府県で選んだ概ね5～10名の専門家を配置。専門分野は経営コンサルティングに加え、ITやデザイン、知的財産など。

⑦支援体制について（よろず支援拠点の事業実績）

●これまでの３年間で、売上拡大等に関する相談を中心に約３９．５万件の相談に対応。

＜よろず支援拠点の相談実績（平成２８年度）＞



＜相談対応件数＞

約３９．５万件
(平成２６年６月～平成２９年３月末)

平成２６年度： ６．６万件

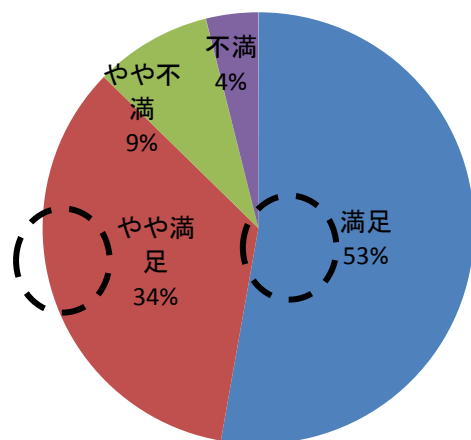


平成２７年度： １４．１万件



平成２８年度： １８．８万件

＜よろず支援拠点の満足度（平成２８年度）＞



事業者の声

＜企業概要＞

リトルピアニスト（代表：倉知真由美）

＜コメント＞

「よろず支援拠点に相談していなかったら、どうなっていたか。相談に乗ってもらえたことは、幸運の１つだと思う。他機関も含め支援してもらったことが大きな支えになった。今のリトルピアニストがあるのは、皆様の支援があったからこそと思う。」



出所：よろず支援拠点を利用した事業者に対するアンケート
※平成28年4月～8月。回答率29.6%(5,897者/19,879者)

(参考) よろず支援拠点一覧

平成29年4月1日時点

都道府県	よろず支援拠点実施機関	CCO	公募時所属／所有資格(該当者のみ)
北海道	(公財)北海道中小企業総合支援センター	中野 貴英	アステップ経営／中小企業診断士
青森県	(公財)21あおり産業総合支援センター	加藤 哲也	ケイ・シグナル
岩手県	(公財)いわて産業振興センター	星野 剛	(株)エイチエムシー
宮城県	宮城県商工会連合会	田中 宏司	経営コンサルタント事務所ダイナミックビジネスブレイン／中小企業診断士
秋田県	(公財)あきた企業活性化センター	小室 秀幸	(株)小室経営コンサルタント／1級販売士
山形県	(公財)山形県企業振興公社	成澤 郁夫	(公財)山形県企業復興公社
福島県	(公財)福島県産業振興センター	渡辺 正彦	東邦信用保証(株)／中小企業診断士
茨城県	(公財)茨城県中小企業振興公社	宮田 貞夫	(株)ハンプティ／小企業診断士
栃木県	(公財)栃木県産業振興センター	矢口 季男	(有)情報ビジネスコンサルティング／中小企業診断士
群馬県	(公財)群馬県産業支援機構	小畑 満芳	M&Oコンサルティング／中小企業診断士・MBA・ITC
埼玉県	(公財)埼玉県産業振興公社	野口 満	(公財)埼玉県産業復興公社
千葉県	(公財)千葉県産業振興センター	井口 章	(公財)千葉県産業復興センター／中小企業診断士
東京都	(一社)東京都信用金庫協会	金網 潤	(一社)東京都中小企業診断士協会／中小企業診断士
神奈川県	(公財)神奈川県産業振興センター	山崎 隆由	(公財)神奈川県産業復興センター／中小企業診断士
新潟県	(公財)にいがた産業創造機構	木村 泰博	木村経営コンサルタント事務所／経営士
山梨県	(公財)やまなし産業支援機構	中嶋 豪	前 日本軽金属(株)
長野県	(公財)長野県中小企業振興センター	白川 達男	国立大学法人信州大学
静岡県	静岡商工会議所	塚本 晃弘	前 (株)静岡銀行
愛知県	(公財)あいち産業振興機構	多和田 悦嗣	(公財)あいち産業復興機構
岐阜県	(公財)岐阜県産業経済振興センター	三輪 知生	(株)東海クロスメディア研究所／経営コンサルタント
三重県	(公財)三重県産業支援センター	野垣内 斉	百五スタッフサービス(株)
富山県	(公財)富山県新世紀産業機構	羽田野 正博	ヒューマックス経営考房／中小企業診断士
石川県	(公財)石川県産業創出支援機構	廣村 和義	前 共和産業(株)
福井県	(公財)ふくい産業支援センター	先鐵 久恒	(株)コスモタウン／ITコーディネータ

(参考) よろず支援拠点一覧

平成29年4月1日時点

都道府県	よろず支援拠点実施機関	CCO	所有資格
滋賀県	(公財)滋賀県産業支援プラザ	北村 省一	(株)サイテック
京都府	(公財)京都産業21	大秦 建一	(一財)京都ユースホステル協会
大阪府	(公財)大阪産業振興機構	北口 祐規子	オフィスKITS／中小企業診断士・ITコーディネータ
兵庫県	(公財)ひょうご産業活性化センター	藤田 勉	T&Mリサーチ／中小企業診断士、工学博士
奈良県	(公財)奈良県地域産業振興センター	松村 二郎	経営コンサルタント
和歌山県	(公財)わかやま産業振興財団	井上 禎	(株)紀陽銀行
鳥取県	鳥取県商工会連合会	西川 孝一	達人ネットワーク(有)
島根県	(公財)しまね産業振興財団	森山 武史	しまね信用金庫
岡山県	(公財)岡山県産業振興財団	鈴鹿 和彦	岡山県庁／中小企業診断士、特定社会保険労務士、行政書士
広島県	(公財)ひろしま産業振興機構	畑 博士	新日本有限責任監査法人／公認会計士
山口県	(公財)やまぐち産業振興財団	藤井 良幸	元 (一元)山口県中小企業診断協会
徳島県	(公財)とくしま産業振興機構	大塩 誠二	国立大学徳島大学
香川県	(公財)かがわ産業支援財団	本多 八潮	国立大学法人香川大学／総合旅行業務取扱管理者、電気主任技術者
愛媛県	(公財)えひめ産業振興財団	岡本 陽	(株)ブリッジインターナショナル
高知県	(公財)高知県産業振興センター	小松 宗二	(公財)高知県産業復興センター
福岡県	(公財)福岡県中小企業振興センター	佐野 賢一郎	(株)ベア・ホールディングス
佐賀県	(公財)佐賀県地域産業支援センター	今釜 秀敏	アイエムコンサルティング／中秋企業診断士
長崎県	長崎県商工会連合会	團野 龍一	PBコンサルティング／中小企業診断士
熊本県	(公財)くまもと産業支援財団	鹿子木 康	プレス・マーケティング／中小企業診断士
大分県	(公財)大分県産業創造機構	関谷 忠	別府大学／中小企業診断士、認定事業再生士
宮崎県	(公財)宮崎県産業振興機構	長友 太	長友中小企業診断士事務所／中小企業診断士
鹿児島県	(公財)かごしま産業支援センター	加藤 剛	(株)TL YING／ファシリティマネージャー
沖縄県	(公財)沖縄県産業振興公社	上地 哲	(株)デジタルあじま